

天慶五年四月二十五日

一一六

良房施入ノ田地

多紀良時爲寺家庄預之時、庄四至内、野林卅五町内地、治開成治田、好爲私田賣却人々者、靜案事情、寺家田地、故良房大政大臣明奉勅旨、以去承和十二年九月十日、所施入田地也、件勅施入田地四至内、豈可有私地耶、乞也衙察之狀、任官省符、并本券文、對勘彼是公驗、欲被賜國判、以牒、

天慶五年四月廿五日

少學頭僧(皇下)經長

少學頭僧

檢校權少僧都、貞崇

少學頭從儀師、鴻

別當權律師、貞譽

内供奉十禪師、神弁

大學頭大法師、神閨

内供奉十禪師

(別件)判、件新開田、寺家領地之由、官省符明白也、非可他人好妨邪、宜承知、依件令領

掌、不得令相妨之、

守平朝臣、隨時

權掾御船、宸仲

權掾平、朝望

權大目津守

Handwritten text on a slip of paper, including characters like 國判, 寺家, and 守平朝臣.

寺家領地

省領新開田壹町五段之狀

東寺供

請蒙國判信官省領掌新開田壹町五段之狀

本里為故撮大領多紀良時所治開也

字神宮前

廿一坪一段

廿六坪四段百廿步

廿二坪一段

廿二坪五段

廿一坪一段

官省符案文并奉券案文等

時件在去乘和十二年九月十日官省符為寺家傳法料田

地肆拾肆町拾肆段

一切經料年序已尚矣佛法隆尤在此莊仍元來不

田祖正稅無有臨請神役之責而得彼莊度之解併件多

紀良時為寺家

治開成治田行

田地故良房大政大目明奉 勅旨以去乘和十二年九

月十日所給入田地也并勅施入田地四至內豈可有私

地耶七也

從想所於官

省領和士于九月十日請地寺地野
小入道今思上林不地地
...

東寺供...

明家國判任官省符領掌新開田壹町五段之狀

河內縣... 本里為故擬大領多紀良時所治開也 昌者

字神宮前

十一坪一段

十六坪四段百八十步

廿坪一段百八十步

十二坪五段

廿二坪一段

引官省符案文并奉券案文等

歸伴莊... 去乘和... 九月十日官省符為寺家傳法料田

地肆拾肆町拾肆拾... 步兩也以其地之米充用傳法并書寫

一切經料年序已尚矣佛法... 隆尤在此莊仍元來不

田祖正稅無有臨時雜役之責而得彼莊度... 解伴伴多

紀良時為寺家... 野林卅五町內地

治開成治田好為... 者靜樂事特寺家

田地故良房大致大日明奉... 勅旨以去乘和十二年九

月十日所地... 勅施入田地四至內豈可有私

地耶七也... 勅彼是公

從松竹於富

東寺供

請蒙國判任官省符領掌新開田壹町五段之狀

河南... 本里為故撮大領多紀良時好所治開也

字神宮前

十五坪三段

十六坪四段百八十步

廿坪一段百八十步

廿二坪五段

廿三坪一段

引官省符案文并奉券案文等

緣件莊... 去乘和... 十九月十日官省符為寺家傳法料田
地肆拾肆町佰肆拾叁步內也以其地米充用傳法并書寫
一切經料年序已尚矣佛法... 隆尤在此莊仍元來不...
田祖正稅無有臨時雜役之責而得彼莊度... 解併件多
紀良時為寺家... 特庄四至內野林卅五町內地
沿開成治田好為私田... 者靜葉事情寺家
田地故良房大政大目明奉 勅旨以去乘和十二年九
月十日所施入田地也... 勅施入田地四至內豈可有私
地耶七也... 官省符并奉券文對勘彼是公

花...

省新和十... 九... 十... 地... 寺... 地...

東寺供...

國衙

請家國判任官省符領掌新開田壹町五段之狀

字神宮前

中河内... 條... 本里為故擬大領多紀良時好所治開也 昌者

十五坪三段

十六坪四段百八十步

廿坪一段百八十步

廿二坪五段

廿三坪一段

副官省符案文并奉券案文等

藤伴庄... 去乘... 九月十日官省符為寺家傳法料田

地肆拾肆町佰肆拾叁步內也以其地... 米充用傳法并書寫

一切經料年序已尚矣佛法... 隆尤在此庄仍允來不... 做

田祖正祝無有臨請... 難役之責而得彼庄度... 解併件多

紀良時為寺家... 一特庄四至內野林卅五町內地

治開成治田好為私田賣... 人... 者靜葉事情寺家

田地故良房大政大目明奉... 勅旨以去乘和十二年九

月十日所施入田地也... 初施入田地四至內豈可有私

地耶七也... 請家國判任官省符并奉券文對勘彼是公

花... 所... 於... 官...

有臨時雜役之責而得往所處
 寺家。一時店四至内野林卅五町内地
 田好為松田。其人者解案事情寺家
 房大故大日明奉。勅旨以去。永和十二年九
 月。地也。初施入田地四至内。豈可有私
 濟。察之。依官省符并奉券文對勘。彼是公

花松所於官地
 旋移平製
 在忠國寺
 少月原寺

八田地也... 初施入田地... 至內... 官省符并奉券文對勘彼是

驗啟被賜國...

天慶五年四月廿五日少學頭僧經長

少學頭僧

檢校權少僧都...

少學頭僧儀師...

別當權律師...

內供奉十禪師...

大學頭大法師...

本... 新... 之...

着... 非可他人... 妨...

承知... 領掌... 不得令相妨...

守平朝官...

花... 於... 富...

花... 平... 製...

花... 未...

少月... 象...

入田地也... 初施入田地四至內豈可有... 官省符并奉券文對勘彼是云

驗啟被賜國...

天慶五年四月廿五日少學頭僧經長

少學頭僧

檢校權少僧都...

少學頭僧儀師...

別當權律師...

內供奉十禪師...

大學頭大法師...

本... 新... 寺... 地... 也... 官省

着... 非可他人... 妨... 亦知... 領掌... 不得令相妨

守平朝官...

花... 於... 官...

旋... 平... 朝...

花... 寺...

少月... 寺...

少 目栗前

二十六日、己卯重ネテ、京畿七道諸國ノ神位記ニ請印ス、

〔本朝世紀〕

四月廿六日、己卯降雨、○中略、外記政ノコトニカ、移刻之後、大納

言藤原師輔卿、中納言同顯忠卿、參議同忠文朝臣、伴保平宿禰藤原在衡朝臣、著宜陽殿西廂座、神位記百卅餘卷請印、

○京畿諸神ノ神位記ニ請印スルコト、本月十一日ノ條ニ、石清水八幡宮若宮兩所大神ニ從五位下ヲ授クルコト、六年三月十一日ノ條ニ見

ユ、

二十七日、庚辰東西賊徒平定御報賽ノ爲メ、石清水臨時祭ヲ行ハセラル、是日、宇佐八幡宮、香椎廟ニ奉幣使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕

朱雀院 四月廿七日、庚辰奉幣宇佐八幡宮、香椎廟、石清水宮、依賽

東西賊徒討平之由也、

〔扶桑略記〕

二十五年 朱雀天皇 四月廿七日、有石清水臨時祭、

〔本朝世紀〕

四月十日、癸亥、天晴、又令陰陽寮撰申略○中可發宇佐八幡使之日、

○中即撰申略 中以廿七日、可發宇佐八幡使略○中之由了、

天慶五年四月二十六日 二十七日

幣所ヲ奉ルハ御
所ヲ奉ルハ御
幣所ヲ奉ルハ御

内裏ノ延
引ス依リ延

石清水臨時祭宣命

天慶五年四月二十七日

一一八

廿七日、庚辰、天晴、○中略、外記政ノコトニカ、移刻之後、大納言藤原實賴卿、同師輔卿、中納言同顯忠卿、參議源高明朝臣、伴保平宿禰、著宜陽殿西廂座、今日被奉遣宇佐宮神財并幣帛等使右衛門佐從五位下小野朝臣道風、其幣物等、自御所給之、子細在宣命、使發向時、又石清水被奉遣神財并舞人歌人等、使磨權守從四位、舞人十人、右近權少將內藏權頭正五位下良岑朝臣義方、少納上源朝臣允明、伊左衛門權少將從五位上朝臣實利、右兵衛權佐從五位近將監平原朝臣眞忠、佐從五位下藤原清遠、右衛門大尉藤原明方、左馬權少允源致、歌人十人、散位從五位下藤原朝臣千兼、從五位下藤原朝臣尚平、內藏大允藤平、同定平、藤原親公、笛清、藤原源筆、前若狹、是東西國賊亂時、御祈願也、而凶賊討滅之後、以去年十一月欲被果之程、有內裏觸穢所延來也、宣命、子細在天皇加詔旨と、掛畏支八幡大菩薩乃廣前爾、(恐美毛申)給と波久申、去二年冬乃比與利、兵亂事起、天東西、(無助志、遠近)無靜天、天皇朝廷毛愁歎、天宸襟不安、阿理、彼時、(美天乃邊遠乎平鎮女、凶牟乎拂除倍、關、下文)如此支非常乃凶難乎、掛畏支大菩薩乃

〔本朝世紀〕

信○佐々木
綱氏本

天慶五年

天慶二年
冬兵亂興

奉幣使發
遣

宇佐使小
野道風
石清水
舞人等
茂臨時祭
二年同
祭由祭
祈申サ
ル

天皇加詔旨と、掛畏支石清水爾坐八幡、(入、恐乃、前、)恐み恐み毛申賜と申、去二年冬乃比爾兵亂事起、天東西騷動、志遠近不靜、須天皇朝廷毛歎愁、御坐天、彼時爾御心中仁祈申給、布事有支、依天且其祈乃年分度者御封戶等去三季仁奉寄已了、支其後冥應暗合、天中外無事久、兵革漸休、天諸國已平、多利、即彼祈乃未畢、奉なる神事等、早爾奉賽給、はんと間仁、宮中仁頻觸穢事出來、天子今爾延廻、念給へ利、故是以吉日良辰擇定、天散位從四位上源朝臣允明乎差使、天先年乃御祈乃大幣、走馬、神財、舞男等令齊整、女令率持、天奉出給、布掛畏支大菩薩、此狀乎平聞食、天又毛又毛寶位無動、久、天下平安、し、天、夜守日守爾護幸賜と、恐美恐美毛申賜は久申

天慶五年四月廿七日

〔西宮記〕

六前田家本

賀茂臨時祭

吏部記云

天慶五年四月廿七日、於御在所、發宇佐幣使、石清水臨時祭使、宇佐使右衛門佐道風、石清水使播磨守源

允明朝臣、其舞人五位四人、六位六人、陪從等雜事、悉同賀茂臨時祭、蓋因去二年兵亂、被祈申每年可祭之由也云々、

〔西宮記〕

臨時御願

天慶四々廿七、石清水臨時祭、使允

宇佐使道風、立

神東

天慶五年四月二十七日

一一九

使ノ座次

天慶五年四月二十七日

一一〇

机石清水、使等竝著御前座、石清水東、御禊後宇佐宮使撤神寶退出、舞人著、王卿候御前、給酒肴、給挿頭、使舞人石竹、陪從阿千佐爲

〔江次第〕

石清水臨時祭試樂 臨時祭、起天慶五年四月廿七日、石清水臨時祭、平將門亂逆報賽也、使播磨守源允明朝臣、舞人十人、歌曰、祈クル八幡ノ宮ノ石清水ユク末トヲク仕マツラン、

〔兵範記〕

仁安三年四月三日、甲午、

夏秋被行石清水臨時祭例

四月例

朱雀院

天慶五年四月廿七日、庚辰、被發遣宇佐神寶并幣帛、右衛門佐小野道風爲使、又調神寶、舞人十人、歌人十人、被奉遣石清水宮、幡磨權守從四位上源允明爲使、依東國賊亂御祈也、帶劔五位六位爲舞人、歌人五位六位等也、此事去年十一月欲被遂畢之間、有内裏穢、于今延引、

〔大鏡〕

朱雀天皇 八幡の臨時の祭は、此御時よりあるそかし、○中位につかせ給て、まさかどかみたれいてきて、御かんにてそと聞え侍し、この臨時

石清水臨時祭ノ始

紀貫之東遊ノ歌ヲ作ル

の祭は、そのあつまあそひの歌、つらゆきのぬしのよみたりし、松もおるまたもこけむすいはしみつゆくすえとをくつかへますらん、今續古

集同

〔石清水文書〕

五田家中文書附錄 宮寺緣事抄臨時祭上

〔臨時祭事上〕

自天慶五年至天祿二年卅ヶ年之間、臨時祭事不見、若不被行歟、

天慶五年四月廿七日、庚辰、石清水臨時祭也、

使幡磨守從四位源朝臣允明、イ本權守

舞人十人

右近權少將良峯義方 少納言橘實利

右兵衛權佐藤原忠佐 佐藤原敦敏

右近將監藤原元輔 同中孚

右近將監平安直 左衛門權少尉源清遠

右衛門尉藤原明方 右馬少允源致

歌人十人

天慶五年四月二十七日

一一一

石清水臨時祭使 舞人

歌人

天慶五年四月二十七日

一一二

散位從五位下藤原千兼

同尙平

內藏大允藤原是毗

左京少進灌木

木工少允紀能之

前加賀介藤原庶正

前近江掾源修

蔭子橘澄平

同定平

藤原親正

歌云、

イノリクルヤハタノミヤノイハシミツユクスヘトヲクツカエマツラム

宣命云、○前掲ノ本朝世紀ニ

朱雀抑四年十月五日、(天慶)辛酉、依平將門藤原純友等討得報賽、始自今年、石清水宮

可被奉歌、舞人等、式乾門內西掖爲樂所、自今日行事、所司每日羞饌、舞人十

人、左右衛門、兵衛、左右馬、兵庫等判官也、歌人十人、堪能六位等也、

或記云、○前掲ノ西宮記所載ノ李部王記ニ同ジ、

〔續教訓抄〕

壹越調善薩雙調 第三黃鐘調曲 安城樂 新樂 中曲

愚案、此樂ハ城ヲ安ク樂ムトヨムヘキ歟付之代々被用御祈禱之樂、

將門逆亂之時、○中又當曲三反被報之、被謝賀茂明神、天皇朱雀御宇、關白(忠平)貞信又

樂所ヲ設
スケテ調樂

安城樂ヲ
奏ス

此社始有行幸、八幡同之、

○皇代曆、濫觴抄、異事ナキヲ以テ略ス、平將門誅ニ伏スルコト、三年二

月十四日ノ條ニ、藤原純友誅ニ伏スルコト、四年六月二十日ノ條ニ、始

メテ石清水臨時祭ノ調樂ヲ行フコト、同年十一月五日ノ條ニ、東西賊

徒平定ノ爲メ、大神宮及ビ諸社ニ奉幣スルコト、本月十四日ノ條ニ見

ユ、

二十九日、壬午兵亂平定ノ御報賽ニ依リテ、賀茂社ニ行幸アラセラル、

〔日本紀略〕朱雀天慶二年四月廿五日、丙申、天皇行幸賀茂社、

五年四月廿九日、壬午、天皇幸賀茂社、奉神寶、幣帛、走馬、禰宜等加給爵位、依兵

亂平和之賽也、

〔扶桑略記〕朱雀天皇 四月廿九日、行幸賀茂、是并賊亂之間宿賽也、

〔本朝世紀〕天慶四年十一月五日、辛酉、天陰雨降、○中略、平將門、藤原純友誅

月二十四日、及ビ四年六月二十日ノ條ニ收ム、是尤神明誅罰也、仍可有賀茂上下行幸、○下略、石清水

一月五日ノ條ニ收ム、

天慶五年四月十日、癸亥、天晴、又令陰陽寮撰申略、○中并可行幸賀茂之日、○中

天慶五年四月二十九日

一一三

神寶幣帛
走馬ヲ奉
ラセラル
禰宜等加
階ス

行幸ノ日
次ヲ定ム

天慶五年四月二十九日

一一六

可有憚歟、天慶五年賀茂行幸還宮時、無音樂鈴奏等、

〔中右記〕嘉保二年四月十五日、庚辰 ○今日賀茂行幸也、

當社行幸、朱雀院天慶五年四月廿九日、壬午初所被行也、平將門亂逆御願者、

〔續教訓抄〕舞之部壹越調菩薩雙調 第三黃鐘調曲 安城樂 新樂 中曲

愚案、此樂ハ城ヲ安ク樂ムトヨムヘキ歟、付之代々被用御祈禱之樂、

將門逆亂之時、略 ○中又當曲三反被報之、被謝賀茂明神、天皇朱雀御宇、關白貞信、又

此社始有行幸、

〔年中行事秘抄〕賀茂行幸事 天慶五年十一月廿九日、壬午、行幸賀茂上下

社、依東西國賊亂御祈也、當社行幸是其初也

〔賀茂注進雜記〕乾 行幸官幣御幸并祈願靈驗等

略 ○上 朱雀院天慶五年四月廿九日に、當社へ行幸あり、是則神社行幸のはしめ也と云々、此帝ハ延喜帝の皇子にて、承平の帝と申也、然に此神前へ行幸なりける御願ハ、平將門謀逆を企、我身平親王と名乗、親類眷屬を公卿殿上人となし、下總國に都をかまへて官物を押領し、西國にハ藤原純友朝敵となりて、天下のさはきなりし故に、天皇御みつから叡慮の誠を盡し祈り給

ひしに、靈驗あらたに御夢の告ありしかり、將門ハたちまちに矢にあたりて誅伏せられ、純友ハ生捕にせられ獄中に死して、四海靜謐に、万民安堵のよろこひをなしけれり、此御祈願のいちしるき神恩を謝し給ふとて行幸なり、さまざまの神寶みてくら物など奉られて、社の禰宜祝にも位階をなし給ひける、

○濫觴抄、皇代曆、二十二社註式、拾芥抄、石清水文書所收宮寺緣事抄等、異事ナキヲ以テ略ス、賀茂社行幸ノ日、年中行事秘抄、十一月二十九日ニ作り、日本紀略一ニ二年四月二十五日ニ作ル、今本朝世紀、中右記等ニ據リテ掲書ス、賊徒平定御報賽ノ爲メ、石清水臨時祭ヲ行ハセラル、コト、本月二十七日ノ條ニ、東遊走馬ヲ祇園社ニ奉リ給フコト、六月二十一日ノ條ニ見ユ

三十日、癸未群盜ニ依り、京中騷擾ス、

〔日本紀略〕朱雀院 四月卅日、癸未、夜群盜入京極人宅、奪財物、有騷動、諸有勅

計、

○諸衛ヲシテ夜行セシムルコト、五月一日及ビ六月二十九日ノ條ニ、

天慶五年四月三十日

一二七

天慶五年四月三十日

一二八

諸衛夜行ノ御馬ヲ牽送ラシムルコト、六月二十日ノ條ニ見ユ、

五月甲申朔

一日、甲申諸衛ヲシテ夜行セシム、

〔本朝世紀〕

六月廿九日、辛酉巳毀、天晴、略○中未時中納言藤原顯忠卿參入、著殿上

座、召權少外記多治文正、仰云、可勤夜行之由、去五月一日、被仰下了、而今如聞、諸衛不勤行其事、又馬寮不牽送御馬、

○左馬寮ヲシテ、諸衛夜行ノ御馬ヲ牽送セシムルコト、六月二十日ノ條ニ見ユ、

四日、丁亥外記政、是日、公卿ヲシテ、左近衛府ノ穢事ヲ定メシム、

〔本朝世紀〕

五月四日、丁亥、天陰雨降、大納言藤原師輔卿、參議源高明朝臣、伴

保平宿禰聽政、有申文、上卿依例、著侍從所之間、諸陣西門有穢疑、仍上卿暫不

參入內裏、令問穢由、其穢左近衛府中將曹司北殿、月東自來方橘光子命婦寄居、件者

乳母、其曹下女早朝起、見犬三四頭喫死童、其童有曾上并頭、無手足、于時命婦

候殿上、彼曹人參內申其由、則命婦奏聞事由、仍藏人左衛門少尉平善理承仰、

召左近衛府生下仲秀、被尋問件事、仲秀申云、彼曹下女申云、自初夜犬羆之聲

云々、但今所遺者只頭而已、又其邊有五寸許骨三枚、并腹骨之端少々、其所之

天慶五年五月一日 四日

一二九

御乳母
光子女
司具五
不具ノ
アリ穢曹

厨下女縁病出
童女餓死

天慶五年五月四日

一三〇

重體不具
體ヲ議シ
忌日トス

草皆踏伏也、然則若自初夜喫令體死人歟、又近曹厨家雜人云、厨下女縁病出遣之後、其身死去、其子年十歲許之女童、日來無所依止、不避厨家邊、每日乞物、然問伴童逐日憔悴、稍見死相、仍昨日逐出之後、猶留內教坊之南門、至于今朝不見伴童、疑者若伴童夜中入木死臥、爲犬被喫乎云々、今被問穢事時辰二刻也、其所自厨送陣食、并雜人來交已了者、爰大納言師輔卿內議云、今朝待政刻之間、依例著左衛門陣座、內裏有穢之時、彼陣無分別、然則此座公卿已爲觸穢之人、於參內有何事、然間、大納言藤原實賴卿參入、著宜陽殿西廂座、爰上卿召權少外記多治文正於侍從所、元令通申事由、然後參著宜陽殿座、于時有勅、令公卿定申伴穢可忌之期、公卿定議云、夜間雖聞犬囂之聲、不見有死人、至于見著之時、只有頭與臂、五體不具死人、不可爲卅日穢之由、前年已

七日爲期、於事可宜云々、但勅答

見、尤疑令體死人夜中喫出乎、具以明日儘可議定有、亥二刻諸卿退出、藏人木

工權助藤原遠規、以公卿議定之趣、仰置於太政大臣之里亭、以彼大相府被奏之旨、又被仰下於公卿也、

五日、戊子、天晴、權中納言藤原顯忠卿、參議藤原忠文朝臣、伴保平宿禰聽政、今日重被定昨日左近衛府穢事、即可爲卅日穢之由、議定奏聞、可評已了、

公卿廳座
檢上總交
替使等申

六日、己丑、天晴、休也、

七日、庚寅、天晴、大納言藤原師輔卿、參議藤原忠文朝臣、著廳座、有辨官申文、此日檢上總國交替使勘解由判官藤原有行等申送事、但少納言不參、仍無請印、

五日、丙子、內裏ノ穢ニ依リテ、臨時諸社奉幣使ヲ停ム、

〔本朝世紀〕五月五日、戊子、天晴、○中略、公卿穢事ヲ定ムルコト、又依有伴穢、以今月九日可發遣臨時奉幣使停止之由、被仰已了、

〔北山抄〕奉幣諸社事略記 同五年五月、惟香勘申厭對日吉事、忌祭祀婚姻也、祭祀與奉幣頗異、仍不可忌者、茂樹武兼等、申可忌避由、仍改定畢、

七日、庚寅、內御修法、祈雨御讀經定、

〔本朝世紀〕五月七日、庚寅、天晴、○中略、外記政ノコトニカ、術後、大納言藤原實賴卿、中納言藤原顯忠卿、同元方卿、權中納言同敦忠卿、參議源高明朝臣、伴保平宿禰、源庶明朝臣、藤原在衡朝臣參入、著宜陽殿西廂座、被定行爲祈雨於諸社、可有御讀經事、石清水、寬晴、賀茂上、貞譽、賀茂下、明陳、松尾、仁駿、師平

天慶五年五月五日 七日

一三一

石清水等
讀經社

天慶五年五月十六日

一三二

野、權律師大原野、權律師稻荷、禪喜春日、少僧都住吉、權律師大神、律師比叡、敬以上、各可率十口僧侶、別口供料白米一斗、菜料黑米一斗、以各當國正稅可給之由、辨官下宣旨、○中略、復任除目ノコト、又從今日、被始行内裏御修法、雖有觸穢所被行也、○本月四日ノ條參看

復任除目、

〔本朝世紀〕五月七日、庚寅、○中略、内御修法等ノコト、又有復任事、内舍人紀

直物

清雅、式部少輔紀朝臣在品、主計少屬依智秦良範等也、又有直物事、

十六日、己亥、深紅色ヲ禁ズ、

〔日本紀略〕朱雀院五月十六日、己亥、仰有司、始自來月一日、一切禁止紅染深

色、依延喜十八年三月、延長四年十月、承平七年九月宣旨也、

〔政事要略〕六十七男女衣服并資用雜物等事

左大辨源朝臣相職傳宣、大納言藤原朝臣師輔宣、奉勅、紅染色（保脫カ）可禁遏狀、去延喜十八年三月十九日、○其條延長四年十月九日、○其條承平七年九月七日、朝章重疊、而年來浮誕之徒、數入增色、司存之職、督察緩勤、若不加新制、何改舊弊、宜重下知、始自來月一日、一切禁止、但給本樣絹、不得過此色者、

六月一日
ヨリ實施
延喜十八
年承平七
年宣旨

天慶五年五月十六日

左大史尾張言鑿奉

同日、左衛門大志穴太時道奉、

○深紅色ヲ禁ズルコト、承平七年九月七日ノ條ニ、藏人中原助信ノ宿

直衣ヲ裂カシムルコト、天慶九年九月十日ノ條ニ見ユ、

十七日、庚子、殿上ニ於テ、蕃客來朝ニ擬シテ、其禮ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕朱雀院五月十七日、庚子、於殿上有遠客來朝之禮、是爲催詩興也、

十九日、壬寅、擬遠客餞、

〔古今著聞集〕

三事天慶五年五月十七日、内裏にて蕃客のたはふれ有け

り、大使には前中書王（兼明親王）の中將にておはしましけるををなし奉られける、其

外諸職皆その人を定られける、主上村上の聖主の親王にておはしましけ

るを、其主領にてわたらせ給ひけり、かゝるむかしのためしも侍る故にや、

二十三日、丙午、禁國ノ不動穀ヲ以テ、兼國無キ參議等ノ當年位祿ニ充テ

コトヲ請フ、

〔西宮記〕

二月位祿事、（兼意）同五年五月廿三日、无兼國參議、辨、少納言、近衛府佐、内侍

等、當年位祿、可給禁國不動之狀、令右大辨奏、

天慶五年五月十七日 二十三日

一三三

遠客ノ餞
ニ擬ス

兼明親王
ヲ大使ニ
擬ス

是月、郡司讀奏、

〔本朝世紀〕五月

郡司讀奏ノ儀

大丞保方持納書宮自日華門參入、置上卿左方傍退出、次大丞兼備（兼上）持硯宮同參入、置上卿右方傍退出、此間文正召掃部寮、令敷疊一枚於上卿後壇上、掃部寮自敷政門入、敷件座畢、後上卿召外記文正仰云、召式部少輔、于時權大輔有聲、伺程祇候敷政門外、即外記出召之、爰有聲朝臣、取副書一卷於笏、自敷政、宣仁門參入著座、讀申如恆、上卿把筆定之、至于其有誤有難之者不給定、有聲朝臣讀了退出、次少丞滋望參入、取在上卿前書宮退還、立軒廊南方、上卿起座向御所、滋望相候之、上卿取件書、付藏人令奏、于時自殿上差藏人、遣此書於太政大臣里第、此間上卿候殿上、（上卿即殿上人也）滋望立隱於左近中將陣吉上座候、自太政大臣里第藏人還參、奏事由之後、件奏返給上卿、々々給奏降殿、返給滋望、還著本座、滋望相隨出去、如初入之時、丞一人參入、給硯宮退出了、掃部參入、取輔座疊退去、

陣ノ吉上座

六月大癸丑朔盡

一日、外記政、

〔水黃記抄〕非參議大辨立申文例○中

（天慶）同五六一右大辨相職朝臣、

〔本朝世紀〕六月十四日、丙寅、天晴、諸卿不參、仍無政、

十五日、丁卯、天晴、諸卿遲參、仍無政、

十六日、戊辰、天晴、參議伴保平宿禰著左衛門陣、而上卿不參、仍無政、但今日局物忌也、

十七日、己巳、天晴、參議伴保平宿禰著左衛門陣、而上卿不參、無政、

十八日、庚午、天晴、休也、局物忌、

十九日、辛未、天晴、公卿不參、無政、局物忌、

廿一日、癸酉、天晴、中納言藤原顯忠卿著左衛門陣座、即參著宜陽殿西廂座、不著廳、仍無政、依可奏今日宣命也、

廿二日、甲戌、天晴、大納言藤原師輔卿參議源高明朝臣、伴保平宿禰聽政、

廿三日、乙亥、天晴、中納言源清蔭卿參議源高明朝臣、伴保平宿禰聽政、衙後著

藤原顯忠
陣座ヨリ
宜陽殿西
廂座ニ參
著

申文アリ
諸卿不參
ニ依リ政
ナシ
遲參ニ依
リ政ナシ
上卿不參
ニ依リ政
ナシ
局ノ物忌

宣旨ヲ給

諸卿不參
ナシ依リ政

近來疾疫
流行ノ輩
餓死ノ滿
道路ニ滿
ツ米價升
米價升每
文ニ十七
頻年饑饉

諸衛召仰

天慶五年六月十八日

一三六

宣陽殿西廂座、召式部少丞藤原滋望、給宣旨、

廿四日、丙子、天晴、休也、申刻白雨、

廿五日、丁丑、天晴、上卿不參、仍無政、

廿六日、戊寅、天晴、局物忌、參議伴保平宿禰著左衛門陣、而上卿不參、無政、

廿七日、己卯、天晴、諸卿不參、仍無政、今日局物忌也、

○十四日以後、二十七日ニ至ル外記政ニ關スルコト、便宜合致ス、

十八日、庚午饑饉、疾疫ニ依リテ、東西兩京ニ賑給ス、

〔本朝世紀〕六月十四日、丙寅、天晴、○中午後雨降、近來疾疫之事、多聽閭里、餓

死之輩已滿街衢、自去天慶二年以來、春夏之間、米直升別十七八文、頻年來之

飢餓之盛、見聞之者、無不愁歎、

十五日、丁卯、天晴、○中午後中納言藤原顯忠卿參入、著宣陽殿西廂座、被定賑

給使之事、上卿給差文之次、仰權少外記多治文正云、近日京中多聞飢病之輩、

此度之事、使等須殊常臨視、隨人々之體賑恤之由、宜召仰、又明日請料物、以十

七日可行者、即召仰諸衛了、

十六日、戊辰、天晴、○中戌刻白雨、今日諸衛官人等參申云、賑給之事、今日請料

常平所米
穀不足ヲ
陳ズ

先例廩院
ノ米ヲ給
ス廩院米無
キヲ以テ
常平所ノ
穀ヲ給ス

大辨障
依リ延引
ス

物、明日可給之由、所被召仰也、而就木工寮常平所、雖受料穀、而常平所陳云、近

江國且所運穀只三百斛也、（下略カ）而行之數已六百餘斛也、然則依未足彼數、不能下

行云々、仍明日難可給之者、權少外記多治文正爲問其由、召常平所官人、而入

夜不參、

十八日、庚午、天晴、○中今日東西京有賑給事、先例以廩院米給、而依彼院無米、

以常平所穀給之、

廿一日、癸酉、天晴、又權少外記多治文正、以賑給奏、奉中納言顯忠卿、即付藏人

左衛門少尉平善理、令奏聞之後、下給也、

十九日、辛未外記局ノ厨家ニ解除ヲ修ス、

〔本朝世紀〕六月十七日、己巳、天晴、今日局物忌也、又厨家解除、例今日也、而依

有大辨障延之、

十九日、辛未、天晴、此日厨家解除也、

二十日、壬申祈年穀奉幣、是日、諸社ニ臨時奉幣使ヲ發遣ス、

〔本朝世紀〕五月○日關ク、中略郡司讀奏ノコト、相次被定爲祈年穀可奉諸

社幣帛使之事、又召陰陽寮、令勘申可被遣其使之日時、爰勘申廿日壬申、廿一

天慶五年六月十九日 二十日

一三七

東遊ヲ祇
園社ニ奉
ラシム

奉幣使召
仰障ヲ申
ス人多シ

宣命草ヲ
奏ス

廢務十六社ニ
奉幣ス
八省院ヲ
裝束ス
内侍幣物
ヲ裏ム

天慶五年六月二十日

一三八

日癸酉兩日、上卿令藏人奏聞以廿日壬申、可奉遣件使之由、即自殿上差藏人兵部少丞平時經、令持勘文并使差文等、兩度遣於太政大臣里第、其後藏人傳勅語、申上卿云、彼廿日依御祈、可奉東遊於祇園寺、令須宜相定、若可無殊妨、同日行之、不然者、先以廿日爲奉幣之日、至于祇園之事、延日可行而已者、即上卿仰外記文正云、可被奉幣使定廿日了、宜召仰使等者、
六月十七日、己巳、天晴、又權少外記多治文正、終日參候、召仰廿日奉幣使等事、依各申故障、相替之人多也、
十八日、庚午、天晴、又權少外記多治文正、給終日參候、召仰廿日奉幣使等、
十九日、辛未、天晴、移刻之後、中納言藤原顯忠卿參入、令奏明日奉幣諸社宣命草、○中又權少外記多治文正特、伊勢使王等、串參、大納

言藤原實賴卿之、明可進、頭之由、

廿日、壬申、天晴、是日臨時奉幣使進發諸社、無爲祈年穀也、仍廢務、賀茂上下、松尾、平野、稻荷、春日、大原、大神、石上、八省院裝束如例、昭慶門內東腋設上卿座、嘉廣、瀨、龍田、住吉、丹生、河上、貴布禰、喜門內腋設辨、少納言、外記、史座、同門東腋設三局史生并官掌、召使、各部座、掌侍橋平子、於小安殿裏備幣物、已四刻、大納言藤原實賴卿就宜陽殿西廊座、次

中臣忌部
等各著木
綿ヲ著ク
拍手幣物
ヲ取ル
宣命ヲ使
神祇伯忠
望王ニ賜
先ヅ石清
水次ニ賀
茂
上卿中宮
ニ參ル

參議伴保平宿禰、源庶明朝臣、藤原在衡朝臣參入、著同座、即今日午二刻、少外記橋敏通以宣命納筥、奉上卿前、即上卿起座、進御所、於上卿之後、上卿付藏人奏聞之後、返給內記敏通、上卿更不還著本座、使經階下向八省院、少內記敏通、以宣命從之、使參議三人、起宜陽殿座、共向同院、少納言大江朝臣朝望、左少辨藤原朝臣有相、大內記藤原朝臣國均、權少外記多治文正、左少史尉船濟江等祇候、上卿就昭慶門內座、上未著前、令辨、少納言、外記、史、內記等著座、須臾上卿起座、經廊壇上著宣光門小座、西而、內記敏通、持宣命筥從之、次少納言、辨、外記等從、候同門內平敷座、但內記以宣命筥奉置、上于時中臣神祇大祐、大中臣賴行、忌部少副齋部宿禰春行、後取大屬貞江、康平等、各著繭木綿、入自東福門、昇小安殿、拍手取幣物、退出如式、次使神祇伯忠望王、入自同門參進、上卿前、賜宣命書退出、其後上卿起還著昭慶門座、辨、少納言、外記等從之、于時內記敏通奉置諸社宣命於上卿前、外記文正立嘉喜門內西方、先令參入石清水使、次賀茂、松尾、平野使、參議三人、各賜宣命出、次諸社使一々參入、賜宣命書各退出了、上卿不還著宜陽殿座、使自西方參中宮御在所承香殿、少納言以下、經廻自北陣、各々退出、其後無殊事、但中納言藤原顯忠卿、今朝先著宜陽殿座、臨於大納

天慶五年六月二十日

一三九

言實賴卿以下向八省院、自日華門罷出了、

○内裏ノ穢ニ依リテ、臨時諸社奉幣使ヲ停ムルコト、五月五日ノ條ニ見ユ、

左馬寮ヲシテ、諸衛夜行ノ御馬ヲ牽キ送ラシム、

〔本朝世紀〕六月廿日、壬申、天晴、○中又依大納言藤原實賴卿宣、權少外記文

正、召左馬大屬秦忠見、仰任先日宣旨、可牽送諸衛夜行御馬之狀了、件寮自六月十二日、依有死穢不牽送、今依其穢日過所仰也、

○諸衛ヲシテ、夜行セシムルコト、五月一日ノ條ニ、群盜ノ横行ニ依リ、諸衛ヲシテ、夜行ヲ勤メシムルコト、本月二十九日ノ條ニ見ユ、

二十一日、酉、癸賊徒平定ノ御報賽ニ依リテ、祇園社ニ東遊及ビ走馬ヲ奉リ給フ、

〔日本紀略〕朱雀院六月廿一日、癸酉、奉東遊走馬十列於祇園社、依東西賊亂

御賽也、

〔本朝世紀〕五月○日、略其後藏人傳勅語、申上卿云、彼廿日依御祈、可奉東遊

於祇園寺、○本名觀慶寺、承平五年六月十三日ノ條參看、令須宜相定、若可無殊妨、同日行之、不然者、

祇園寺

穢ニ依リテ御馬ヲ牽キ送ラズ

感神院勅使、
舞人歌人各十人、
裝束ハ賀茂行幸日ノ新調ヲ用ヒシム
宣命

舞人御覽
内藏寮穀倉院饗ヲ設ク

舞人ヲ御前ニ召シテ祿ヲ給フ

先以廿日爲奉幣之日、○其條至于祇園之事、延日可行而已者

六月廿一日、癸酉、天晴、○中今日依主上御祈、有被奉東遊并走馬左右十列、於

祇園寺感神院、以右近權少將良岑朝臣義方爲勅使、以左右近衛各十人、爲舞人并歌人、左十人、舞人五人、歌人五人、右十人、舞人五人、歌人五人、其裝束料、給人別下襲并白布袴

等、於藏人、但舞人著退紅染衣、歌人著蠻畫衣、此等衣、賀茂行幸之日、新所調也、于時大内記橘

直幹、奉宣命草於左衛門督藤原顯忠卿、即付藏人令奏聞之後、返給直幹、々々清書奉之、已二點上卿起座、進御所令奏、直幹隨候之、上卿還著之後、直幹以宣

命置於上卿前、于時右近權少將義方、進上卿前、受宣命文退出、次依宣旨、件舞人陪從等、入自左青環門、度綾綺殿、御在之御前、自承香殿東廊戶退出、是爲經

御覽也、但進發之時、内藏寮設饗、又於感神院者、穀倉院設水飯、未刻使義方歸參、奏返事、舞人陪從等、於殿上侍前立、藪之外、歌遊而罷、其祿以内藏寮調布給之、使未還之前、彼寮附置左近陣也、但件事自殿上所被行也、仍不能細記、

〔西宮記〕臨時六五年六月廿一日、使少將義方被奉歌舞祇園、舞近衛左

召御前給祿、

〔年中行事秘抄〕六月祇園獻馳馬例 天慶五年六月廿一日、主上使右近少將良

天慶五年六月二十一日

天慶五年六月二十五日

峰義方、奉馳馬十匹、感神院天神、賽先年兵亂之祈、騎者左右近衛各五疋、陪從亦兩府五人、裝束同賀茂祭等、

○祇園社ニ御願アラセラル、コト、三年正月二十日ノ條ニ、平將門、誅ニ伏スルコト、同年二月十四日ノ條ニ、藤原純友、誅ニ伏スルコト、四年六月二十日ノ條ニ、兵亂平定ノ御報賽ニ依リテ、石清水臨時祭ヲ行ハセラル、コト、本年四月二十七日ノ條ニ、賀茂社ニ行幸アラセラル、コト、同月二十九日ノ條ニ見ユ、

公卿定、

〔本朝世紀〕

六月廿一日、癸酉、天晴、○中又今日大納言藤原實賴卿、同師輔卿、中納言源清蔭卿、藤原顯忠卿、參議伴保平宿禰、源庶明朝臣、藤原在衡朝臣、著宜陽殿西廂座、有被定事、任、去年依勳功、并諸衛三人々、左衛門少志巨勢廣利、左兵衛少志大神高實、右兵衛權尉藤原遠方、右馬權少尉藤原成業、兵庫權少允藤原爲憲等、未到不上、多過其限、前日仰各本司、令進其由、勘文也、仍被定其事、即此度之罪在寬、可誠將來之由議定、奏聞、

諸衛官人等不上ノ罪ヲ議ス
議定後奏聞ス

二十五日、丁大宰府ヲシテ、重ネテ、管内諸國ノ諸神位記案ヲ寫進セシム、

〔高良社文書〕

○後筑

神名帳○中略

右大宰府去三月四日符、今月三日到來、傳、件諸神位記案、依天慶四年九月十日、同五年六月廿五（日略）兩度官符旨、可寫進狀、仰下頓了、○中

天慶七年四月廿二日

○大宰府ヲシテ、管内諸國ノ諸神位記案ヲ寫進セシムルコト、四年九月十日ノ條ニ、重ネテ、管内諸國ノ神名帳ヲ注進セシムルコト、六年八月二十二日ノ條ニ見ユ、

二十八日、辰外記政、郡司ノ位記ニ請印シ、又、諸家司ヲ補ス、

〔本朝世紀〕六月廿八日、辰庚申、天晴、時小雨、中納言藤原顯忠卿、參議伴保平宿禰、聽政、式部省丞錄參入、請印郡司位記、并申補諸家司、

廿九日、巳辛酉、天晴、大納言藤原師輔卿、中納言源清蔭卿、參議伴宿禰聽政、卅日、巳壬戌、未刻暴雨、即晴、休也、

○二十九日、三十日ノ外記政ニ關スルコト、便宜合敘ス、

二十九日、巳群盜橫行スルニ依リ、諸衛ヲシテ、夜行ヲ勤メシム、

天慶五年六月二十八日 二十九日

天慶五年六月三十日

一四四

瀧口武者
ヲ諸衛檢
非違使ニ
副シテ巡
警セシム

〔本朝世紀〕六月廿九日、辛酉巳歟、天晴、○中略外記政ノコトニカ、未時中納言藤原顯忠卿參入、著殿上座、召權少外記多治文正、仰云、可勤夜行之由、去五月一日被仰下了、○其條、而今如聞、諸衛不勤行其事、又馬寮不牽送御馬、近日京中群盜多聞、仍奏事了、又以瀧口武者、每夜四人、府別相副諸衛并檢非違使、自今夜令勤行之、又召仰左右馬寮、例牽御馬十匹之外、寮別牽加二匹、令宛瀧口人々料者、即召仰諸衛并馬寮等了、

○左馬寮ヲシテ、諸衛夜行ノ御馬ヲ牽キ送ラシムルコト、本月二十日ノ條ニ見ユ、

三十日、壬午大祓、贈皇太后藤原胤子國忌、

〔本朝世紀〕六月卅日、壬戌中、未刻暴雨即晴、○中早朝國忌、晚置大祓、別記、子細在

檢非違使ヲシテ、駿河掾橘近保ヲ追捕セシム、

〔日本紀略〕朱雀院六月卅日、壬午、檢非違使等、圍故致仕大納言家、爲追捕橘近保也、雖搜求不獲也、

〔本朝世紀〕六月卅日、壬戌中、今日左右檢非違使、自曉圍守故致仕大納言

藤原扶幹
ヲ室其家
季子内

藤原扶幹卿家、是爲搜求駿河掾橘近保也、但季子内親王買領伴家、自去年移

親王ニ賣
ル季子内親
王ト仲平

近保駿河
ヲ調物ヲ
奪取ル

住、又本主故大納言室家未移去、猶在同家、伴近保之妻、與故大納言家、元有因緣、近保遂使隱居彼家云々、仍所搜求也、于時季子内親王忽然畏縮、與數兒共乘一車、馳移於左大臣家、依内親王與大臣有因緣、爰檢非違使令奏云、是已内親王家也、被下宣旨、將以搜求云々、爰遣勅使藏人兵部大丞平時經、共令搜求彼内親王、并故大納言室家之居處、而遂不得其實、日晚解圍散去、但近保奪取駿河國進官調物、擬召勘其由、問已以逃去、而依有指申之人、所搜求也、

○藤原扶幹薨ズルコト、元年七月十日ノ條ニ見ユ、

天慶五年六月三十日

一四五

天慶五年七月一日 五日

一四六

七月癸未 朔

一日、癸未參議伴宿禰保平ニ朝臣ノ姓ヲ賜フ、

〔日本紀略〕朱雀院 七月一日、癸未、賜參議正四位下伴宿禰保平姓爲朝臣、

〔公卿補任〕五 參議正四位下伴保平、六、七七月一日、改宿禰爲朝臣、

〔參考〕

〔埤史料〕朱雀天皇事 記十三下 按、公卿補任亦爲此日○天慶五年 七月一日、改姓、而外記日記

八年七月十七日、猶注保平宿禰、可疑、

五日、醍醐天皇ノ皇子從四位上播磨權守源允明卒セラル、

〔一代要記〕醍醐天皇 皇子 允明 從四位上播磨權守、年月日賜源姓、天慶五年

七月五日卒、

〔皇胤系圖〕

醍醐天皇

源允明 母左兵衛佐源敏相女

○允明源姓ヲ賜ハルコト、延喜二十年十二月二十八日ノ條ニ、元服ノ

コト、承平四年十二月二十七日ノ條ニ見ユ、

二十日、壬寅近江ノ正稅ヲ以テ、醍醐寺法華三昧堂ノ料稻ニ充テシム、

〔慶延記〕三昧堂 醍醐雜事記三

一 太政官牒醍醐寺

永宛法華三昧堂料稻壹萬束事

右太政官今日下近江國符備、從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽

按察使藤原朝臣實賴宣奉勅、伴稻宜仰彼國、以正稅宛本額、始自今年加舉、

每年利稻春備見米、差幹了綱丁、令運送彼寺者、國宜承知、依宣行之、其春功

運賃、用伴稻內者、寺宜承知、牒到准狀、故牒、

天慶五年七月廿日 從五位下行左大史兼丹波權介尾張宿禰言鑿牒

從四位下守右大辨兼行內藏頭源朝臣

○醍醐寺法華三昧堂ノ年料雜物ヲ定ムルコト、八月十四日ノ條ニ見

ユ、

大和ノ正稅ヲ以テ、醍醐寺法華三昧堂ノ燈油料ニ充テシム、

〔慶延記〕三昧堂 醍醐雜事記三

一 太政官牒醍醐寺

天慶五年七月二十日

一四七

春功運賃
ハ利稻ヲ
用ヒシム

每日三合

八月十五
日ヨリ充
用セシム

天慶五年七月二十日

一四八

永宛法華三昧堂燈分油每日參合事

右太政官今日下大和國符僞從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣奉勅件燈分油宜仰彼國永令交易宛其料用正稅者國宜承知依宣行之仍須每月計日在前運送但油實始自來八月十五日宛之者日ノ八月十四條參看寺宜承知牒到准狀故牒

天慶五年七月廿日

從五位下行左大史兼丹波權介尾張宿禰言慶牒

相職○醍醐寺要書同ジ

從四位下守右大辨兼行內藏頭源朝臣

〔慶延記〕

十四官符橫 醍醐雜事記十四

注進

醍醐寺寶藏文書橫目錄事 上

合玖合内

一官符橫一合 納○中略

三味僧供料官符一卷八枚

天慶五年七月廿日 略○中

實錄帳一卷十二枚

天慶五年二月十五日

同帳一卷十四枚

同年十二月廿七日

官符一卷
八枚
醍醐寺實
錄帳

○二月十五日及ビ十二月二十七日ノ醍醐寺實錄帳ノコト便宜合致ス、

二十七日酉相撲召合尋テ追相撲アリ、

〔小野宮年中行事〕

七月廿八日相撲召合事

拔出日給甘瓜上達部儀、

天慶五年七月廿七日御記云相撲云々左右三府佐就出居左少將爲善左衛

門佐俊左兵衛佐師尹但師尹朝臣者四位也仍著第一床子右少將々々右衛

門佐々朝臣右兵衛佐員忠朝臣云々○右少將以下二十三字北山抄九所收ノ故殿御記ヲ以テ補ス

〔西宮記〕

七月十六日相撲式

天慶五年七月廿七日○諸本廿八日ニ作ル從四位下左兵衛佐兼右中辨藤原師尹左近少將源朝臣爲善左衛門佐源朝臣俊

右少將云々出居、
或記云天慶五年七月廿八日有追相撲云々公卿居簀子從簾中給瓜殿上中

少等著劔役仕藏人頭師氏朝臣出從簾中勸盃云々、

四位藤原
師尹出居
第一床子
ニ著ク

公卿ニ瓜
ヲ給フ
勸盃アリ

天慶五年七月二十七日

一四九

天慶五年八月六日

八月 壬子 朔

一五〇

六日、丁釋奠、

〔西宮記〕

八月 內論 釋奠

天慶五年八月八日（六カ）日小一條記云、依外記告參大學都

堂、講議一如例、但依彈正制、无宴饗也、

天慶五年私記云、上卿召助教清眞、々々唯、著座主座、上卿召直講十市部有象、

々々唯、著問者座、問答了、有象還本座、上卿召有象、仰可召次々問者之由、是異

承平七年例、未知得失、但今日上、右大將藤原卿也云々、

（實例）天慶五年內論議日、博士等申云、直講已上、々卿召之、但至博士召得業生已

下、上先召博士、々々下座唯、上宣、召（七）唯、復座召之、是年來之例也、又堀川贈

太政大臣、始從博士、至于學生召之、殿下只召直講已上云々、明日參殿、申博

士等所申之旨、即蒙仰云、是尤虛言也、直講已上、々召之、得業生以下博士召

之、是贈太政大臣私記也、

又爲令召得業生已下、更召博士所未聞也、今就博士所申思惟之、上召直講

已上了後、目博士令召、可宜歟、

〔江次第〕

五月 二月 釋奠

天慶五年、算博士不參、仍彼道不論、亦有（只カ）三道、九記

彈正制
ルニ依リ
シテ宴饗ナ

承平七年
ノ例

算博士不
參
三道ノ論

議

〔洞院家記〕

二十一 釋奠雜例

不待序取文臺例、（天慶五）

八日、（未）少納言不參、依リテ、外記政ヲ停ム、

〔洞院家記〕

十 補侍從所々監事

御記（傳實也）同五年八月八日、依少納言不參無政、

少外記文正、申無可給印文之由、即起座、渡侍從所出外記西門、辨及外記史等

無出立、著侍從所之後、左大辨云、恆例欲法申、外記先示其由、而今日直出申之、

辨史不知其由、所不出立也、（是カ）左外記文正之失也、

十一日、（戌、壬）大風雨、依リテ、定考ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕

朱雀 八月十一日

壬戌、風雨、大發屋舍、摧木及數處、仍止定考、

〔西宮記〕

大 八月 辨於穩座見參儀

小野記云、天慶五年八月十三日、定考、雷電云

云、依地濕、音樂用雨儀、大唐高麗各二曲、是又例也、

天慶五年八月十二日、大納言實賴卿、召右少辨行高仰云、以明日可有定考之

由、（昨日）依大雨、行高即差分官掌等、令申於諸卿已了云々、

同十三日、定考云々了、納言已下就朝所饗座、（參議、庶明、藤原、數盃之後、大納言

實賴起座、入自正廳北中戶、當第二間壁、向坤角而立、次大納言師輔卿、并參議

以下、（高明、忠文、庶辨）已上入西廊內、列立於正廳南廂西第三間壇上、二列（納言）

天慶五年八月八日 十一日

一五一

樹ヲ摧キ
屋舍ヲ發

音樂雨儀
ヲ用フ

朝所饗座
ニ著ク

天慶五年八月十一日

一五二

參議一列云々、可依次著座、于時第一參議藤原在衡、起座酌酒、先勸大納言實賴、頻唱平云々、

〔西宮記〕八月事 天慶五年八月十三日、定考、依大風延引、

九記云、天慶五年八月十三日云々、著朝所、左大辨初獻云々、辨少納言遞獻盃了、又左大辨勸盃云々

天慶五年記云、參議庶明、在衡著件座、件二人未著座、但至大辨雖未著座、有參入例、以外人必不著歟、

天慶五年八月日記云、依地勢狹、不能進立、似一行云々、

九記云、天慶五年八月十一日、大風雨延引、十三日定考云々、上卿起座、辨少納

言以下、此間起座、上卿出了復座、次諸卿退出、此度辨大夫等不起座、次辨少納言以下、自南廂出云々、○政事要略、異事、ナキヲ以テ略ス、

〔後愚昧記〕應安六年九月、○日、關ク、

大風例事○中

朱雀院

天慶五年八月十一日、大風暴雨、如延喜十三年八月一日、延長七年七月廿

兩京破損

六日、竝兩京破損、不可勝計、○下略、諸司ノ風損ヲ實檢セシムルコトニカ、ル、本月十二日ノ條ニ收ム、

〔河海抄〕十一野分 八月大風事○中

天慶五年八月十一日、大風暴雨、如延喜十三年八月、兩京破損、不可勝計、

十二日、亥、四府尉以下ヲシテ、諸司ノ風損ヲ實檢セシム、

〔後愚昧記〕應安六年九月、○日、關ク、

大風例事○中

朱雀院

天慶五年八月ル、○中略、大風ノコトニカ、十二日、藏人頭相職朝臣召公忠宿禰、仰云、先年大風時、遣使者於諸司、京中加實檢、行賑給之例、可勘申勘文了、又大納言於殿上召公忠、仰云、昨夜風雨、所々災、不可勝計、宜召仰左右衛門、左右兵衛府、遣尉已下於諸司、慥令申其損者、明日召仰了、

十四日、丑、醍醐寺御願法華三昧堂ノ年料雜物ヲ定ム、

〔慶延記〕三三昧堂下醍醐雜事等

一定可始自今月十五日醍醐寺御願法華三昧堂年料雜物事、

一燈分油事、依今年七月廿日官符、大和國以正稅、永可交易進、○其條アリ、

天慶五年八月十二日 十四日

一五三

賑給ノ例ヲ勘ヘシム

七月二十日ノ官符

天慶五年八月十四日

一五四

日別參合 二合晝夜各一合 一合夜讀經料

一米佰貳拾伍斛 依今年七月廿日官符近江國每年以料稻萬束、利稻三千束、除春功運賃、可納寺家之定、○其條アリ、

八十八石三升二合佛僧供雜用料 隨但佛僧供并薪直、隨小月可減其數、

佛供料

八石六斗四升佛供料 日別七斗二升、

僧供料

九斗六升四季懺初後并八箇度佛供料 一度一斗二升、

薪直

六十四石八斗六升僧供料 日別三石八斗、

湯沸夫料

十石八升同僧四季懺加供料 季別三石五斗二升、

燈心土器

二石八斗八升十二箇月薪直 日別八合、

炭直

六斗七升二合廿八箇度湯沸夫料 日別八合、

湯沸薪直

十三石五斗二升雜用錢六貫七百六十文代 但燈心土器并雜香炭真、隨小月可減其數、升別五文、

佛供料

七斗二升燈心土器直三百六十文代 月別卅文、

僧供料

二石一斗六升雜香三石六斗直錢一貫八十文代 升別三文、月別三斗、晝夜一升、

佛供料

六斗四升四季懺初後并八箇度佛供菓子直三百廿文代 一度卅文、

佛供料

二石八斗廿八箇度湯沸薪直一貫四百文代

佛供料

廿四度布薩 日度、 四度懺初

炭直

七石二斗炭千二百籠直三貫六百文代

正二十十一十二并五箇月百五十日料 籠別三文、

三百籠堂料 日別二籠、

九百籠六僧料 日別百五十籠、

遺貳拾參石肆斗肆升捌合 有閏月者、以此內可宛之、其外先任申請可用之、

一六僧夏冬衣服絹拾貳疋、綿陸拾屯事、

夏料絹六疋 口別一疋、

冬料絹六疋、綿六十屯 口別絹一疋、綿十屯、

件衣服、自內藏寮、未可宛行之狀、宣旨今日下彼寮了、

右年料雜物可宛用之狀、所定如件、

天慶五年八月十四日

別當從四位下行左中辨小野朝臣 右大史正六位大窪宿禰 醍醐寺要書同シ、

十七日、戊辰、甲斐穗坂駒牽ヲ延引ス、尋テ、之ヲ追行ス、

〔九條殿記〕 部類 駒牽 私家本 私記 天慶五年九月十三日、甲午、天晴、申尅內暨

來云、藏人頭右大辨相職仰云、只今可參入者、令問案內、申云、穗坂御馬牽之也、

天慶五年八月十七日

一五五

宜陽殿物忌

紫宸殿出御

牧司不參

延長八年ノ例

左馬寮次第ヲ守ラズ

御馬逗留ニ依リテ美濃解文ヲ奏ス

天慶五年八月二十三日 二十八日

一五六

而他上卿等皆申障不參云々、今尋事情、明日宜陽殿物忌也、因之年不合人、猶不參歟、爲恐公事、合申可參入之由、即參入著殿上、令申參入由、相次令奏解文、酉尅主上御南殿、其間著宜陽殿座、先是、參議忠文朝臣在伴座云、殿上仰云、先例御馬牽日、納言以上不參之時、參議行事者、依仰候也云々、依召經階下渡西、昇自西階著座、行事如常、牧司不引御馬、其身依不參上歟、事了退出、

二十三日、信濃望月駒牽ヲ延引ス、尋テ、之ヲ追行ス、

〔政事要略〕

廿三日信乃國中行事二十三日

八月下

天慶五年九月十二日、信

濃御馬引、日上中納言清蔭卿、召近衛馬寮如常、但隨召且立公卿前、延長八年例、召一度不進、中納言仰、令取御馬、共稱唯了、又仰云、數波各十、取手等遞進取之、右未取第六御馬、左頻取第七疋、右取六了、觸外記多治比文雅申日上、以左寮失次取申、右司請頻取狀、中納言問先例、外記申蹤先此方由、即許令頻取之、

二十八日、上野勅旨駒牽ヲ延引ス、尋テ、之ヲ追行ス、

〔九條殿記〕

部類 駒牽 九條家本

私記

天慶五年九月二日、癸未、天晴、此日上野國

諸牧御馬牽之、須依例去月廿八日牽進、而依十一日大風大雨、其條逗留之由、路次美濃國申解文、其解文昨日於陣頭申予、未時奏解文、相副昨日逗留解

今年侍臣等給馬ノ年ニ當ル大庭ノ裝束ヲ改メ、中重ニ辨備ス、牧司一ノ御馬ヲ牽ク

臣下ニ賜フ一匹ヲ馬數六十匹

文、而依御物忌、更不經覽、差藏人頭師氏朝臣被遣殿、還參之後、頭相職朝臣還給解文之次、仰云、今年殿上侍臣等可給御馬年也、而依御物忌、侍臣等不可陣外、須准雨儀例、於中戶令取者、改大庭裝束、辨備中重、參議保平朝臣相共出中戶、外記、史等隨候、著座之後、外記文正持解文置前机、可奉入御馬之由、宣旨、仰左衛門陣、左右近衛牽御馬、前例一御馬、牧司牽之、而年來无此事、仍今朝依例可令奉仕之由、仰文正了、而當時牧監不牽、因之令勘其由、文正申云、今朝召仰主當右馬寮屬魚守了、即申云、依例今候者、而今不候之由、勘問、魚守申云、其身乍候、申小齋發之由、不能牽進云々、而間時及黃昏、仍後日可勘責魚守之由、仰文正、且令牽御馬、其後行事如例、諸司先各取二疋、是依仰也、其後予起座、給一鶴毛、保平朝臣不給、依地下人也、殿上侍臣等次第給之、惣臣下所給廿一疋、其遺諸司取之如例、給馬人々、參內奏慶如常、今日御馬數卅疋、繫飼卅疋、

三十日、大學頭大江維時、清涼殿ニ於テ、洛中集ヲ講ズ、

〔西宮記〕

臨時 藏人所講書 竟宴 前田家大永鈔本

天慶五年八月卅、於殿上、大學頭維時初講洛中集、內記文範讀發題、侍從講、

天慶五年八月三十日

一五七

天慶五年九月十日 十九日

九月小盡壬午朔

十日辛卯不堪佃田奏

〔北山抄〕不堪佃田事 有國卿云、或國開發田一鄉不及百步、已非輸租之

限、可返却歟云々、開發之數、不定多少、今此新案、可尋舊例、天慶五年九月十日

貞御記云、在躬朝臣、令見不堪解文、可勘文四枚、常陸能登、無受領署、安房阿波、

開發田不足一町也、自余可奏之由、仰畢、不足田、可尋之

〔西宮記〕

九月 諸國言上損不堪佃田事

定文體

諸國言上去年不堪佃田略○中

某國 某國抄○某國ノ二字、西宮補フ、

已上何箇國不副進別譜、須返却解文、而或兵亂之後、經營軍役、各申不堪

開發田、若依先年官符定數、可免三分之二歟、天慶五年定、文、○中略

年月日

十九日庚子外記政、

〔西宮記〕

臨時一 前田家 大永鈔本

裏書 官掌失禮事

安房阿波
ノ開發不
足田

兵亂後軍
役ニ依リ
定數ノ三
免分ノ二
免分ノ二

官掌ヲシ
テ過狀ヲ
進メシム

御物忌

威儀御膳
ヲ供シ等
出御

入御

天慶五年九月十九日、諸卿入召使小屋、召使依例追人、爰官掌眞髮部常雄、候
結政所、乍聞召使追人之聲、有上不參之法申、仍左大辨在衡起座、一々退出、因
茲上卿脫靴退出、著宜陽殿、與左大辨、被咎今日違例之由、大辨以下仰史、勘官
掌令進過狀、

二十九日庚戌醍醐天皇國忌、

〔西宮記〕

十二 國忌 ○ 臨時 己 前田家本

凶事

裏書 同五九廿九御國忌也、垂身屋御簾、今日御物忌也

仍垂庇 撤晝御座、敷細貫筵二枚、其上敷菅圓座一枚、又以兩面端疊一枚、敷西

庇南第一間爲僧座、孫庇南第一二間敷綠端疊爲公卿座、其末廊敷同端疊爲

侍臣座、午四刻內膳供威儀御膳、次御厨子所供御齋食、次出御、次侍臣著座、次

權少僧都眞崇依召參上、依御物忌、昨夜參候陣中、未三點御齋食了之頃、賜漿於眞崇、又供

御漿、出從母屋南、次賜黑漿於侍臣、次眞崇退下、次入御、次撤御膳、先御厨子、即

以御厨子所給女房、以內膳給采女、是故實也、次撤齋食、御座供尋常座、次上母

屋御簾云々、

是月、大宰府ヲシテ、管内諸國ノ神名帳ヲ注進セシム、

〔高良社文書〕

後 ○ 筑

天慶五年九月二十九日 是月

天慶五年九月是月

一六〇

神名帳略○中

右大宰府去三月四日符、今月三日到來備、○中被太政官去年八月廿二日符、今年二月廿三日到來備、檢事意、件神名帳造進、既有其期、況太政官去年九月下彼府符備、管國嶋神名帳、悉以朽損、難可據勘、宜仰管國嶋、早令注進者、而于今不進、府之緩怠、責而有餘、○中略

天慶七年四月廿二日

○大宰府ヲシテ、重ネテ、管内諸國ノ諸神位記案ヲ寫進セシムルコト、六月二十五日ノ條ニ、同府ヲシテ、重ネテ、管内諸國ノ神名帳ヲ造進セシムルコト、六年八月二十二日ノ條ニ見ユ、

十月辛亥

○日本長曆三正曆範並ニ大盡トス、今水谷川本日本紀略ニ據リテ改ム、

一日、辛亥日食、

〔日本紀略〕院朱雀

十月一日、辛亥、日蝕不正見、諸司廢務、

〔本朝統曆〕六

十大朔、辛亥、二日蝕、十三分強、申二

十日、庚申宇佐使ヲ發遣ス、

〔西宮記〕

○臨時一家進發、宇佐使事

天慶五年十月十日貞公御記云、宇佐使

雅文朝臣發向、中使公輔來云、下太宰官符、依承平例、有奉走馬狀、彼時臨時御祈也、而官誤請印了、爲之何、又今日使依先々跡、可召御前者、

興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕

五年、壬寅、講師壹定、年五十九、滿卅一、三論宗、兼眞言宗、東大寺、賢觀

〔三會定一記〕

同五年、閏三月、宣、講師壹定、東大寺、豎義、安駮、次、春曉、

〔本朝世紀〕

閏三月卅日、癸丑、天晴、休也、此日左大臣里第召權少外記多治文

正、仰云、以東大寺壹定、可補當年興福寺維摩會講師之由、可仰講所者、文正蒙宣旨、參入於局、召權威儀師法納仰了、

天慶五年十月一日 十日

一六一

諸司廢務

承平ノ例
ニ依リ走
馬ヲ奉ル
勅使ヲ御
前ニ召ス

壹定ヲ講
師ニ補ス

十九日^巳、驛鈴二口ヲ伊豆國ニ賜フ、

〔類聚符宣抄〕^六 雜例

^(左)右大臣宣奉勅、外記局所納參剋驛鈴貳口、依伊豆國言上、宜送辨官、令宛行彼國者、

天慶五年十月十九日

少外記紀理綱 奉

二十七日^丑、承香殿ニ於テ、菊花ヲ御覽アラセラル、

〔日本紀略〕^{朱雀} 院

十月廿七日^{丁丑}、於承香殿東廂召公卿一兩、殿上侍臣、有

翫菊之遊、

外記局
納ムル參
刻ノ驛鈴

大極殿出
御

十一月^大 庚辰

^盡朔○流布本日本紀略及ビ日本長曆三正曆、小盡辛巳、朔トス、今、水谷川本日本紀略及ビ政事要略ニ據ル、

五日^甲、大神宮等ニ臨時奉幣使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕^{朱雀} 院

十一月五日^{乙酉}、^甲酉、^乙酉ノ二字、天皇幸八省院、奉幣伊勢大神宮等、

〔西宮記〕^{九月} 例幣

吏部記云、天慶五年十一月五日、行幸八省、有臨時奉幣事云

云、大納言師輔語次陳云々、貞觀年中、无中臣時、忌部預幣而退、太政大臣忠仁^(良房)

公聞之、自中途召還幣使、以諸司官人中臣氏者差使、因忌部只掌持幣、非可執

中臣職、又給使王宣命了、日上直起座、是例也、而近年內記、或難云、須內記撤筥

後、日上可起云々、非先蹤云々、

十日^己、外記政三省位祿目錄ヲ申ス、

〔洞院家記〕^十 補侍

^{外記政}從所々監事 御記 同年十一月十日、三省依例申位祿目

錄、畢辨官申政如恆、又外印如恆、

十五日^甲、出雲國、新羅船、隱岐ニ來著ノ由ヲ奏ス、

〔日本紀略〕^{朱雀} 院

十一月十五日^{乙未}、出雲國言上、隱岐國新羅舟七艘寄著

之由、

天慶五年十一月五日 十日 十五日

外印

二十三日、壬寅、五節御前試、

〔江次第〕

五節御前試事十一月 舞姫不足例略○中

舞姫急ニ病ム

天慶五年十一月、殿上舞姫、忽病不參、忠幹女、

〔權記〕

長保元年十一月廿三日、○今夜御前試也、生昌舞姫俄有煩申障、依

延喜廿年、天慶五年例、三人舞、御歌不待仰早反、可謂違失、

醍醐天皇ノ皇子源盛明、元服セラル、

〔日本紀略〕

十一月廿三日、○廿三日、原、廿二日ニ作ル、壬寅、源氏盛明

元服、

〔花鳥餘情〕

桐一壺 ひたりのつかさの御馬、藏人所の鷹すへてたまはり給

同記、天慶五年十一月廿二日、盛明源氏加元服、右大將實賴卿加冠、纏頭大

藤原實賴加冠纏頭ニ馬鷹ヲ加フ

將、加馬鷹各一、

○花鳥餘情所引ノ吏部王記、二十二日ニ作ル、今水谷川本日本紀略ニ

據リテ掲書ス、

二十四日、癸卯、新嘗祭、

〔政事要略〕

十一月廿二 年中行事二十六 吏部記、天慶五年十一月廿四日、行

神嘉殿出御

右近衛宿直ヲ申ス

大忌幕内屢申テ奏ス

擁政及ビ未赴任國司等ノ爽名ヲ奏ス

獵使

幸中院、余并大納言師輔卿、依例欲立幄前、而右大將實賴卿、權中納言敦忠卿等云、例多候本座、亦奏幄北幔、近則去年例如是、余云、先朝一候此座、故右大臣定方公亦在座、彼時避座列立、去元年六月神今食、左大臣亦在座、彼日列立亦如此、未見候本座例、又諸衛皆立幕外、謂理立候似宜、大將云、先例誠有不起例、而論理避座尤宜、即共立幄北如常、右近衛就大將邊申宿直、先令府生諮宿申候由、大將問名、府生諮、凡常茂也、大將問、將曹不候畢、常茂申候由、大將許令申、爰將曹播磨文仲申之、大將云、文仲須申候由、令府生申、乖例也、是夜左右近衛大忌幕數唱神歌、或散樂狼藉、公卿仰召使令教正之、

二十五日、甲辰、節會、

〔政事要略〕

十一月廿二 年中行事二十六 吏部記、○天慶五年十一月略○中

廿五日、新嘗會、右大將實賴卿、殊諸國司申擁政及未赴任等、可申宣旨者爽名、于右大將相職朝臣令奏、又參維摩會、彈正大弼藤原中正、病故申文間、殊令奏、件朝臣病由、大將知之、故相職朝臣云、先例若奏維摩會不參者歟、大將問諸卿、令奏其餘、不分明者皆除、相職朝臣即仰大將云、春道宿禰秋成、播磨宿禰武遣獵使、宜入見參、大將召大外記三統公忠、問奏維摩不參者障之例、

親王ノ御座次

申云、差文及參不勘文等皆奏之、大將云、然則必可奏之、即仰秋成等可入見參由、右大辨奏了、仰大將云、有例者可入見參、大將即重告可奏中正朝臣障由、左中辨小野好古朝臣諮大將云、年來親王東第三柱下、而又前年例進第三間、與大忌座平頭也、今日暫依近年例立之、隨仰將進止、大將問余、答云、延喜三四年奉仕小忌時、在第三間、臨舞姬進、暫起座令下、而同六年爲小忌預下如近年、爾來多如此耳、大將云、今日暫可依近例、後唯氣色將定之、仰左大辨在衡、在衡仰御酒勅使大辨、立南欄、小向西北、余問大納言師輔卿云、不向正面是例也、右大將問余云、召大歌於舞臺、此事可奏歟、答云、先朝或有仰令旨、殊不見內辨奏之、年來日上直仰令召之、大將有即仰內豎召之、

大歌ヲ舞臺ニ召ス

大僧都濟高寂ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

十一月廿五日、乙巳、

水谷川本ナシ、大僧都濟高卒、年八十六、

〔僧綱補任〕

二興福寺本

權律師濟高

延長三年八月廿三日任、真言、東大

官歴
勸修寺最
初ノ別當

寺、貞觀寺座主、兼勸修寺別當、醍醐先帝御筆法花經、以此日、於勸修寺供養、依爲寺別當、被賞任之、同六年十二月廿七日、兼任東寺別當、承平元年十月廿七日轉正、同五年十月十二日任小僧都、朱書下、七十九、天慶三年十二月十四日轉任大

僧都、八十四、同五年十一月廿二日入滅、八十六、

〔東寺長者補任〕

一

權律師濟高

延長六年十二月廿七

日任長者、即寺務、七十同日任東大寺別當、同卅日補金剛峯寺座主、觀宿同七年正月五日拜堂、承平元年十月廿七日轉正、宣命、同五年十月十二日任少僧都、天慶三年十二月十四日轉大僧都、同五年十一月廿五日卒、九十不兼法務、勸修寺根本、承俊僧都入室、惠宿受法資、聖寶灌頂弟子、延喜十年八月九日任勸修寺別當、五十九延長三年八月廿三日任權律師、勸修寺供養導師賞經從儀師、威儀師、大威儀人、也、年月日建立高野三昧堂、○延長七年是而巳、

高野三昧堂ヲ建立ス

〔勸修寺長吏次第〕

一代

大僧都濟高

延喜十八年八月九

日任長吏職、○中同六年十二月廿七日直任東寺一長者、○中五年十一月廿五日卒、九十一歲、

〔東南院務次第〕

第三大僧都濟高

勸修寺兼東南院

大僧都濟高、姓源、右大臣多公男、初從承俊、慧宿二師、學密教、後依聖寶僧正入灌頂壇、且質密部、延喜三年秋、帝建勸修寺、詔濟高爲落慶供養導師、同五年九月二十一日、真言三論兩宗賜年分度者於勸修寺、官符同十年八月九日、勅領

天慶五年十一月二十五日

一六八

勸修寺、官符、延長三年八月二十三日、帝御筆法華經、就寺慶讚、賞任權律師、同六年十二月二十七日補東寺長者、同日補東大寺別當、同月三十日補金剛峯寺座主、大僧都、觀宿替、同七年兼東南院、讀、承平二年十月十三日任少僧都、天慶三年十二月十四日轉大僧都、同五年十一月二十五日入滅、或九十一、

〔勸修寺文書〕

〇山城

勸修寺雜事

一別當次第

律師承俊 又延喜二年、濟高任別當之書、承俊加奉行判、于時、別當之條不分明、只依遺命執行歟、又勾當寺家者若所司歟、

一大僧都濟高

延喜二年三月十六日任別當、右大將宣、

〔血脈類集記〕

二灌頂師資相承血脈

三代眞雅御弟子

付法二人

濟高 大僧都、勸修寺別當、延長三年正月廿六日、任律師、年七十二、或記云、醍醐先帝御筆法花經供養、勸修寺預此賞、補醍醐座主云々、天慶二年十二月十五日入滅、六十八、已上乘印云々、

小四代 源仁弟子

僧正聖寶 付法十人 略 〇中

濟高 高野、東南院、年五十九、大僧都、一長者、金剛峯寺座主、天慶五年十一月廿

五日卒、八十寺務勞十五年、貞觀、勸修兩寺別當也、

裏書云、濟高事 次第云、

俗姓不分明、聖寶受法灌頂弟子也、延長三年八月廿三日任權律師、同六年十二月廿七日轉一長者、會理二長者、觀宿、延徹、同月入滅之間、依無人勤任御願、承平五年十月十三日轉少僧都、天慶三年、(轉脫力)大僧都、同五年十一月廿五日卒、八十寺務十五年、已上裏書、

〔密宗血脈鈔〕

中

聖寶

濟高大僧都

勸修寺最初別當、又高野、又東南院、東大寺、貞觀寺別當、

天安元年誕生、承俊律師入室、又惠宿大德受法、延喜二年壬戌二月八日乙

酉(非)傳授、師主位法務大僧都二長者、年七十一、受者凡僧、年四十六、但小

生、延長三年八月廿三日任權律師、六十於勸修寺被供養、天皇御筆法華經、

依寺家別當賞任之、同六年十二月廿七日任一長者、七十今月觀宿、延徹兩

人入滅、故同日會理律師加任二長者、承平元年十月廿七日轉正、同五年十

月十三日轉少僧都、七十天慶二年十二月十四日轉大、八十同五年十一月

天慶五年十一月二十五日

一六九

承俊ノ入
室宿ノ受
法

天慶五年十一月三十日

一七〇

廿五日入滅八十六、或八十七、寺務十四年、勸修寺最初別當、伴寺承俊律師建立也、依此人舉補之云々、兼貞觀寺別當、

〔高野春秋〕

四 天慶五年壬寅冬十一月廿五日、前座主大僧都濟高入寂、行

九十一、治山十四年、案、濟高師入寂之寺、舊史失之、蓋是於野山被遷化乎、現東南院內有古廣口碑、雖呼智泉堂、其由來未見舊史、蓋是濟高座主開基當院、創別當并門弟葬于茲乎、時、

○濟高ノ寂日、僧綱補任、二十二日ニ、血脈類集記、二年十二月十五日ニ作ル、今日本紀略、東寺長者補任、勸修寺長吏次第等ニ據リテ揭書ス、

三十日、己酉賀茂臨時祭、

〔政事要略〕

十一月八日、年中行事二十八、下西賀茂臨時祭事、吏部記、天慶五年十一月九日、

賀茂臨時祭、戊酉刻使等從社還、余與右大將共勸坏、即依召候御前、餘卿隨進坏、同召令候、給酒肴如常、藤原清行彈琴、舞人堪歌者、并陪從依次試之、仰令分進本末方、琴取在座頭之、大忌侍臣、又依勅試一兩人、庭火試畢、以右近將監平安直、爲本方琴取、即用殿上侍琴也、

墓地

祭使社頭
ヨリ還ル
御前ニ召
シテ酒肴
ヲ給フ
殿上ノ琴
ヲ彈ズ

十二月 大庚 朔盡

十三日、壬戌除目、成明親王ヲ上野太守ニ任ズ、

〔日本紀略〕

朱雀院 十二月八日、止除目、依太政大臣不參也、

〔日本紀略〕

村上天皇、諱成明、醍醐天皇第十四之子也、○中略五年十二月十三日、任上野大守、○一代要記、大鏡裏書異事ナシ、

〔公卿補任〕

五 參議正四位下伴保平、六、七大藏卿、十二月十三日兼播磨守、

從四位上源庶明、四、十十二月十三日兼紀伊權守、

從四位下藤在衡、五、十十二月十三日兼備中守、

〔公卿補任〕

五 應和三年 參議從四位上藤賴忠、四、十同五十二二十三侍從、○河海抄

十七日 作ル

〔公卿補任〕

五 康保元年 參議從四位上源重光、二、四天慶五十二二十三侍從、

〔公卿補任〕

五 天德二年 參議從四位上藤元名、四、七同十三丹波守、

〔外記補任〕

二 大外記物部貞用 十二月十三日任、

天慶五年十二月十三日

一七一

少外記多治文正 十二月十三日任、

或說 中家元祖也、 權少外記十市有象 十二月十三日任、元直講、
自直講任權少外記事

〔魚魯愚別錄〕二 外官除目儀式以下 一宿廬除目中納言執筆例

綿書 初夜、○

納言執筆佗納言近候例

北拾裏 天慶五年十二月七日

〔敍位除目執筆抄〕數日依神今食延引、 天慶五年十二月七日、京官、十三日 執筆、大納

〔公卿補任〕五 天德四年 參議從四位上藤伊尹、三十(天慶) 同五十二十七侍從、

〔公卿補任〕五 天曆元年 參議從四位下小野好古、六十(天慶五年) 十二月備前守、

〔公卿補任〕五 天曆二年 參議正四位下平隨時、五十(天慶) 同五年十二月停權佐、

〔二中歷〕二 諸司歷 穀倉院別當 小槻 糸平天慶 五、

〔日本紀略〕院 朱雀 十二月廿二日、成明親王參山科山陵、依慶賀也、

〔九條殿記〕部類 荷前事 〇九條家本 同五年十二月廿一日、庚午、〇今日上野太

守親王、依慶賀被參於後山階陵、下官使役了、參向親王休息之所、(後脫カ、(難讀) 故刑部卿山
階、還御之間、風雪甚烈、

成明親王
慶賀ヲ山
陵ニ告ゲ
ラセラル

濟高死關
替

幣物ヲ御
前ニ立ツ
御拜アラ
セラル

〔西宮記〕臨時一 同五年十二月宣旨、一品式部敦實親王如舊云々、御時、
裏書 〇伊尹、好古、糸平ノ任官、隨時ノ解官及ビ二十二日、成明親王慶賀ノコ

ト、便宜合斂ス、

十九日、辰 權少僧都貞崇ヲ金剛峯寺座主ニ補ス、

〔東寺長者補任〕一 權少僧都貞崇 十一月以後寺務、初書檢校位所人也、

十二月十九日十日イ 補金剛峯寺座主、

〔高野春秋〕四 天慶五年壬寅十二月廿九日、權少僧都貞崇補金剛峯寺座

主、去年至子 濟高替、
一長者

二十一日、庚 荷前、御佛名、

〔九條殿記〕部類 年中行事 荷前事 同五年十二月廿一日、庚 於建禮門

前有荷前事、大納言實賴卿行事、午尅昇幣物立於御前、須立南壘上、而設立北
薦上也、仍中間改立之、又御拜之間、立右近陣西南之間也、後日殿下仰云、先例
立陣北、南面東上者、事畢還西四條、勸盃酒於次官中務大輔氏瞻王以下、此日
爲山階使也、

今日、〇中略、成明親王慶賀ノコトニ收ム、下官使役了、參向親王休息之所、故刑部

天慶五年十二月十九日 二十一日

天慶五年十二月二十九日

一七四

朝臣之還御之間、風雪甚烈、心神乖例、仍不能候御佛名、而罷出、

〔樗囊抄〕

年中行事 依他事延引、常事

天慶五十二年二十五日、依除目、

二十九日、實除帳百姓ノ口分田地子稻ヲ以テ、其調庸ニ交易セシム、

〔政事要略〕

六十 交易 雜事 二十

太政官符民部省

雜事二條

應准疫死以滿六年除帳百姓口分田地子、令交易其調庸事、

右得彼省五月十六日解僭、主計寮去年八月十日解、（前號カ）謹檢案内、諸除帳、百姓逃亡之年、徵課免役、然而相折例損、令補其代、六年之後、數除帳、即號議損、無補其替、永以免除其調物、是依式文所勘來也、而國注一二百人、或國載五六百人、每至七年、咸以除辨、如此之漸、課丁減折、乃貢之物、逐年損耗、爰除帳之年、注其丁數、依式移主稅寮、次口分田、然則所損調物、多闕年輸、望請、准疫死等例、以彼口分田地子稻、令交易其所當調物、但至于浪人、無口分田、須准除數、令填其替者、從三位守大納言兼行中宮大夫藤原朝臣師輔宣、奉勅依請者、以前條事如件、

除目ニ依
リ荷前使
定ヲ延引
ス

疫死ニ准
ジ滿六年
毎ニ除帳
ス

議損

課丁減折
乃貢損耗

浪人ニ口
分田ナシ

省宜承知、依宣行之、符到奉行、
左少辨藤原朝臣

（卷）
右大史尾張宿禰

天慶五年十二月廿九日

諸國大帳ハ、調庸丁ノ大數ニ准ジ、年中死ノ率法ヲ置カシム、

〔政事要略〕

五十七 交替 雜事 十七

太政官符民部省

雜事二條

一應諸國大帳准調庸丁大數、置年中死十分事、

右得彼省五月十六日解僭、主計寮去年八月十日解僭、謹檢式條、凡諸國大帳後死、與年中死相准、其數若過者、徵其調庸、注云、假令、近國貢調、限十月卅日以前、然則所謂帳後者、七八九三個月也、行程日數在九月內、其年中死一百廿人、充十二月、月別各十人、准後死月、可有卅人、而今有卅一人、所過一人、仍徵調庸之類者、如歟女今諸國、昌泰年中以往、大帳所注年死丁、或國二三百人以上、或國七八百人以下、延喜元年以來、大帳所注、或國五六百人以上、或國三四千人以下、即以中男進正丁、隱首括出等、勘其代、爰大帳面、無殊公損、但

民部省及
ノビ主計寮
ノ解

大帳死丁
昌泰以前
ノ例

延喜元年
以後ノ例
大帳ト調
帳ト公損
ノ差異

天慶五年十二月二十九日

一七五

十分ノ一
ト年中死
ス

天慶五年十二月二十九日

一七六

至于勘調帳、多致公損、其故何者、准式條、率年中死數、免除死丁、年輸貢調庸、追年多費、此不立率法之所致也、司存之道、不能不申、望請、相准調庸丁數、以十分之一爲年中死、全令造進大帳、若過此率法者、寮一直勘返、不置勘出、加見輸丁、但不及十分之一諸國者、據前例將勘定、若過例本數、則同勘返、加見輸丁、一如前件者、從三位守大納言兼中宮大夫藤原朝臣師輔宣、奉勅、依請者、以前條事如件者、宜承知、依宣行之、符到奉行、
左少辨藤原朝臣
左大史尾張宿禰

天慶五年十二月廿九日

是歲、玄蕃頭紀貫之、亭子院御屏風ノ歌ヲ上ル、

〔夫木和歌抄〕

五 歸雁

春部五

天慶五年、亭子院御屏風、

貫之

〔夫木和歌抄〕

七 首夏

夏部一

天慶五年、亭子院御屏風、

貫之

春霞とひわけいぬる聲きゝてかりきぬなりと外はいふらむ
花鳥もみな行きかひてうは玉の夜のまにけふの夏はきにけり

○貫之、内侍督ノ屏風ノ歌ヲ詠ズルコト、便宜左ニ附載ス、

〔夫木和歌抄〕

五 苗代

春部五

天慶五年、内侍督屏風、

貫之

足引の山の櫻のいろみてそをちかた人も種はまきける

〔夫木和歌抄〕

十八 神樂

冬部三

天慶五年、内侍のかみの屏風、

貫之

こゑたかくあそふなるかな足曳の山人今そかへるへらなる
文章得業生菅原文時、對策ニ及第ス、

天慶五年是歲

一七七

天慶五年是歲

一七八

〔本朝文粹〕

六 奏狀中
中官 爵

正四位下行式部大輔兼文章博士菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天裁、依勳績及儒勞、(位階カ)敍從三狀、

右文時、延長之初、召候內御書所、承平之末、爲文章得業生、天慶五年、對策及第、
略○中

天延二年十一月十一日

正四位下行式部大輔兼文章博士菅原朝臣文時上

年末雜載

神社、

〔本朝世紀〕

五月

事雖異祭禮、雅其大概亦無分別、然則於忌避事、是爲優云々、仍所
改擇件九日也、

〔菅家御傳記〕

北野社家者說曰、天慶五年七月十二日、神降著右京七條坊婢
文子、詫曰、我菅丞相之靈也、欲居右近馬場、可造神殿也、其女賤而不能營作、奉
齋家邊、

〔北野緣起〕

北野天滿自在天神宮、創建山城國葛野上林鄉緣起

右天神、最初以去天慶五年歲次壬寅七月十二日、於右京七條二坊十三町而
相託多治比奇子給御託宣云、我昔在世之時、屢遊覽右近馬場多年、城邊閑勝
之地、何如彼場哉、因茲遇虛橫之過、(標カ)被左降鎮西之後、遠雖思宿報、中心結恨之
報、還作焦肝之爐、得歸京無期、適潛嚮彼馬場之時、胸炎頗有薄、既得天神之號、
有鎮國之思、須早進發彼處、聊結構我禿倉、令得潛寄便者、爲畏託宣、構其禿倉、
安置柴扉之邊、五箇季之間、雖有崇營、憚賤妾之不重、能隨天神御宣、久蒙託宣、

道眞ノ靈
多治比文
子ニ託宣
ス

禿倉ヲ構
フ

天慶五年雜載

一七九

〔荏柄天神緣起〕

遂不勝堪思（念り）○下略、道眞ノ祠ヲ北野ニ建ツルコト

天慶五年七月十二日、西京七條二坊に住せし賤の娘あや

こといひしものに、詫宣しまし／＼て、我昔世に有し時、しは／＼右近の馬場にあそふ事多年、みやこのほごりの閑勝の地、此所にしくはなし、されども非道の罪をかふむりて、西の海邊の浪にしつむといへども、潜にかの所に行あそふとき許そすこし心もなくさむ、ほくらをかまへ、立寄たよりをえしめよご、御詫宣はあれども、身のほごのいやしさに憚て、社をもつくりまいらせて、柴の廬のほごりに瑞籬を結ひて、五今年の間は、あかめまいらせ給に、○下略、道眞ノ祠ヲ北野ニ建ツルコトニカ、ル、

〔西宮記〕

齋宮齋院遭輕喪之時、不著服、并參祭之由、見吏部王

〔賀茂注進雜記〕

乾 社家 諸司位

佛寺、○上 朱雀院御宇天慶五年に、在樹、○中 權祝たるを正禰宜に轉任せらる、

北野天神垂迹 西京齋院 齋服ノ時 著服セズ 祭事ニ從フ 賀茂社禰宜ヲ補ス

〔多武峯略記〕

堂舍 鐘樓檜皮葺

要記云、鐘一口、高三尺、此鐘寛平年中、賊來盜之、故天慶五年二月晦日、内供奉（實）實性、大法師眞昇、以自力他力鑄之矣、

〔多武峯略記〕

堂舍 鐘樓檜皮葺

記云、洪鐘一口、高三尺、此寺本自所有之鐘、寛平年中、群賊盜取、其後僅有一尺鐘、以爲六時備、而器小聲換不能驚迷、仍檢校内奉十禪師也、（供職力）實性、與座主大法師、昇也、共儲料物相催、同法弟子并有緣道俗人、亦加其力、以天慶五年二月卅日、令鑄物師道守安行鑄造云々、

〔和州久米寺流記〕

或記云、東院大塔者、天慶五年七月三日、爲雷火燒失畢云、

〔廬山寺文書〕

城○山 廿六箇條起請

座主權少僧都法眼和尚位良源敬啓、
爲合法久住、立雜制廿六箇條事、○中
一應競留羯磨物、期日內不出直者、永處衆斷事、○中
今重立制、永伏貪慢之心、愜推價直之品、縱誤競舉、不意而留、更无追悔之心、

多武峯ノ鐘ヲ鑄ル

鑄物師道守安行 久米寺東院大塔燒亡

赤絹ノ直

外從五位下神主春廣當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
外從五位下鴨縣主是則當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
從五位下有忠王去年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

誤不進納官交易赤絹貳佰參拾柒肆尺直萬仟捌佰捌拾柒束陸
把陸分陸毛、○中

以前附件人所進延久貳年正稅帳、依例勘畢、但應□□(填納數方)穎爲徵物勘出、即附
返却、以解、

承曆貳年拾貳月參拾日

生死、

〔願文集〕 七

弟子敬白、亡室伴氏、久沈痛源、專營藥石、扁鵲之驗已絕、隙駒之光何留、遂去六
月、永歸九泉、弟子胸吞刀火、契變松蘿、夢信雖通、獨歆相思之枕、淚行易落、空濕
追戀之襟、常念百年刻期、各終偕老、豈圖一旦告別、早赴往生、此界長含一生之
傷、何處亦結再會之語、方今鴛衾空留、馬轡已故、忽臨四十九之忌、彌增百千萬
之悲、佛則阿彌陀一軀、經是妙法蓮華經、又五軸妙文、遺孤所奉寫也、敬於菩提

伴氏卒ス
七々日願
文
寫經供養
ス

六十賀算
ヲ行ハシ
トシテ新
衣ヲ備ケ

之道場、聊展供養之講席、以此信善、奉翊幽魂、抑亡室娑婆之齡、耳順初滿、欲祈
六旬之算、敢儲一襲之衣、而不慮之災、忽焉已至、與其在塵匣、爲催淚之媒、不如
付霜鐘、作通志之信、嗟呼昔日芳語、如調琴瑟之聲、今日善功、欲加瓊珞之飭、凡
厥有習之輩、併得無上之果、敬白、

天慶五年八月八日

弟子一一一

雜、

〔本朝世紀〕三月十九日、癸酉、天晴、卯刻、狐登御所也、即捕獲、召左衛門陣官給

之、陣官依仰差看督長、下遣□□即仰付讚岐國返船、可下遣之由、

〔日本紀略〕朱雀院九月八日、己丑、宜陽殿公卿座上有大物落聲、

讚岐國返
船

天慶六年癸卯

正月庚辰朔

一日庚辰節會

〔紀貫之集〕

賀部

天慶六年正月藤原大納言殿の御せうそこに、年比ありつ

る魚袋をつくろはせんとて、細工に給へるを、おそくもてくるあひた
に、日たかくなりしかは、いぬる一日の日はつけす有しかは、おほいこ
のに此よしきこしめして、わかむかしよりようするを、あえ物にけふ
はかりつけよと仰られて給はりしかは、よろこひかしこまりて、給は
りようして、またの日松の枝に付て返し奉る、其よろこひのよし内侍（實子）
の督の殿にいさゝか聞えんとなんおもひしのひて、そのよしを書い
たしてとあるに、たてまつる、

吹風に氷ごけたる池の魚の千世（はイ）まで松のかけにかくれん○大鏡、
池のうへをニ作ル、

いはしみつ松か枝深く影見えてたゆへくもあらぬ萬代の影

〔大鏡〕

四右大臣師輔

いとおかしき事はかくやんことなくおはしますと

天慶六年正月一日

藤原師輔
父忠平ノ
魚袋ヲ帶
シテ參内
ス

翌日歌ヲ
添へテ返
ス

師輔紀貫
代之詠セシテ

貫之面目ヲ施ス

の、貫之のぬしのいゑにおはしましたりしこそ、なをわかほめさましき事なりかしとおほえ侍しか、正月一日つけさせ給へき魚袋のそこなはれたりければ、つくろはせ給ふほど、まつ貞信公(忠平)の御もとにまいらせ給て、かうくゝの事の侍れは、うちにおそくまいるよしを申させ給ければ、おほき(忠平)たごゝのおそろかかせ給て、ごしころもたせ給へりけるごりいてさせ給て、やかてあへものにもどたてまつらせ給を、ごごとうるはしく松のえたにつけさせ給へり、その御かしこまりのよろこひは、御心のをよはぬにしもおはしまさゝらめど、なをつらゆきにめさむとおほしめして、わたりおはしましたるを、まちつけ申けむめんほく、いかゝはおろかなるへきな、略ス、上ニ引ク所ノ紀貫之集吹風にノ歌ニ同ジ、集にかきいれたることほり也かしな、

〔袋草紙〕 三 九條殿大納言之時、元三可用魚袋、不候之由、令申給ニ、貞信公吾若ヨリ用魚袋、アへ物ニスヘシトテ、令奉借給ヘルヲ、後日ニ返上之時、付松枝令副給歌ハ貫之ニ所召也、所謂、

春風に氷とけたる池の魚はちよまつ蔭にすまむこそ思ふ

世繼物語ニハ、彼家ニ行向テ被仰タリトソ侍、貫之集ニハ、御消息アリトソ

侍、イカニモヨマムトオモヒケムニ、サマテモナキニヤ、何集ニモ不入、

七日、節會、敍位、

〔公卿補任〕 五

左大臣正二位藤仲平、六十左大將、正月七日正二位、

大納言正三位藤實頼、四十右大將按察使、正月七日正三位、

參議從四位下藤在衡、五十左大辨、式部大輔、備中守、正月七日從四上、

〔公卿補任〕 五(天慶七年) 參議從四位上藤師氏、三十同六正七從四上、

〔公卿補任〕 五(天曆元年) 參議從四位上源等、六十六年正七從四上、

〔公卿補任〕 五(天曆六年) 參議從四位上藤朝忠、四十同六正七從四下、十四

日昇殿、

〔公卿補任〕 五(天德二年) 參議從四位上藤朝成、四十同六正七從五上、

〔公卿補任〕 六(安和二年) 參議正四位下藤兼通、四十天慶六正七從五下、陽成院御

給、十

〔外記補任〕 二 大外記外從五位下物部貞用 正月七日敍、

〔北山抄〕 七(年中要抄上) 正月 内辨若被敍者、待次下殿、便往加敍列、拜

天慶六年正月七日

藤原朝忠ニ昇殿ヲ聽ス 陽成院御給

天慶六年正月八日

舞退出、入自宣陽門、又參上、舊例、或親王未下殿之前、下殿就列、又略○中 天慶六年例、王卿下畢後進就之、

〔山槐記〕除目部類 建久三年十一月廿日、

前大炊頭常尙勘申略○中

一十五歲以後御前儀敍位除目例

朱雀院

承平七年正月四日、御元服、御年十五、

同六年正月五日、敍位初、於御前行之、去年敍位停止、

〔三節會次第〕白馬節會次第 內辨立敍列例略○中

天慶六年右大將實賴 敍正三位、

〔敍位除目執筆抄〕天慶六正六敍位、執筆

○十四日、朝忠ニ昇殿ヲ聽スコト、便宜合敍ス、

八日、御齋會、

〔九條殿記〕部類 年中行事二 大臣家大饗天慶 同六年癸卯正月十日、己丑、

時々小雪、殿大饗、中 止魚類以精進物饗之、依御齋會間也云々、

去年敍位
ヲ停止ス
内辨實賴
ノ列ニ就
ク

〔江次第抄〕二大臣 正月乙 正月四日左大臣饗 上古式日如此、而貞信公、貞信

慶六年、依避殺生、御齋會間、設饗被用精進、其後無式日、

後七日御修法、

〔東寺長者補任〕一 長者權少僧都貞崇 後七日、

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕朱雀 六年、朱雀 權少僧都貞崇 于時一長者、去

年十一月以後寺務、

九日、戊子 子日、

〔日本紀略〕朱雀 正月九日、戊子、於御前有子日之興、

十日、己丑 太政大臣忠平、大饗ヲ行フ、

〔西宮記〕正月 同六年正月十日同記云、詣大相府饗所、皆用蔬菜无魚

鳥、盛用樣器云々、第一獻余并右大將實賴勸盃、余勸北座、先行經案內大納言

師輔卿、云、有不度大辨座上之說、歷座前宜歟、即從東廊進云々、三獻了、右少

辨在躬申大將令召史生、又大將召仰祿事等云々、

〔九條殿記〕部類 年中行事二 大臣家大饗 同六年癸卯正月十日、己丑、

時々小雪、殿大饗、左大臣依室家穢不參向、伴大饗、猶依例四日被行、而三四五

天慶六年正月九日 十日

蔬菜ヲ樣
器ニ盛ル

三獻

御齋會中
進依リ
ス物ヲ饗精

雨儀

大臣不參
ニ依リ實
爲賴尊者ト

天慶六年正月十二日

一九二

六日、雖非殊固當御物忌、仍今日所被行也、止魚類以精進物饗之、依御齋會間也云々、

去承平七年十日、○正月十日有件御饗事、其日猶用魚類、今有此議、是爲恐致

生、所被謀定也、彼三五六日、非殊御物忌、爲稱御齋會之間精進由、延引也、今日時々風雪、仍用雨儀、未時納言以下官史以上、自東臺南廂各著座、今日一二

納言、大納言實賴竝下官等也、仍爲取初獻盃兩人同起、而中務卿重明親王、大

納言執盃、

〔北山抄〕三拾遺雜抄上 私記 同六年、無御出、大臣不參、予爲第一、親王

及予勸盃、

〔江次第抄〕二大臣家大饗 正月四日左大臣饗 上古式日如此、而貞信公、天

慶六年、依避殺生、御齋會間、設饗被用精進、其後無式日、

十二月、卯杖、卯杖

〔近衛家文書〕十二勘例 卯杖

非節會奏卯杖例、○中

同六正十二、所司獻卯杖、天皇不御南殿、

十四日、男踏歌、

〔日本紀略〕院朱雀 正月十四日、癸巳、男踏歌、

二月六日、甲寅、去月男踏歌後宴、於東弓場有弓事、

十六日、女踏歌、節會了り、

〔西宮記〕二前田家本 十六日女踏歌 吏部記、天慶六年正月十六日云々、

參承香殿、上野親王出簾小飲間、○問字、前田家大永上御南殿、即就外辨、但上

野親王、初可候會、仍暫就殿上侍云々、群臣座定、仰○仰字、前田家大永鈔本、令

召上野親王、內辨令內鑿別當藤原茂生召之、先例不候列者、內辨奏召之、而親

王候禁中、仍無便內辨當辭、仍有詔召之、

同六年正月七日、同記云、右大將宣坊家奏後可退出、其後事、汝可奉仕者云々、

大將若有所惱、令奏其由可出、而無爲罷出云々、仍大將罷出之由、示藏人善理、

十八日、賭弓、

〔西宮記〕○恒例一家大永鈔本 十八日賭弓 同記、同六年二月二日、大相府云々、

貞信 賭弓進奏事、御外座時、置弓持文挾奉覽、了執文夾退御簾中時、加弓文夾

進、乍文夾付內侍、持弓退、而故民部卿道明、御簾中時、不加弓進之、又左大臣仲

天慶六年正月十四日 十六日 十八日

一九三

後宴

紫宸殿出
御成明親王
始メテ列
ルニ候セラ

賭弓進奏
ノ儀

府奏

持ノ時祿
ヲ賜フ例
ムヲ勘ヘシ

平、近年不加弓進、付内侍、乞取文夾退、共乖例也、又左大臣爲左兵衛督時、不付府奏於大將、以納言自奏之、先帝御記云、非近年例、可尋故實歟云々、
〔小右記〕寬弘二年正月十八日、丁卯○故殿天慶六年正月十八日御記云、云云、一度左勝、小員二、二度右勝、小員三、三度持、爰左右相共亂聲、事依狼藉、左奏陵王之後、右令奏納蘇理、左樂甚不具、是レ尤足可咲耳、是レ儼了後王卿退出、十九日、賭射持時、射手等賜祿否由令勘、當府及左府無有其例、仍不給者、今依此御日記、不賜祿、爲後□所記也、

二十一日、庚子殿上逍遙

〔日本紀略〕朱雀院正月廿一日、庚子、殿上逍遙、

二十四日、癸卯內宴、是日、重明親王ヲ三品ニ敘ス、

〔日本紀略〕朱雀院正月廿四日、癸卯、內宴、綾綺殿、題云、花間訪春色、

〔西宮記〕二前田家本○正月廿四日、內宴、吏部記云、天慶六年正月廿四日、內宴云云、大納言實賴卿奏事由、召中納言元方、左大辨在衡等、仰可進題由、二卿奉仰、居大

一紙ニ二
題ヲ書ス
一題ヲ勅
定ス

詩題

〔納言後納言與硯、卽一紙書二人題、撤紙筆等、題入柳筥、與大納言、々々進覽、勅用元方題、大納言令元方書御料題、進獻如前了、又可令直幹朝臣進序之由、

橋直幹序
ヲ進ム

同仰元方、二卿復本座、元方召直幹、仰可獻序由、次坊家奏音樂云々

後日、貞信公被難仰云、復本座召仰序者事、更非故實、其可獻者、博士等預定

之、進題時、日上只同可獻人、題者申其人可獻序狀、內辨只聞○開、原同ニ作

リ鈔本ニ據、知而已、殊無所仰、重陽宴又如此之、

同年二月二日、詣大相家云々、語及內宴事云々、講詩時、日上披展、猶居講師右

諸公卿陪傍、未有度御前座講師左、而彼日、右大將就講師左披詩、乖例云々、又

讀詩間、親王公卿陪御前、先例先座、先朝文獻太子陪宴、及讀詩、太子陪御前、公

卿召座料菅圓座、上且命令陪、上意似不快、設座雖太子猶爾、況其然乎、但近代

不堪冷、雖非例、或密求菅圓座、而彼夜敷疊御前、甚奇事也云々、先朝九日宴、有

探題事云々、其日文獻太子參、于時奉仕內辨、先就臺、置蓋於臺上、復座云々、昔

弘仁御帝、密仰撰韻人、令大書一字、置其上爲御料、而撰人以他字換、上探取後

乖御意、忽召撰人責勘、于時桑原腹赤奏云、御才甚高、欲奉試了、帝歡之云々、

吏部記云、內宴日、主上御赤白橡闕袍及靴、王公侍臣著青白橡闕腋袍魚袋、飭

劍靴等、但非參議、不侍臣帶武官者帶劍、又文人服同縫腋、又女官同著麴塵衣、

〔西宮記〕臨時八恩賞事 臨時宴遊 天慶六正廿四、內宴、重明親王敘三位、中納言

忠平文獻
太子御陪
宴ノ例ヲ
談ズ

又嵯峨天
皇ノ御詩
才ヲ談ズ

御裝束

重明親王
ル舞踏セラ

昨日御愼
引スニ依リ延

行酒次第

東宮宣旨
タリシニ
依リ内藏
寮諷誦ヲ
修ス

天慶六年正月二十九日

一九六

敦忠令成位記、左少將秀方昇殿、以位記授親王、々々舞踏、時人云、親王位記、中將可授也、

〔北山抄〕

內宴事拾遺雜抄上

天慶六年正月廿四日、昨欲被行此宴、而就忠行勘文、可愼給、仍忽延引、

獻題後、重明親王敍三品、右大將依仰、仰庶明卿令成位記、納筥蓋、兩度奏覽、畢出外、令左少將季方召給、親王下殿、舞臺前當御座、東向拜舞、右廻退出、付位記於從者參上、時人云、敍位時、卿敍親王、可令中將唱歎、親王等記、

此日、中納言元方獻題畢、復本座、召直幹名、起座稱唯、即仰可進序由、

(至書)行酒次第、見親王儀式、今按、親王勸盃、自出居及文人、有便也、但重記天慶六年、出居、次內記等云々、

二十九日、申、左大臣仲平、室藤原善子四十九日ノ法事ヲ極樂寺ニ修ス、

〔春記〕

長曆二年十月十一日、

(表書)天慶六年正月廿九日、今日故藤原善子朝臣卅九日法事、於極樂寺修之、仍仰內藏寮、令修御諷誦、嗻囀物調布百端、以右近少將朝成爲使、善子朝臣、是左大臣室家也、依爲東宮宣旨、殊有此恩、

〔願文集〕

七

願文

阿彌陀淨
土ヲ圖ス
轉女成佛
經等十三
卷ヲ寫ス

三七五七
日ノ法事
ヲ逆修ス

○上文 樂盡哀來、昔聞娑婆之舊語、花開葉落、今見春秋之常期、誠知浮生之難逃、猶迷沉憂之如溺、伏惟先夫人、蘭露讓芳、蘋風挺節、契松蘿於前生、主巾櫛於今世、星霜寒暑、四十餘年、耳目勤勞、百千萬種、兩心偕老之期、殘齡非幾、一宵掩臉之恨、舊誓忽卒、自彼生死、苦離悶絕、臨泣、恩愛海竭、不辨子孫之聲、嫵婉線遺、纔知弟子之面、痛中終談、割骨之痛難忍、老後單露交睫之夢不成、再述相逢、其可得乎、暗室深悲、既無屑涕之益、雲山後計、須翹合掌之誠、奉圖阿彌陀淨土、一鋪奉寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經、普賢經、阿彌陀經、轉女成佛經、般若心經各一卷、爰拂青苔之砌、令講紫磨之文、迎蓮眼之曉月、廻空觀於西方之中、開花軸之春風、求妙果於東嶺之畔、如此功德、奉訪幽靈、抑尊靈、剃落雲環、歸依紺項、布施洗心、照有習之袂、綿綴滌慮、著無垢之衣、戒珠五顆、自裹出世之糧、慧燈千光、何迷登覺之路、又三七、五七日等法事、未瞑之前、逆修已了、今日薰修、是七々之忌也、仰願妙法經王、馳一乘而引導、彌陀種覺、餘九品而相迎、定稱閻浮舊家之使、必讓極樂新佛之名、乃至三界之內、六道之間、夫之別妻、妻之別夫、如我深悲也、如我長恨也、普灑慧露、併開覺花、弟子稽首、和南敬白、

天慶六年正月廿九日

左大臣正二位藤原

天慶六年正月二十九日

一九七

天慶六年二月七日 十一日

一九八

二月 己酉朔 盡

七日 乙卯 雷鳴陣、

〔日本紀略〕朱雀院 二月七日、乙卯、天氣晦冥、烈風、雷雨不止、仍有陣立事、

方略試、

〔類聚符宣抄〕方略試問者

橋直幹ヲ
シテ試問
セシム

左大臣宣、宜令大内記橘朝臣直幹、問文章得業生藤原國光方略之試者、

天慶六年二月七日

大外記兼信濃權介三統宿禰公忠奉

同日、召仰式部大錄小間有澄了、

十一日、未、己列見、

〔西宮記〕二月見 天慶六年、兵部一省參入、

兵部一省
參入ス

天慶六年、式部丞只一人、代官又不參、仍兵部一省參進云々、

天慶六年二月十一日九記云々、著宴座、三獻了、尊者大納言出中門、辨少納

宴座ニ著
ク藤原師輔
尊者ト爲
ル

言起座、尊者出了復座、次納言以下、一々退出云々、

〔撰集祕記〕二月儀 列見事 天慶六年、略依式部丞代不參、兵部一省有列

見儀、舊例、或式部一省參進云々、抄同シ、

二十七日、乙亥除目、

〔公卿補任〕天曆二年 參議正四位下平隨時五十九同天慶六年正月廿二日兼春宮

權亮、

〔公卿補任〕天曆五年 參議從四位上源雅信三十三同天慶六年六月廿七兼大和權守、

〔公卿補任〕天曆六年 參議從四位上藤朝忠四十四同二月廿七日內藏頭、

〔公卿補任〕天德二年 參議從四位上藤朝成四十二同二月廿七日兼近江介、

〔外記補任〕二

大外 記外從五位下三統公忠 信乃權介、二月廿七日改兼近江權少掾、

外從五位下物部貞用 二月廿七日遷遠江介、

安部有春 二月廿七日任、

少外 記十市有象（部脫カ、ミ） 二月廿七日任、四十二、元直講、春宗男、

權少外記安倍真能 二月廿七日任、元播万掾、文章生、

〔敍位除目執筆抄〕天慶六二廿二縣召入、廿七日 執筆大納言藤原

〔公卿補任〕天祿三年 參議從四位上藤元輔七十同天慶六年六月正十三藏人、

○元輔ヲ藏人ニ補スルコト、便宜合敍ス、

天慶六年二月二十七日

一九九

天慶六年三月四日 五日 七日

三月己卯朔盡

四日壬午大宰府、犢ノ怪異ヲ奏ス、

〔日本紀略〕院朱雀 三月四日、壬午、太宰府言上壹岐島去年十月二日牝牛生

二尾八足犢、即爲犬所喫、

五日癸未、外記政、

〔九曆〕近衛家類本 闕ク 天慶六年三月五日、仰云、外記政了、著侍從所之間、參

議大辨在座、史來申文大辨、未申文口上之間、取手申文、日上

七日乙酉、本任ノ放還ヲ待タズシテ、尾張守藤原興方、肥後守藤原時佐等ノ

任符ニ請印セシム

〔類聚符宣抄〕八待本任放還賜任符

尾張守藤原朝臣興方元主殿助、

肥後守藤原朝臣時佐元主殿頭、

右大納言藤原朝臣師輔宣奉勅、件人等宜不待本任放還請印任符者、

天慶六年三月七日

少外記多治文正奉

權中納言從三位藤原敦忠薨ズ、

二尾八足ノ犢

忠平申文ノ故實ヲ談ズ

薨奏

〔日本紀略〕

院朱雀

三月七日、乙酉、中納言從三位藤原朝臣敦忠薨

〔九曆〕

近衛家類本 闕ク

同年同月廿日、少納言泉朝臣語、昨日藤中納言元方

令奏權中納言敦忠薨狀、納言召泉給件奏、其奏入覽、而依無便宜只給書、不

取筥、前例如何、答云、如此之奏狀、外記覽上、々返給外記、々々付少納言令奏云

々、抑愜爲承故實、廿一日參殿、縱容之次、執申、仰云、汝說然也者、但上設失、雖賜

少納言、猶乍入筥、可給筥歟、

〔拾遺抄〕

九雜部上

中納言敦忠まかりかくれて後、ひえの西坂本の山庄に

人々まかりて花見侍けるに、

一條攝政

いにしへは散をや人のおしみけむはなこそ今は昔こふらし

〔願文集〕

七

女弟子敬白、燠思不休、猶蘊胸中之火、流淚無盡、空灑枕邊之泉、唯願大慈、導於

我命、伏惟、故員外納言敦忠、忠劔在匣、早生餘慶之門、孝水流庭、自當進賢之路、妾一

心之契、計以百年、邪風暗吹、金蘭忽悴、終失之慟、毒霜夜隨、玉樹長纏、先秋之悲、

相守夫人、如悲愛子、霧露難明、泉壤漸迫、尊靈歎恩堂、春秋已積、水菽不終、是界

生死之離、雖在遂理、此度母子之痛、雖不怨天、子產餘風、謝其鄭市之罷、羊祐遺

母在原氏ノ敦忠三七日願文

天慶六年三月七日

天慶六年三月七日

11011

愛、慙其峴山之碑、況思舊語於耳邊、還作屑肝之刀、撫遺孤於眼前、更爲催淚之
檄、綿々此恨、生々難忘、抑尊靈、望斷魏闕、遂厭有爲之家、頂拂周羅、長入無上之
道、兼復捨淨財於數寺、期福力於三歸、身後之事、逆修先畢、往生之資、何之有妨、
方今北芒終行、松風一閉、中有旅宿、藻景七廻、然猶八功德之池上、蓮眼未開、四
弘誓之海邊、法輪無轉、仍奉寫圖佛經、迨此忌朝、聊抽微志、嗚呼禍福難知、哀樂
相變、鐘鼎傳家、昔期四海具瞻之位、香火結志、今成一切自覺之驚、乃至一善所
覃、三界不別、分此連李之契、普除泥梨之煩、敬白、

天慶六年四月十六日

作者大江朝綱

〔本朝文粹〕

十四 願文下

在原氏爲亡息員外納言四十九日、修諷誦文

後江相公

敬白

請諷誦事

三寶衆僧御布施 法服一具

右員外納言、受病之時、變風儀而脫俗累、臨終之日、落雲鬢而歸空王、仍擎此方
袍之具、捨彼圓照之庭、妾少後所天、獨流血淚之眼泉、老哭愛子、誰抽紫笋於雪

佛經ヲ寫
圖ス

同七々日
諷誦文

林、人皆以短命爲歎、我獨以長壽爲憂、若有過死、豈逢此悲、燈前裁縫之昔、曳龍
尾之露、淚底染出之今、任鷺頭之風、魂而有靈、受此哀贈、所請如件、敬白、

天慶六年四月二十二日

女弟子在原氏

〔公卿補任〕

五 參議從四位上藤敦忠、四十故左大臣時平公三男、母筑前守

從五位上在原棟梁女、延喜廿一正廿五從五下、二月七日昇殿、同廿三正十

二侍從、延長六正七從五位上、同六月九日左兵衛佐、同八九廿二昇殿、踐同

十二月十七日右衛門佐、同九三十三左近權少將、承平二正廿七兼伊與權介、

同十一月十六日正五下、停中宮御給加階同三正十二兼近江權介、同四正七從四下、

同五三八職事補任二月廿八日藏人頭、十二月廿一日左近權中將、同六正廿九兼

播磨守、天慶二正七從四上、八月廿七日任參議、左近權中將如元、同四年十二

月十八日兼近江權守、同五年三月廿九日任權中納言、即敍從三位、中將同六

年三月七日薨、三十八、號枇杷中納言、又土御門、又本院、頭五年、參議中將四年、

中納言二年、

〔尊卑分脈〕

藤原氏
冬嗣孫

時平

天慶六年三月七日

11011

官歴

土御門又
本院ト號

世系

室

名臣
本院中納言
稱ス

歌人

三十六歌
仙列ス
青石中納言
ト號ス
歌什

敦忠 權中納言、從三位、號本院、又號批杷、天慶六三七薨、卅八、母同保忠、王女、或在原棟梁女、
助信 母參議源等女、從四下、

〔權中納言敦忠卿集〕はしめのきたのかたうらみ聞え給て、

世中にまたえら雲の山の端にかゝるやつらき心なるらん

〔二中歴〕 名十三 本院中納言 敦忠

〔二中歴〕 倭歌 歴

歌人 公卿 本院中納言

歌仙人卅六人 敦忠卿

拾遺抄歌人 敦忠

〔拾芥抄〕 和歌家部二十九 歌人三十六人

十六 藤原敦忠 左大臣時平青石中納言、本院

〔勅撰作者部類〕 自帝王至 敦忠 從三位中納言、本院藤原左大臣男、天慶二

八、後撰集 春下、秋上、冬、雜、 拾遺集 賀、哀、 新古今

今集 戀三、二、 新勅撰集 戀二、一、 續後撰集 戀三、 續古今集 夏、 玉葉集

戀四、 續千載集 旅、一、戀 續後拾遺集 戀三、一、 風雅集 戀一、 新千載集 一、

戀四、 新後拾遺集 別、一

〔大鏡〕 左大臣時平 一男八條大將保忠卿もうせ給にきかし、○中その弟

の敦忠中納言もうせ給にきよにめてたき和歌の上手、管絃のみちにもす
くれ給へりき、かくれ給て後、御あそひなどあるおりに、博雅三位のさはる
事ありてまいられぬ時は、けふの御あそひはさまりぬと、たひ／＼めさ
れてまいるを見て、ふるき人々は、よのすゑこそあはれなれ、敦忠中納言の
いませし時は、かゝるみちに此三位のおほやけを、はしめ奉りて、よの大事
におもはるへき物に、どこもおもはさりしかと、その給ひける、先坊（保明）にみや
す所まいり給ふ事、本院のおとゝの御むすめくして、三四人なり、○中今ひ
どりのみやす所は、玄上の宰相のむすめにや、その後朝の使に、敦忠中納言
少將にてし給ひける、宮うせ給て後、此中納言にはあひ給へるを、かきりな
く思ひなからいかゝ見給ひけん、文範の民部卿、はりまのかみにて、殿のけ
いしにてさふらはるゝを、われは命みしかささうなり、かならずしなす、
其後君は、此文範にそあひ給はんするとの給ひけるを、あるまじきことゝ
いらへ給ければ、あまかけりても見む、よにたかへ給はしなとの給ひける

和歌ヲ能
クシ管絃
ニ巧ナリ

敦忠ノ室
ハ元保明
親王ノ妃

後家司藤
原文範ノ
妻トナル

紫宸殿ノ
櫻ヲ見テ
名歌ヲ即
吟ス

〔今昔物語〕

二十 敦忠中納言南殿櫻讀和歌語第卅二

今昔、小野宮ノ大キ大臣、左大臣ニテ御座ケル時、三月ノ中旬ノ比、公事ニ依テ、内ニ參リ給テ陣ノ座ニ御座ケル上達部二三人許參リ會テ候ルニ、南殿ノ御前ノ櫻ノ器ノ大キニ神サヒ艶ナカ、枝モ庭マテ差覆テ、識ク榮テ、庭ニ隙无ク散リ積テ、風ニ吹キ被立ツ、水ノ浪ノナト様ニ見ルヲ、大臣艶ヌ識キ物カナ、例ハ極ク榮ケト、糸此ル年ハ无キ者ヲ、土御門ノ中納言ノ被參カヨシ、此レヲ見ヤトハ宣フ程ニ、遙ニ上達部ノ前ヲ追フ音有リ、官人ヲ召テ、此ノ前ハ誰カ被參ルトソ問ヒ給ヒケハ、土御門ノ權中納言ノ參ラセ給フ也ト申レハ、大臣極ク興有ル事カナ喜ヒ給フ程ニ、中納言參テ座ニ居ルヤ遅キト、大臣此ノ花ノ庭ニ散タル様ハ、何カ見給フト有ケレ、中納言現ニ識フ候フト申シ給フニ、大臣然ラハ遅クコ侍レト有ケレ、中納言心ニ思給ル様、此ノ大臣ハ、只今ノ和歌ニ極タル人ニ御座ス、其レニ墓々モシク无カラ事ヲ、面无ク打出ムハ、有リハムヨ極ク弊ヘシ、然リト止事无キ人ノ此ク責メ給フ事ヲ、冷クテ止ムモ便无シカトヘ思テ、袖ヲ搔䟽ヒテ、此ナム申シ上ケル、

實頼ノ稱
讚ヲ博ス

母ハ在原
棟梁ノ女

容貌美麗

琵琶ヲ善

琵琶ヲ善

言ト稱セ

ラル

源公忠ノ
歌ナリト
ノ説

トノモリノトモノミヤツコ心アラハコノ春ハカリアサキヨメスナ、和歌集ノニ源公忠ノ歌トス、

ト大臣此レヲ聞給テ、極ク讚メ給テ、此ノ返シ更ニ否不爲シ、劣ムニ長キ名ヘシ、然リト増サラ事ハ可有キ事ニモ非テ、只舊歌ヲ思ヘ、益トサム思給ヒテ、忠房カ唐ヘ行クト讀ケル歌ヲナ語リ給ケル、此ノ權中納言ハ、本院ノ大臣ノ在原ノ北方ノ腹ニ生セ給ヘル子也、年ハ四十許ニテ形チ有様美麗ニム有ケル、人柄モ吉カリケ世ノ思ヘモ花ヤカニ名ヲハ敦忠ト云ケル、
□ニ通ケレハ、亦□ノ中納言トモ云ケリ、和歌ヲ讀ム事人ニ勝ルニ、此ル歌ヲ讀出ハ、極ク世ニ被讚ナム、語リ傳ルヘタトヤ、

〔寶物集〕

一

殿守ノ伴ノ宮人心アラハ、此春ハカリ朝キヨメスナ

此歌、世繼并ニ宇治大納言隆國ノ物語ニハ、小野宮殿實頼ノ陣座ニ御座ケルカ、花ノ面白カリケルヲ見テ、只今土御門中納言ノ參レカシト、言ヒケルヤヲソキト、敦忠ノ公參リ給ヒタリケレハ、アレ見給フヤ遅シト、言ヒケレハ、讀給ヘリト侍リ、拾遺、金玉ノ兩集ニハ、源公忠ト云リ、又公忠ノ集ニアリ、

唐物使藤原親盛ヲ贈ル

天慶六年三月七日

二〇八

〔新千載和歌集〕

離七 別歌

朱雀院の御時、藤原親盛か、唐物の使に罷りけるに、金の燧に沈のほくそを、忍摺の袋に入れて遣すことよみ侍りける、

權中納言敦忠

うちつけに思ひや出つと古里の忍草して摺れるなりけり○權中納言敦忠

忠卿集二句ヲ思ひつとヤニ、四句ヲ忍草にてニ作ル、ヤ

〔拾遺和歌集〕

雜戀十九

中納言敦忠、兵衛佐に侍ける時に、しのひていひちきりて侍けることこのよにきこえ侍にければ、

右近

人忘れすたのめしことはかしは木のもりや玄にけむよにふりにけり

〔大和物語〕

上

季繩の少將のむすめ右近(進子)故きさいの宮にさふらひける

比、故權中納言の君おはしける、たのめ給ふことなど有けるを、宮に參ることたえて里に有けるに、更にどひ給はさりけり、内わたりの人來りけるに、いかにそ參り給ふやとどひければ、常にさふらひ給ふといひければ、御文奉りける、

忘れしと頼めし人は有とさきくいひしことのはいつちいにけん○後撰和歌集

右近ニ雉ヲ贈ル

初句ヲ思はむとニ作ル、

となん有ける、

同じ女の許に、更にをともせて、雉をなんをこせたまへりける、返事に、

栗駒の山に朝たつ雉よりもかりにはあはしと思ひしものを
となんいひやりける、

同じ女、内のさうしにすみける時、忍ひてかよひ給人有けり、頭なりければ、殿上に常に有けり、雨のふる夜、さうしの玄とみのつらに立より給へりけるも、あらて、雨のもりければ、むしろをひきかへすとて、

思ふ人雨と降くる物ならばわかもるとこはかへさゝらまし

となんうちいひければ、あはれときゝ給て、ふとはい入給にけり、
同じ女、おとこの忘れしと萬の事をかけてちかひければ、忘れにける後にいひやりける、

忘らるゝ身をは思はず誓てし人の命のおしくも有かな○拾遺和歌集

同

かへしはえきかす、

天慶六年三月七日

二〇九

天慶六年三月七日

二一〇

故權中納言左のおほい(實賴)とのゝきみをよはひ給ふける年のしはすのつこ
もりに、

物思ふと月日の行もしらぬまにことし(もイ)はけふに果ぬとかきく和歌集撰
二句ヲ過る月
日もニ作ル、

どなん有ける、又かくなむ、

いかにしてかく思ふてふことをたに入つてならて君に語らん和歌集撰
同ジ、拾遺和歌集結句ヲ
君にしらせんニ作ル、

かくいひくつて、つゐにあひにけるあしたに、

けふそへにくれさらめやはと思へともたへぬは人の心也和歌集撰
詞書ヲみくしけ殿にはし
めて遣はしけるニ作ル、

是も同じ中納言、齋宮のみこを年比よはひ奉り給て、けふあすあひなんど
しける程に、伊勢の齋宮の御うらにあひ給ひにけり、いふかひなく口おし
く、おとこ思ひ給ひけり、さてよみて奉り給ひける、

伊勢の海ちひろの濱に拾ふとも今はかひなくおもほゆる哉和歌集撰
初句ヲ伊勢の海のニ、下句ヲ今は
なにてふかひかあるへきニ作ル、

又

どなんありける、

〔權中納言敦忠卿集〕(雅子内親王) 齋宮とよをへて聞えかはし給ひけるはしめのにや、

またにのみなかれわたるは冬河のこほれる水と我となりけり

かへし

心から人やりならぬ水なれば流れわたらんこともことほり

また

かけにのみ残れる雪の消はてぬさきにも人のあひみてしかな

返し

光みぬかけにならへる雪なればあひみむからに消てまさらん

又

露なから野への花をはおらねともたえす袂をまほる比かな

返し

露にたにおほせせましかくはかりてる日にぬるゝ袖も有よを

又

さりともと思ふ心にはかられて世にもけふまでいける命か

天慶六年三月七日

二一一

かへし

頼むにも命のかゝる物ならば千とせもかくてあらんとを思へ

又

いつしかとおもふ心のなき人やとまらぬ春をわひしとは思ふ
野分して白波たゝむ時たにもすくさす君にあひみてしかな

返し

松山もこゆといふなる白浪のたゝんつきとはかけすもあらなん

又

志ひてのみ我身をふれはひとつともおとらぬ物は涙也けり

かへし

せきあへぬ涙なれどもわれを君けふは心のふるはまされり

〔玉葉和歌集〕

戀歌四

西四條の齋宮のもとに、花につけて遣しける、

權中納言敦忠

匂薄く咲ける花をも君か爲折りとしをれば色まさりけり

返し

雅子内親王

〔續後拾遺和歌集〕

戀歌三

西四條齋宮、いまたみこに物し給ひけるころ、

申し送りける、

權中納言敦忠

折らさりし時より匂ふ花なればわか爲深き色とやは見る

〔權中納言敦忠卿集〕

みくしけこのに、またの日、

けふそへにくれさらめやはと思へともたへぬは人の心也けり

あふみのかういに、

みわの山かひなかりけり我宿の入江の松はきりやまてまし

一條の君の、つとめてうへよりおるゝに、さしむかひ給へれば、

白露のいそきおきつるあさかほをみつとも人に夢にかたるな

かへし

あさかほを朝ことにみる物ならば君より外に誰にかはいはん

〔後撰和歌集〕

春歌下

助信か母みまかりて後も、時々かの家に敦忠朝臣

のまかり通ひけるに、櫻の花のちりけるをりにまかりて、木のもとに
侍りければ、家の人のいひいたしける、 讀人しらす

敦忠
下御

敦忠
下近
江更衣

一條君
下贈答

敦忠
下助
信ノ母

天慶六年三月七日

二一四

今よりは風に任せむ櫻はなちる木のもとに君とまりけり
かへし 敦忠朝臣

風にしも何か任せむ櫻花にほひあかぬにちるはうかりき
〔後撰和歌集〕^五 秋歌上 七日の日に、越後の藏人につかはしける、
藤原敦忠朝臣

逢ふことのこよひ過ぎなは柵機に劣りやまなむ戀は増りて

〔後撰和歌集〕^{十二} 戀歌四 大輔かもとに遣はしける、
敦忠朝臣

池水の云出る事の難ければみこもりなから年そへにける

〔後撰和歌集〕^{十七} 戀歌三 大輔かさうしに、敦忠の朝臣の許へ遣はしける文
をもてたかへたりければ、遣はしける、大輔

道玄らぬ物ならなくに足引の山ふみ惑ふひともありけり
かへし 敦忠朝臣

白樫の雪も消えにし足引の山路をたれかふみまよふへき

〔拾遺和歌集〕^{十一} 戀十一 雅正かむすめにいひ始めはへりける、侍従に侍りけ

歌ヲ藤原
雅正ノ女
贈ル

大輔ト贈
答ス

敦忠ト越
後藏人

る時、

權中納言敦忠

身にしみて思ふ心の年ふれは終に色にも出てぬへきかな
侍従に侍りける時、女に始めて遣はしける、

權中納言敦忠

争てかはかく思ふてふ事をたに人傳ならて君にしらせむ

〔後撰和歌集〕^十 戀歌二 わさどにはあらて、時々物いひふれ侍りける女の、

心にもあらて、人に誘はれてまかりにければ、どのる物にかきつけて
遣はしける、
藤原敦忠朝臣

かゝりける人の心を白露のおけるものとも頼みけるかな
〔後撰和歌集〕^{十一} 戀歌三 忍ひてすみ侍りける女につかはしける、
敦忠朝臣

逢ふことをいさほに出なむ篠薄忍ひ果つへき物ならなくに

〔新千載和歌集〕^{十四} 戀歌四 いかてとおほえける人の、こと人につきにけれ

は、女郎花にさして遣しける、
權中納言敦忠

二葉より思ひし物を女郎花人のかきほに生ひにけるかな

天慶六年三月七日

二一五

女ニ贈ル

天慶六年三月七日

二一六

著書
山莊

〔京都御所東山御文庫記録〕

家集二百十三
目錄冰甲

權中納言敦集

一冊

〔後撰和歌集〕

哀傷歌

敦忠朝臣身まかりて又のとし、かの朝臣のをのなる家みんとて、これかれまかりて物語し侍けるついでに、よみ侍ける、

清正

〔拾遺和歌集〕

雜上

權中納言敦忠か西坂本の山莊の瀧の岩にかきつけ

侍りける、

伊勢

音羽川せき入れて落す瀧つせに人の心のみえもするかな

〔伊勢集〕

下

ある大納言のひえ坂本に、おとはといふ山のふもとに、いと

おかしき家つくりたりけるに、おとは河をやり水にせき入て、瀧などおとしたるをみて、やり水のつらなる石にかきつく、

〔權中納言朝忠卿集〕

權中納言のおとはの家にて、

音羽川身をはたきりてなかるとも君か宿にはまさりしもせし

○敦忠、宇多法皇五十御賀ノ日、散手舞ヲ奏スルコト、延喜十六年三月

西坂本ノ
山莊

七日ノ條ニ、昇殿ヲ聽サル、コト、同十七年二月十五日ノ條ニ、殿上ニ於テ元服ノコト、同二十一年正月二十五日ノ條ニ、敦忠ノ室、懷素等ノ真跡ヲ上ルコト、天慶九年七月四日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔日本輿地通志〕

畿内郡五古蹟山城國之五

藤敦忠卿山莊在修學院村、題西山莊

歌見拾遺集

〔山州名跡志〕

愛宕郡

音羽谷

拾遺集

權中納言敦忠山莊 此邊ニ在シ由、出拾遺集、

拾遺集

權中納言敦忠が西坂本の山莊の瀧の岩に書付ける、○歌略ス、前掲

ジ、同

此瀧ナル歟、愚按ニ、此瀧昔有シト云フ水上ノ方ハ、悉ク山ニシテ所々ノ滴ナリ、今猶流ル、然ルヲ躬恆ガ歌、音羽河セキ入テオトスト云フ事不審シ、此瀧ニハアラサル歟、又此ヨリ北一里餘ハ、悉ク叡山ノ西裏ナル故ニ、云西坂事、此所ニハ不限也、

十一日、己丑、石清水八幡宮ノ若宮兩所大神ニ從五位下ヲ授ク、

天慶六年三月十一日

二一七

天慶六年三月十二日 二十九日

二一八

〔石清水八幡宮末社記〕一若宮十一面龍宮御腹御誕生、御童形也、一字神殿

爾二所御座云々、天慶六年癸卯三月十一日、己丑、兩所大神奉授從五位下、仁德與若宮御母儀、各別勿論、委次第見阿蘇本地歟、

○諸國ノ神位記ニ請印スルコト、五年四月二十六日及ビ本年十月六日ノ條ニ見ユ、

十二日、庚寅穀倉院ノ倉及ビ廳屋燒亡ス、

〔日本紀略〕朱雀院三月十二日、庚寅、夜穀倉院倉二字、廳屋一字火、

二十九日、丁未季御續經、

〔西宮記〕九月御讀經同六年三月二十九日、季御讀經結願日、王公一人不參云々、

四月大戊申盡朔

一日、戊申日食、

〔日本紀略〕朱雀院四月一日、戊申、日蝕、廢務○西宮記同

〔本朝統曆〕六四大朔、戊申、巳日蝕、六分弱、巳初、

二日、己酉旬、是日、齋院御禊ノ前駢及ビ臨時奉幣使ヲ定ム、

〔西宮記〕四月賀茂祭天慶六年四月一日、日蝕、廢務、仍二日、召侍從、此日臨時御幣使并御禊前駢、於此座被定、

〔權記〕寬弘四年四月五日、辛未、○中略參內、權中納言被定、申御禊前駢事、左府

有御障、仍當日、上卿被定、申、右衛門佐周家四位也、中書去年奉仕、依天慶六年例奏事由、差兵庫頭聞了、左衛門權佐隨時天慶○中略六年隨時猶爲權佐、而差兵庫齊章例也、

〔台記別記〕久安三年十月二日、壬辰晴、今日有官政及平座事、今日凶會、依昨日食

也、是天慶六年四月二日之例也、見九記、小一條記

八日、乙卯灌佛、

〔西宮記〕四月灌佛付布施錢天慶六年吏部王記云、有障不參、奉布施錢五百文、

天慶六年四月一日 二日 八日

二一九

天慶六年四月九日

二二〇

付藏人所親王不依
品階施物一同故也

九日、丙辰、藏人頭右大辨從四位下源相職卒ス、

〔一代要記〕藏人頭 源相識從四位下、內藏頭、天慶四年三月十五日補

任左中辨、轉右大辨、同六年四月九日卒、

〔政事要略〕御事 年中行事三十 天慶六年五月廿七日、甲辰、中少內記

菅原文時、中 今日爲問故右大辨源相職朝臣七々日態、罷向普明寺已了、

〔職事補任〕朱雀院 五位藏人 右少辨從五位下源相職 承平六正八補兄弟六

位藏人 鈇替加補、五位三人、天慶四正七從四位下、

〔職事補任〕藏人頭 左近少將從四位下源相職 天慶四年三月十五日補、

元五位藏人、今日鈇從四下、同六四九卒、

〔尊卑分脈〕源氏

當時

相職或相成、右大辨、從四下、左少將、內藏頭、天慶六四九卒、四十三才、

惟母 惟母 惟母

惟正參議、右中將、從三位、修理大夫、天元三四廿九死、五十三、

惟長母

惟光母

○相職、結政ノ日、少納言代ト爲ルコト、承平五年十二月二十日ノ條ニ、

輕服中禁中ニ參仕スルコト、天慶元年九月三日ノ條ニ、尙侍藤原滿子

ノ周忌ニ、諷誦勅使ト爲ルコト、同年十月十二日ノ條ニ、進物所別當ニ

補セラル、コト、同四年十二月二十七日ノ條ニ見ユ、

十五日、壬戌、東寺安居講、

〔東寶記〕法寶中 安居講於講堂

年中行事記云、四月十五日安居始、至七月十四日終、略 中

開白

敬白三寶大衆、今日始修安居講經、御願大意者、昔在御宇清御原宮天武天皇

爲護國家除災難利衆生興佛法故、白鳳八年庚辰、於宮中及五箇大寺、令講演

金光明經、次勝寶感神聖武皇帝以天平十三年、於前五箇大寺、更加八箇大寺、

及五畿七道、各建國分二寺、廣修安居講經、然唯最勝王經也、次奈良奈良太上天皇

以延曆廿五年勅天下、令加講仁王護國般若波羅密經、次淳和皇帝以天長二

二二一

天慶六年四月十六日 十八日 二十日

二二二

御願

年、於此伽藍、加講守護國界主陀羅尼經、次陽成皇帝以元慶五年、又加修法花經、然則自天武天皇庚辰至于天慶六年、惣二百五十四年、癸卯歲也、朱雀院今上陛下、承如來付屬、繼先皇洪業、一天之下、擊法鼓、九旬之中、轉法輪、仰願兩部諸尊、三世聖衆、共影向證誠聖朝御願、悉令圓滿、謹誓願、

十六日、癸亥權律師昌禪寂ス、

〔日本紀略〕朱雀院 四月十六日、癸亥、權律師昌禪卒、

〔僧綱補任〕二興福寺本 權律師昌禪 天慶三年十二月十四日任、律宗、元

興寺、河内國人、中科氏（朱雀院下同）五十九、同六年六月十六日入滅、六十二

○昌禪ノ寂日、僧綱補任、六月十六日ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ揭書

ス、

中科氏

十八日、乙丑大納言藤原實賴ノ男齊敏、殿上ニ於テ元服ス、

〔日本紀略〕朱雀院 四月十八日、乙丑、小舍人藤原齊敏加冠參入、召御前、

二十日、丁卯旱魃、疫癘等ニ依リ、禁中ニ於テ、孔雀經法ヲ修ス、

〔東寺長者補任〕一 四月廿日、丁卯大法師寬空於禁中勤行孔雀經法、伴僧廿

人、今年春、吳竹成實、夏間旱疫、方々有御祈、

御前ニ召
サル

所々ニ御
祈アリ

○祈雨御讀經ノコト、五月十七日ノ條ニ見ユ、

二十四日、辛未侍從藤原賴忠ニ昇殿ヲ聽ス、

〔公卿補任〕五應和三年 參議從四位上藤原賴忠、四十、（天慶）同六、四廿四昇殿、

天慶六年四月二十四日

二二三

五月小 盡

十七日甲午大極殿ニ於テ、祈雨御讀經ヲ修ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

五月十七日、甲午、請僧百口、於大極殿讀經、爲請甘雨也、

○早魃、疫癘等ニ依リテ、孔雀經法ヲ修スルコト、四月二十日ノ條ニ、石清水等ノ十一社ニ讀經シテ雨ヲ祈ルコト、本月是月ノ條ニ見ユ、

十九日丙申、筑後借從四位下斯禮賀志命神ニ借從四位上ヲ授ク、

〔高良社文書〕

筑後

□神名帳

御井郡六十前中

借從四位上斯禮賀志命神 正一位高良玉垂命神第一王子

筑後守吉志公忠神驗ヲ感ズ

右神、中當時守吉志宿禰公忠、又感其神驗之明、以去天慶六年五月十九日、奉授借從四位上、

○斯禮賀志命神ニ借從四位下ヲ授クルコト、延喜二十年十二月十一日ノ條ニ見ユ、

二十七日甲辰、前皇太后藤原高子ノ本位ヲ復ス、

寬平八年
后號ヲ停ム

〔日本紀略〕

朱雀院

五月廿七日、甲辰、復前皇太后宮藤原高子皇太后本號、件后去寬平八年停后號、延喜十年崩也、

〔一代要記〕

宇多天皇後宮

皇太后藤原高子 寬平八年九月廢之、○九月二十一日ニ其條アリ、

延喜十年三月廿四日薨、○其條年六十五號二條后、天慶六年五月、追復本位、

〔政事要略〕

三十一御書事 年中行事 三十賜詔書

天慶六年五月廿七日、甲辰、降雨、午時大

菅原文時
ヲシテ詔書ヲ作ラシム

詔書ヲ奏ス

納言藤原師輔卿、中納言源清蔭卿、參議源高明朝臣參入、著宜陽殿西廂座、卽召外記、十市有象參入、上卿仰云、可召中務輔并內記者、仍令召中務、少輔橘朝臣南金依召參候、但少內記菅原文時去廿五日奉、上卿仰已了、而今日爲問故、右大辨源相職朝臣七々日態、罷向普明寺已了、○四月九日仍執申此由於上卿仰云、先日奉仰已了、而他行不候、早差幹了使部、可召遣者、差使部馳遣畢、須與文時馳參、進上卿御前、承仰奉覽詔書、上卿卽令賁內記文時、進於御所、付藏人左近衛權少將敦敏、奏件詔書、奏聞之後、上卿還著本座、召外記、有象參入、上卿仰云、召中務省、少輔南金朝臣參入、著膝突座、給詔書退出、

〔本朝文粹〕

二條前后復本位詔

菅三品

詔、朕以菲虐、忝嗣鴻業、思施德義之政、以致治理之風、元慶皇后在昔、停徽號、稱

前皇太后
ト稱ス

天慶六年五月二十七日

天慶六年五月二十九日 是月

二二六

前皇太后、椒庭之月長閑、芝砌之霜多改、未及渙汗、早斷德音、往事在耳、朕猶慟焉、故追復本號、以慰芳魂、青苔故宮、縱無增光於雨露之影、白楊荒塚、庶更變風於山陵之聲、普告天下、俾知朕意、主者施行、

天慶六年五月二十七日

〔西宮記〕

臨時二勅書事 弘仁上皇、以高志內親王追爲皇后、有勅書、○中天慶二條皇太后復位之日、

二十九日、丙午溫明殿ニ於テ、蹴鞠ヲ御覽アラセラル、

〔西宮記〕

臨時八御射場 臨時宴遊 天慶六五廿九吏部記云、是日禁中有蹴鞠事、召京中堪者廿餘人、著烏帽子、供溫明殿南、上望看之云々、

〔雁衣鈔〕

禁中御鞠布衣例

李部王記云、天慶六年二月廿九日、溫明殿前ニテ有蹴鞠事、當世得其名輩數十餘人、布衣烏帽子ヲ著セリ

○雁衣鈔、二月ニ作ル、今西宮記ニ據リテ揭書ス、

是月、石清水八幡宮等ノ十一社ニ讀經シテ、雨ヲ祈ル、又五龍祭ヲ行フ、

〔北山抄〕

六奉幣諸社略記 祈雨例

僧綱ヲ使トス

(天慶) 同六年五月、石清水、賀茂上下、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、住吉、大神、比叡十一社、有御讀經、僧綱爲使、各可率十口僧、爲使充此料、召近江丹波年料米、若當年料盡者、可進明年料云々、至明年料 又五龍祭、

○祈雨御讀經ノコト、本月十七日ノ條ニ、祈雨奉幣ノコト、七月九日ノ條ニ見ユ、

天慶六年五月是月

二二七

天慶六年六月五日 六日 十日

六月丁未朔

五日辛亥祈年穀奉幣

〔日本紀略〕村上天皇 應和三年六月九日己丑奉幣伊勢大神宮以下十六社依

祈年穀也○中抑月次以前奉幣之例○中 天慶六年六月五日也

六日壬子大學頭從四位下藤原繁時卒

〔尊卑分脈〕藤原氏孫

弘蔭

〔繁時〕大學頭、筑前守、伊世守、肥後守、備前守、日向守、正五下、天慶六々々卒、

〔輔道〕太宰少貳、豐前守、隱岐守、薩摩守、周防守、正五下、地下、

〔輔忠〕石見守、從五下、

〔諸家系圖纂〕日野一流系圖

弘蔭

〔繁時〕日向等守、大學頭、從四位下、天慶六年六月六卒、

〔輔道〕母主殿頭輔國女、周防、隱岐、薩摩、豐前等守、太宰、大貳、正五下、

十日丙辰御體御下奏

神祇官陣外候ス

〔西宮記〕

御月御下

貞公御記云、天慶六年六月十日、入夜藏人遠規來云、神祇官陣外候御下奏、依納言以上一人不參、不能奏聞者、有仰令召而各申障不

參、爲之如何者、外記勘申云、有他例之可准者、依彼例、可令參議行之狀報奏、

九記云、同十一日、依昨夕召、卯時參內、候左衛門陣外、令遠規奏候由、仰云、昨日依例可奏御體御下、而納言等申障由、仍乍知食穢由、於陣外爲令奏聞所召也、而不參、仍令參議忠文朝臣奏了、○江次第

〔北山抄〕

二年中要抄下

六月

天慶六年六月、納言以上不參、參議忠文朝臣依召參入、丑時奏之、參議奏例未聞、然而依納言不參、臨時所被行也、九條

〔園太曆〕十五 觀應元年十月五日、

一大嘗會條々、穢中其沙汰可爲何樣哉、可注進先傍例事、○中略

同六六、御躰御下、內裏丙穢、神祇官候、陣外、上卿

已上、禁裏穢中被行神事之准據例如此、○中略

仍注進如件

觀應元年十月四日

神祇權大副下部兼豐

天慶六年六月十日

二二九

内裏丙穢、神祇官候、陣外、上卿

二二八

天慶六年六月十一日

二二〇

十七日奏
ストノ説

二十一
日説
奏ストノ

侍從圍基
ノ興アリ

内裏穢ア
リ

〔永昌記〕 嘉承元年六月十三日、癸酉、天晴、御物忌也、可有御卜并仁王會定、中略

而御卜度々延引、今日、癸酉、令勘先例、中略 同六年六十七、癸巳、御卜、

〔宮主祕事口傳〕 六月御體 御體御卜、依穢延引之事、中略 天慶六六延引、内

裏穢 同十三御卜、廿一日奏也、

○奏日、宮主祕事口傳、二十一日ニ作ル、今西宮記、園太曆ニ據リテ揭書

ス、

十一日、巳神祇官ニ於テ、神今食祭ヲ行フ、

〔西宮記〕 六月 神今食 中院儀 天慶六年六月十一日、於神祇官有祭事云々、外記

有象令藏人仲陳奏云、小忌親王、納言各有障、不可參云々、仰云、親王參議各一人、供奉之例可勘者、則勘申、延長七年十二月十一日例、仍差内豎、召兵部卿元良親王、還參云、只今可參云々、元良親王、參議忠文著座云々、待曉之間、令侍從圍基云々、

〔西宮記〕 六月 御躰御卜 九記云、天慶六年六月 同十一日、中略 但今日神今食付所司、可令行者、

仰大外記有象了、

〔北山抄〕 十二年 中要抄下 六月 散齋日在穢内、不止神事例、中略 天慶六年六月、供神

調物當日

〔園太曆〕 十五 觀應元年十月五日、

一月次神今食同例、中略 内裏穢時、所司行事例

天曆三六十一、内裏丙穢、任所 司行之、中略

十月四日

神祇權大副卜部兼員

十三日、己未外記政、

〔北山抄〕 七 都省雜事 外記政 天慶六年六月十三日、大納言、民部卿著

應、見内文問、民部卿氣上退出、大納言獨見畢云々、

十七日、亥癸大宰府四天王寺、怪異ヲ言上ス、

〔永昌記〕 嘉承元年六月十三日、癸酉、中略 令勘先例、中略 同六年六十七、癸巳、

中略 四天王寺、言上天王像振鳴、

○大宰府四天王寺ノ怪異ニ依リテ、大神宮ニ奉幣スルコト、八月二日ノ條ニ見ユ、

二十二日、辰戌學生等愁訴ノ事ニ依リテ、式部輔及ビ試問博士等ヲ召ス、

〔日本紀略〕 朱雀院 六月廿二日、戊辰、勅召式部輔竝試問博士等於宜陽殿、問試

天慶六年六月十三日 十七日 二十二日

二二一

内裏丙穢

天慶六年六月二十二日

二三二

問學生等然申詩事、

〔北山抄〕

四拾遺雜抄下
依省試判召問儒士事

若判文有不署者、或有學生愁之時、大臣奉

仰、召問預判博士等、參議昇納言座、諸儒著參議座、○註或大臣自問、或令成業

納言問、○註或令大辨問之、見九條天慶六年記、參議兼承可問之趣、參

略、或令大辨問之、內云々、近例多如之、或成業上卿奉勅召問、

十二社

七月大正盡

九日、乙酉祈雨奉幣、

〔日本紀略〕

朱雀院

七月九日、乙酉、奉幣十一社、祈雨也、

○十一社ニ讀經シテ、雨ヲ祈ルコト、五月是月ノ條ニ見ユ、

十五日、辛卯五畿七道諸國ヲシテ、年穀ヲ祈ラシム、

〔日本紀略〕

朱雀院

七月十五日、辛卯、官符於五畿七道諸國名神、（依脫カ）可祈年穀也、

二十六日、壬寅兵部卿三品元良親王薨セラシム、

〔日本紀略〕

朱雀院

七月廿六日、壬寅、兵部卿三品元良親王薨、

〔小右記〕

長和二年七月六日、丙申、

天慶六年七月廿七日、（麻原實賴）故殿御記云、元良親王薨、

〔歷代編年集成〕

十四成天皇

皇子元良親王、（母脫カ）遠長女、三品兵部卿、天慶六年

七月薨、年五十四、

〔三代實錄〕

四十三成天皇

元慶七年正月七日、甲戌、授略○中從四位下元良親王

從四位上、

〔本朝皇胤紹運錄〕

天慶六年七月九日 十五日 二十六日

二三三

御官歷

天慶六年七月二十六日

二三六

り、歌よみつゝやり給ふ、源命婦のもとにかへり給ひて、
くや／＼と待夕くれと今はとて歸るあしたといつれまされる
どうてゐたまへは、ひかへて、女、
今はとてわかるゝよりも高砂のまつはまさりて苦してふ也

いとおかしとおほして、人々に此返しせよとのたまへは、
夕暮はたのむ心に慰めつかへる朝を侘しかるへき○新後撰和歌

集作者ヲ本院侍從トシ、結句ヲけぬへき物をニ作ル、

いまはとてわかるゝよりも夕暮のおほつかなくて待こそはせめ
これをなんおかしこのたまひける

源命婦に、かたふたかりたればなとの給ければ、女、

あふことのかたはさのみそふたからん一夜めぐりの君となれゝは
と聞えたりければ、さはらておはしにけり、又の日さておはせて、嵯峨
の院にかりしになんどの給ければ、
大澤の池の水くきたえぬともさかのつらさを何かうらみん○大和物語ニ、

下句ヲ何かららみんさかのつらさはニ作ル、

御返事もいかゝ有けむ、わすれにけり、

〔後撰和歌集〕

戀歌一 あひしりて侍りける人の許に、返事見むとて遣はしける、
元良のみこ

くや／＼と待つ夕暮と今はとて歸るあしたといつれまされる
かへし
藤原かつみ○元良親王御集、源命婦ニ作ル、

〔後撰和歌集〕

戀歌二 忍ひて通ひ侍りける女の許より、狩装束送りて侍りけるに、
元良のみこ

夕暮はまつにもかゝる白露のおくる朝や消えははつらむ
逢ふことは遠山(馬)すりのかり衣きてはかひなきねをのみそなく

〔拾遺和歌集〕

戀十五 延喜の御時、承香殿の女御の方なりける女に、もどよしのみこまかり通ひ侍りける、絶えて後いひ遣はしける、
承香殿中納言

承香殿中納言

人をこく芥川てふ津の國の名には違はぬ物にそ有ける

〔大和物語〕

下 先帝(醍醐)の御ときに、承香殿の御息所(源和子)の御さうしに、中納言の

天慶六年七月二十六日

二三七

一宮ト稱
ス若年ヨリ
好色ノ評
アリ

中納言
松枝ニ雪
ノ降リカ
ハレテカ
歌ヲ添ヘ
テ贈ル

藤原仲平
ノ侍女
チヤト女
贈答ノ御
歌

天慶六年七月二十六日

二三八

きみといふ人さふらひけり、それを、故兵部卿の宮、わか男にて一宮と聞えて、いろこのみ給ひけるころ、承香殿はいとちかきほどになんありける、らうあり、おかしき人々有とさき、給て、物などのたまひかはしけり、さりけるころほひ、この中納言の君に、まのひてね給ひそめてけり、とさき、おはしましてのち、この宮おさ、ごひ給はさりけり、さるころ、女のもとよりよみてたてまつりける、遺和歌集上ノ拾、かくてものもくはて、なく、やまひになりてこひ奉りける、かの承香殿のまへの松に、雪のふりかゝりたりけるを折て、かくなん聞え奉りける、こぬ人を松にかゝれる白雪の消こそかへれあはぬ思ひに、和歌集

二句ヲ松のえにふるニ、結句ヲくゆる思ひにニ作ル、

とてなん、ゆめこの雪おとすなど、つかひにいひてなむたてまつりける、

〔元良親王御集〕 枇杷（中世）の大臣に、いちや君とてわらはにてさふらひける、男

ありとほしり給はて、宮の御文つかはしければ、女、

大空にしめゆふよりもはかなきはつれなき人を頼む也こふるイけり、今續古

集結句ヲ戀ふる也けりニ作ル、

又女に

いはせ山よのひとことに呼子鳥よはふとさきけはみ、そなれぬる、今昔物語

句ヲよのひとことゑにニ、結句ヲみてはなれぬかニ作ル、

宮

とふことをまつ、山の山彦はいのらは人にをこつれをせん

又をんな

難波女のこなたかなたによるごいへはまほのひる間や戀しかるらん

宮おはして出よとのたまへは、女、

いさゝめにわかきをやみとうき波のたちはて、やまん事は惜きを

かへり給ふとて、いもねらるまじとのたまへは、女、

ふさりからねさめをしては起かへり又もこしとそ君はちかはん

女のもたるものをとりておはしにければ、つとめて、女、

人こふる夜の衣にあらずとも是は返して我にみせなん

かくて、此女こと人にあひて、宮のうらみ給ひければ、

吉野川よしや思はしたきつせのはやくいひせはかゝらましやは

天慶六年七月二十六日

二三九

宮、ことほりて、

秋風にふかれてなひく萩の葉のそよ／＼さこそいふへかりけれ
又女

よとゝもに君か心し長月にあらはたのまん秋ははつとも
女、今はことさまにやと聞えたりければ、

松山にまつ波こえていにけれといかゝ思はんあたしこゝろを
恨給ひける、女、

淀河のよになうらみそゑら波のゑらすや下に思ふ心は
もかみ川のほれはくたる富士のねの見しまのひまにあらはのせてん

猶うらみ給へは、女、さらは是やめてんと聞ゆれば、宮、
山の井のやまんどいへはなをさりの淺き心はたのまれぬ哉

女

君か田の穂にて見えんと思へとも後は人からいなはと云也へし

〔今昔物語〕

四二

陽成院之御子元良親王讀和歌語第五十四

今昔、陽成院ノ御子ニ元良親王ト申ス人御座ケリ、極キ好色ニテ、有ケレ世

美通女ト業ヲ以テル

藤原仲平ノ侍女貞節

京極御息所ト答セラル

ニ有ル女ノ美麗也ト聞ニハ、會ニモ未ダ不會ニモ、常ニ文ヲ遣ルヲ以テ業
ケル、而ル間、其ノ時ニ枇杷ノ左大臣ノ御許ニ、童ニテ仕ヒ給ルヒケ若キ者有
ケリ、名ヲハ岩楊ト云ケル、形チ有様美麗テ、心ハへ可咲レハ、ケ萬ノ人
此レヲ聞テ勸ニ云ハセケモ、心堅テシ不聞ケル程ニ、ト云フ人強ニ心ヲ
盡シテ假借レハ、難辭テシ會リ、ケ其ノ後ハ男難去ク思テ、大臣ノ家ノ局ニ
來通ルヒケ、彼ノ元良親王此レヲ不知シテ、彼ノ女ノ美麗ナル由ヲ聞キ、耽テ
度々云ハセケ、男有トハ不云シテ、強顔テ返事ヲタ不爲レハ、親王此ナム云
ヒ遣リ給親王御集、大空にノ歌ノ元良
ト、女ノ返シ、御集、いはせ山ノ歌ニ同ジ、
ム、トナ此ノ親王遂ニ會モリト不聞エトナ語リ傳ルヘタトヤ、

〔元良親王御集〕

京極のみやすむ所また亭子院におはしける時に、けさう

し給ふて、九月九日聞え給ひける、

世にふれはありてふことを菊の花愛すきぬへき心ちこそすれ

夢のことあひ給て後、みかどつゝみてわたらせたまふとて、えあひ給
はぬと、宮に候けるによせりよみける、

麓さへあつくそ有ける富士山嶺の思ひのもゆる時には

同御中にまたしかりける時のこの宮におはしはしめての又の日京

極御息所の御なかに奉り給ひける、

いとしくぬれこそまされから衣あふ坂のせき道まどひして

みやす所のかへし、

まことにてぬれけりやともから衣こゝに來たらはともにしほらん

さま／＼かよはし給ひける御ふみども、今日かへし奉りたまふとて、

御息所、

やれはおしやらねは人に見えぬへしなく／＼も猶かへすまされり○後撰和歌集

同

こといきてきて後、京極の御息所に、

わひぬれは今はおなし難波なる身をつくしてもあはむとぞ思○後撰和歌集

同

京極の御息所

吹風にあへてこそちれ梅花あたに、ほへる我身となみそ

御息所
花柑子
奉ラニ

元良親王
托御お
言ノ大納
トノ北方
相識ル

同北方
七七日
ヲ申ハセ

閑院ノ大
君ニ逢ハ
セラレ

京極のみやす所

思ふてふこと世にあさく成ぬ也我こゝはかり深きことせよ

又花かんし奉り給ふとて、

鶯はなかもしつくにぬれねとやわか思ふ人の聲そよそなる

此宮の御嬢おほるの大納言の北のかたにておはしけるを、いと忍ひ

てかよひたまひけるを、北方、

ある、海にせかる、海士はたちてなんけふは浪間に有ぬへき哉

此北方うせ給ひにければ、御四十九日のわさに、白かねを、はこにつく

りて、こかねを入て、みす經させられけるにそへ給ひける、

君を又うつゝに見はやあふことのかたみにふりぬみつは有とも

かもゐの大君にあひ給ひて、つとめて、

から錦たちてこゝちのかへる山かへる／＼も物うかりしか

宮うらみ給ひければ、女、

世中のうきもつらきもとりすへてしらする君や人を恨むる

天慶六年七月二十六日

ほごなくかれ給ひにければ、女、
まつち山待としきかは年經ともいろかはらしと我も頼まん

宮御かへり

又女

君により心つくしのはかたつのはかなきねをも鳴わたるかな
うくひすとなどはなぬふりたて、花こゝろなる君をこふとて
かくうらみ聞えければ、後々は返事もし給はさりけり、又おなじかも
院の中の君をけさうし給けるに、女、

天雲をとふかりそめにとふなれはおほそら事をいかにみるらん

あひ給ひて後宮、

思ふともこふとも君は、また紐のゆふてもたゆくどけんををしれ

女のきこえ給けるも、

おもひせはゆふてもたゆくどけなましいつれか戀のしるし也ける
したひものゆふ暮ことになかむらん心のうちをみるよしもかな

むら鳥のむれてのみ君有ときけひとつふるすに何にあらんと
うきふしのひとよも見えは我そまつ露より先に消かへるらん
やどりあるとくらあまたに聞ゆればいつれをわきて古巢とかいふ
おなしえにおひつるやともなきものを何にか鳥の音をは鳴けん

又おなし閑院の三の君に、稻荷にまうて、あひ給て、みやはしり給は

ぬを、女はしり奉りて、かへりて聞えける、

ぬは玉のやみにましりて見し人のおほつかなからわすられぬ哉

など聞えてあひにけり、さて宮、

埋木の下になけ、と名取川こひしき瀬にはあらはれぬへし

女

わかかたになかれてかよふ水くきのよる瀬あまたに聞ゆればうし
なかれてもたのむ心のそはなくにいつれ程にか影のそふへき
木かくれの下草なれば峯の上の光もつるに頼まれなくに
つきもせぬことのはなりとみるからにたのむといふもうれしかりけり
風ふけはみをこす波の立かへりうきよの中をうらみつる哉

天慶六年七月二十六日

たい息所ふ
御母の御女
御所
御女
御母
御女
御所
御女

むは玉のよるのみ人をみる時は夢にをどらぬ心地こそすれ
涙川なかれて岸を崩してはこひよることもあるしこそ思ふ
方さためなくあくかれ給ひければ、いとこゝろありておかしう思は
する宮と聞給ひて、たいふの宮息所の御母の女は、宮にあはせ奉りて、
あしたにおとこ宮、
ほともなくかへる朝のから衣こゝろまどひにいかゝきつらん
かへし

親王諸方
へ出行せ
ラ

女宮ノ諫
ヲ納レラ
ル
元良親王
ト四良宮

時のまにかへりやすらんから衣こゝろふかくやいろにそはぬと
母御息所の御許に、御後のほころひぬひに奉りたりければ、御息所、
うつしけに人から衣思ふには常ならぬ香そゝひてめてたき
かくて住奉り給ひけれど、外ありきをし給ひければ、つらけなるけし
きにおほしけれど、見しらぬやうにいて給ひければ、女宮、
音にたかく鳴そしぬへき空蟬の我身からなるうき世と思へは
この給ひければ、あはれゝとて、とゝまり給ひにけり、
女宮をしてよせ奉らさりける比、四宮より、

身をつみて思ひしりにきたきものゝひとりねいかにわひしかるらん

御返

心から今はひとりそすみかまのくゆるけふりをまつ人もなし

賀茂祭ニ
歌ヲ桂宮
ニ贈ラル

加茂のまつりの日、かつらの宮の御車に奉り給ひける、
しらね共かつらわたりと聞からに加茂の祭のあふひとそせん

歌ヲ壬生
サ女王ニ
サル

みふのみこにつかはしける、
へしやよにうきをはこれに限りてん思ふ心はあひみるからに

御匣殿に、宮、

鶯の木つたふ枝を尋ぬとて花の住家を行てみしとや
はるゝと思ひて月も過ぬれは今はなつくることを待かな
つけそめし思ひを常にかすめてもおほつかなさの猶まさる哉
返し

いつよりか君か思ひの馴ぬらん今より外にいふそあやしき

御匣殿
ラ贈答セ
ル

おほつづ
ねと御贈
答せラル

天慶六年七月二十六日

二四八

〔後撰和歌集〕

戀歌二

(在原棟梁女)

おほつづふねに、物のたうひつかはしけるを、更にき

き入れさりければ遣はしける、

元良親王

大かたはなそやわか名のをしからむ昔のつまと人にかたらむ

かへし

おほつづふね

人はいさ我はなき名の惜しければ昔も今もしらすとをいはむ

〔元良親王御集〕 一條の君に、

世中をいかゝはせまし春霞よそにもみしと人はいふなり

御返し

哀とはみれともうとし春霞かゝらぬ山もあらしと思へは

近衛のみかとの君といひける人に、

思つゝいはねとなにかさもあらねは心にのみもまくるわか身か

山井君ニ
通ハセラ

山井の君に住給ひて、久しくありて、宮は參りたまひて、夜ふけてまか
てければ、くらくていかゝこの給たりければ、女、
くるしどもたどられさりきいにしへを思ひはてゝしかへりこしかは

御歌ヲ近
衛御門君
ニ贈ラル

山井君ニ
楓ノ紅葉
ヲ贈ラル

をくりに、人につけて聞えたりける
かへり來る袖もぬるゝはたまさかにあふくま川の水にや有らん
山の井の君の家の前をおはすとて、楓のもみちのいとこきをいれ給
へりければ、女、

思ひいて、問にはあらず秋はつるいろの限をみする成らん

又ほと經て、ごひ給はすとらみて、

山の井にすむとわか名は立しかとゝふ人影もみえすも有かな

すりの君のもとにおはせんと有ければ、女、

たかくとも何にかはせん吳竹のひとよふた夜のあたのふしをは

たえはて給ひぬると見て、山の井の君、

山の井のたえはてぬともみゆる哉あさまをたにも思ふ心に

三條の右大臣の御女の、へしやよにこ、かいたまひたりける、

なにか世に今は恨と思らんしらねは人のつらき成らん

源昇ノ女
ト御贈答
セラ

昇の大納言の御むすめに住給ひけるを、ひさしにおましゝきて、御と

藤原定方
ノ女ト御
贈答セラ

元良親王
ト修理君

天慶六年七月二十六日

二四九

天慶六年七月二十六日

二五〇

のこもりて後、久しくおはせて、かのひさにしかれたりし物はさなか
らありや、とりやたて給ひてしと聞え給ひければ、女、

しきかへすありしなからの草枕ちりのみそゐるはらふ人なみ

と聞えたりければ、宮、

草枕ちりはらひにはから衣たもとゆたかにたつをまてかし

又女

から衣たつをまつまのほどこそは我しきたへのちりもつもらめ

かくておはして後、宇治へかりしになんとのたまへるに、女、

御狩する栗駒山の鹿よりもひとりの身そ侘しかりける

〔大和物語〕

下 故兵部卿宮のほるの大納言のむすめにすみ給けるを、れ

いのおはしまし所にはあらで、ひさしにおまし敷て、おほこのこもりなご

してかへり給て、ほどひさしうおはしまさゝりけり、かくてのたまへりけ

る、かのひさしにしかれたりし物は、さなからありや、とりたてやし給てし

とのたまへりければ、御返事、

敷かへすありしなからに草枕ちりのみそゐる拂ふ人なみ

とありければ、御返に、○歌略ス、前掲元良親王御集ノ草枕ノ御歌ニ同ジ、

とありければ、又、○歌略ス、前掲元良親王御集ノ唐衣ノ歌ニ同ジ、

とありければ、おはしまして、又宇治へかりしになんいくこのたまひける

御返に、○歌略ス、前掲元良親王御集ノ御狩するノ歌ニ同ジ、

〔元良親王御集〕

かねみちの宰相の女に、(兵衛)

そむれともこそまさらぬから衣いろの限をきてみつる哉

又

あまたには今も昔もくらふれど人花かたみそらに戀しき

女、わすれななごこそ覺ゆれど聞ゆれば、宮いみしう恨聞えける女

に、宮、

恨つゝなけきのかたき山ならはおろしの風のはやく忘れね

又うこと言人の聞えける、

心さへさみたれなりし郭公いかてことしの聲をきかまし

御返

めに近く身には見しとやほとゝきすよそにて聲を聞いてふとも

天慶六年七月二十六日

二五一

御多情ナ
アリトノ評

天慶六年七月二十六日

二五二

いとあたにおはすと聞て、女、
つきもせすうきことのはの多かるを早く嵐の風も吹なん
宮の御かへし
露にたにうつり行なることのはのなとか嵐の風を待らん

平中興ノ
女ノ美貌ノ
ヲ心藻ト
ト愛デハ
通ハセラ

近江介なほきか娘とも、かたちよく心たかしと聞給ひて、つかはしけ
る、
萩の葉のそよくことにそ恨つる風にかへしてつらき心を
又

あさくこそ人はみるらめせき水のたゆる心はあらしとそ思ふ
返し
せき河の岩間をくゝる水あさみたえぬへくのみ見ゆる心を
月のあかき夜おはしたるに、いてゝもなごは聞えて、とくいりにけれ
は、宮、
よなくに出と見しかとはかなくて入にし月といひてやみなん

女ノ許ニ
御扇ヲ置
ルキ忘レラ

藤原兼茂
ノ女兵衛
ハ許ニ通
ハセラル

御乗馬あ
しふち

扇をおとしておはしにける見れば、女の手にてかける、
わすらるゝ身は我からのあやまちになしてたにこそ思たえなめ
とあるかたはらに、書付て奉る、
ゆかしくもおもほゆる哉人ことにうとまれにける世にそ有ける
〔後撰和歌集〕^{十四}戀歌六 元良親王のみそかにすみ侍りける頃、今こむとた
のめて、こすなりにければ、
兵衛

人えれすまつにねられぬ有明の月にさへこそ欺かれけれ
〔元良親王御集〕かねもとのむすめ（兵衛）の童部（兵衛）のもとに、今こんどの給ひて、お
はせさりける又の日、女、^{○歌略ス、前掲ノ後撰和歌集人しれすノ歌ニ同ジ、}
あしふちと云馬に乗給ける比、女のもとに久しくおはせさりければ、
女、

ありなからこぬをいはいはしあしふちの駒の上こそ戀しかりけれ
是におとろきてなんまごひおはしたりける、
女のもとにおはしたりけるに、明ぬと聞えたりければ、かへり給ひて、
宮、

天慶六年七月二十六日

二五三

天の戸のあけぬくといひなして空なきしつる鳥の聲哉
返し

天の戸をあくとも我はしらすりき谷深かりし鳥の音にあかて
時々おはする所におはして、前裁の中にて立聞給へは、宮のこよひ夢
にみえ給へる哉とて、女、

うつゝにもしつ心なき君なれば夢にもかりと見えつるかうさ

〔後撰和歌集〕

三 春歌下

元良のみこ、兼茂朝臣の女にすみ侍りけるを、法皇

のめして、かの院に侍ひければ、えあふ事も侍らさりければ、あくる年
の春、櫻の枝にさして、彼の曹司にさしおかせける、

元良のみこ

花のいろは昔ながらに見しひとの心のみこそうつろひにけれ

〔元良親王御集〕

はやうすみ給ひける女の、あふきに書給ひける、

年ごとに夏にあふきと聞からにふるき事こそとはまほしけれ

一條にて、人々住給ことを、うちわたりの人いひければ、その女、宮の御
もとにかくなん聞えたりける、

兼茂ノ女
宇多ノ法皇
召サレ
タレ
ル
歌ヲ贈ラ

早ク通ヒ
給ヘル女
ノ書カ
ル
歌ヲ御
一ノ御
宮ノ御
ルニ歌ヲ
贈許

絶エテ後
御親ニ
ラ歌ヲ贈

女ト違ヘ
遣戸ノ許
ニテ語ラ
セラル

女ト御贈
答セラル

みな人のまけるかこどくしりぬれはおなしほどこそ思ひ成ぬれ
おやある女に程なくたえ給にければ、おやいふとき、給ひて、
蟬の羽のうすき心といふなれどうつらしよとそまつはなかる、

こと女に、宮、

さしくるはたのまれすとも下紐の心とけたるよをのみそまつ
をんなど、ちかへやり戸のもとにて、物のたまひてのち、

見し夢はこまなく成てやみにけんちかへやり戸のもとにねしかは

又女にあひ給ひて、なかれてなどのたまひて、程へてつかはしける、
水壺のたえにし跡を尋ればなかれてといひしことによりてそ

御返事

なかれてとはやくいひしはわすれねと飛鳥川なる世こそつられ

ある女の、この宮をうらみ聞えて、

世中をうきのみわたるやどりにばかりもこなくにいろ替りけり

御返し、宮、

さためなき君か心にあえてこそまたき木の葉も秋をしるらめ

又女

とし經ともなれしこそ思ふから衣うすき心のあらはれはうし
おはしたりけるにはやかへらせ給ひぬと聞えたれば、さらにたのし
この給ければ、女、

又

から錦たえて見ゆらんくらき夜はたれとかあやめ思ひなさまし
なに、君思ひかけ、んから衣人めもみてはとはし物ゆへ
あた人のよはひし聲に山彦のこたへ初にし身をそらむる
人の國へゆくとして、女、

にこり江のすみうきものと都をはいとふか山に身をや投まし
こと女に物のたまふとして、きちきやうにつけて、
たのみとはおなしからまし言のはをかへりにけりなききちきやうの花

又こと女、例の御心見えければ、
ことのはのわか身の秋にあふ時はもみちてそらにちるとこそきけ

宮

他女ト文
贈答セラ

宇治川のなかれて深き心かこ我も たのみはつへく

女

たのむれは下の心はあさち原露にぬるれはいろかはりつゝ
五月はかりにはやうすたれ給ひにける女の、聞えたりける、
さみたれにわか手をへつゝうへそめし君かたのみは今やいつらん

女、山里にすみける比、

秋風のはやき山邊にすむ比はとふことのはもかれそはてぬる
またこと女に、文つかはしたりけるかへりことに、
たのまれぬまはしの程も秋の夜のなかき心もあらしと思へは

宮

頼れぬことも心のから衣なれてよるとやさらは思ひし
こと女に、宮、
あま雲のはる／＼見ゆる嶺よりもたかくそ君はたのみそめてき

たゝ志はしにてたえ給ひにける人に、程へて御文つかはしたりけれ
は、

女ト文
御贈答セラ

又

音つれてほとふる山の郭公なく一こゑのめつらしきかな

宮いかゝの給ひけん女、

月影にわれもをくれすあふことはよしの、山に思入にき

又

涙たにかゝるわか身になかりせはうきもつらきも誰にいほまし

からうしてとひ給ひければ女、

中々にとふひの杜のほとゝきす君こひなきはよはにこそなけ

又

散ぬへき花のこゝろとかつみつゝ頼そめけむわれやなになる

又の目物のたまふ女どりへてらにまであひた^(ひ脱カ)みてみつなしりつに

玄給ひて、いとよく見給てつかはしける、

世中にうれしきものは鳥部山かくるゝ人を見つる也けり

わすれ給へりける女、清水にまうてあひ給て、宮はえらすかほにてい

て給けるに、聞えける、

かりにくるやとゝはみれとかましゝのおほけなくこそ住まほしけれ

清水ニ詣
テラル

貴女ト御
贈答アラ
セラル

同所にて常に見給ふ女に、玄の竹のふしをけきをつゝみ給てつかはしける、

玄の竹のふしはあまたに見ゆれ共よゝにうとくも成にける哉

おなし人に、宮、

いかにしてくりそめにけん糸なればつねにはよれともあふよしのなき

返し

ちかくたによることもなき白糸のあふ計にはおもほえぬ哉

やむことなき女の御もとに、

たつねつゝ今ふみそむる山みちにいつしかの音をまつなけれける

返し

世中の秋山にのみ聞ゆれはいつしかの音も耳なれにける

又おなし人に、宮、

つれなきを煮ゐてたのめは水の上のうきたる草のこゝちこそすれ

返し

草の名におほせしもせし山川の早くよりこそ浮て聞ゆれ

天慶六年七月二十六日

二六〇

わすれ給ふなよと、女の聞えければ、

谷の松月のかつらにねをふみて花咲む世や君をわすれん

うきまで人を尋給ければ、女、

八重かきにひとへまされる九重にあたなる人は尋しもせし

女のもとにおはして、ごまり給へこのたまへは、女、

わたつみのそこの心は白波のしらてはいかゝよるとそや君

ある人御ふみつかはすに、かくれて侍らすといはせければ、

かくれぬと聞からにこそ深芹の思をこそと思やらるれ

又つかはす、

なにかへりかりにもあらぬ玉章を雲井にのみそ待わたりける

物の給ふ女、男いてきにけり、十月はかりに遣しける、

いまは、やうつろひにける木の葉ゆへよその村雲つむぎなに時雨ときりらん

おほしかけたる女、男したるに、御文つかはしたりければ、

みよしの、山よりおつる瀧津瀬のはやくなりせはまちそしてまし

宮の御返し、

屢御文ヲ
ル女ニ遣サ

他シ男ニ
逢ヘル女ニ
ラ御贈答
ルアトセ

秋風にとよりかくより花薄そよやさこそはいふへかりけれ

前わたりし給ひければ、女にこの月はいかにと聞えたりければ、女、

おほそらの月たに宿にいる物を雲のよそにもすくる君かな

女に物の給ひて、あしたに、

もえかへりこかれし草もいとひにきたゝ宵の間の露にをかれて

物の給ふ女、こと人に物いふと聞しめして、宮、

いつしかと我まつ山のいまはとてこゆなる浪にぬるゝ袖かな

返し

松山にうきはこそども君をゝきて浪のたつ名はあらしとぞ思ふ

又宮

あふことの涙にのみそぬれそはるあかぬ世をゝしかなしと思へは

御返、〇御歌

〔後撰和歌集〕

戀歌二

をそこ侍る女を、いとせちにいはせ侍りけるを、女

いとわりなしといはせければ、

元良のみこ

わりなしといふこそ且は嬉しけれおろかならすと見えぬと思へは

天慶六年七月二十六日

二六一

人妻ニ懸
想セラル

攝津たま
さかノ女
ニ御歌ヲ
贈ラシ

遊女こき
ト御贈答
アラセラ

忌服ニ籠
ラル

太秦廣隆
寺ニ詣テ
ラル

元日奏賀
羽ノ御聲ニ
作道ニ

天慶六年七月二十六日

二六二

〔元良親王御集〕津の國に、たまさかといふ所に、しりをき給ひける女に、
てしまなる名をたまさかのたまさかに思いて、も哀とはなん

宮、うかれめこきに住給ふ比、せまりつといひさはくを聞たまふて、藏
人にいひつかはしける、

ひごりのみよにすみかまにくゆる木のたえぬ思ひを知人のなき
いとへともうき世中にすみかまのくゆる煙を待よしもかな

御返し、女、

は、木々を君か住家にこりくへてたえし煙の空にたつ名は

宮御ふくにおはしけるに、

黒染のふかき心やわれなくは哀と思はぬ人やなからむ

太秦に詣給ひて、よしある局に遣しける、

たちよればちりたつはかり近き間をなごもろこしの心地のみする

〔徒然草〕鳥羽の作道ハ、鳥羽殿建てられて後の號にはあらず、むかしより

開ユ

御著書

御所領い
も原

いはは
山莊

承香殿と
しこ山莊
ニ参リテ
歌ヲ詠ズ

の名なり、元良親王、元日の奏賀の聲はなはた殊勝にして、大極殿より鳥羽
のつくり道まで聞えけるよし、李部王の記に侍るとかや、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二百十三
家集目錄冰甲

元良親王集 一冊

〔元良親王集〕寮本圖書

或沙門觀念餘假所令書寫也、身爲桑門之比丘、性暗柿本之艶流、故紙繆多端、
偏屬鵝王之教、不習魚養之業、故筆迹狼藉也、

〔元良親王御集〕志賀の山越の道に、いもはらと言所もたまへりけり、そこ
におはしつづつ人見給けるをしりて、ごしこかいつけゝる、

かりにのみ來る君まつとふり出つゝなくしか山は秋を戀しき

〔大和物語〕下 玄かの山こえのみちに、いはわといふ所に、故兵部卿宮、家

をいとおかしうつくり給て、時々おはしましけり、いと玄のひておはしま
して、玄かにまうつる女どもを見給ふ時もありけり、おほかたもいとおも
しろ、家もいとおかしうなむ有ける、ごしこ、玄かにまうてけるついでに、
このいへにきてめぐりつゝ見て、あはれかりめてなごして、かきつけたり

天慶六年七月二十六日

二六三

としこ
春秋ノ優
劣ヲ吞ハ
セラル

紀貫之ノ
代詠

山城相樂
山野院ニ
住マセラ
ル
北方宮ノ
侍女むら
ニコ
參ル

北方宮墓
ゼラル

ける、

かりにのみくるきみまつどふりいてつなくまか山は秋そかなしき
どなんかきつけていにける、

〔拾遺和歌集〕

雜下

元良のみこ、承香殿のとし子に、春秋いつれかまさる
ど、ひ侍りければ、秋もをかしう侍りといひければ、おもしろきさく
らを、これはいか、といひて侍りければ、

貫之

大かたの秋に心はよせしかと花みる時はいつれともなし

〔元良親王御集〕

（藤原親王）

北方宮に、むら子とてさふらひけるをめしければ、かんし
うをき給ければ、男宮こまの院におはしけるにむらこ參ける、
數ならぬ身はた、にこそおもほえていかにせよとかなかめらるらん
おとこ宮の御返し、

つれくどなかめてふれる人よりもよひのまくれはをとらさりけり

女宮うせ給ひければ、五日承平三年二月共條アリ、男宮、

岸にこそ世々をはへしかいつみ川ことし袂をひたしつる哉

藤原伊衡
山野院ニ
候ス

山野院ニ
テ源のぶ
ヲ賜フ

人々ニ泉
川ノ歌ヲ
課セラル

（承平四年）

（藤原伊衡）

又の年の十月に、これひらの中將まいりて、御みきのついでに、
神無月しくればなにそいにしへも思ひいつればかへる世もなし
宮

いにしへを思ふにあへぬから衣ぬる、程なくかはきこそすれ

こまの、院にて、秋つとめて人々おきたりけるに、源の、ふるひとり
ことにいひける、

白露の消かへりつ、夜もすからみれどもあかぬ君か宿哉

といふをきこしめして、

よもきふの草のいほりとみしかともかくはた忍ふ人も有けり

おなし院にて、いつみ川といふことをよませ給ひ、人々の千とせおは
しませといはひ聞えければ、宮御（歌脱カ）

いつみ川心にかなふ命あらはなとか千とせもわたさるへき
又

泉川水ふかけなる水なれば人なみくの聲そきこゆる

○元良親王ノ薨日、小右記二十七日ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ掲書

天慶六年七月二十六日

二六六

ス、親王、年給ヲ賜ハルコト、延喜三年正月十一日ノ條及ビ同十四年正月十二日ノ條ニ、大原野行幸ニ供奉セラル、コト、延長六年十二月五日ノ條第一編之六ニ、御齋會内論義ニ御參列ノコト、同七年正月十四日ノ條ニ、妃修子内親王、親王ノ四十算ヲ賀セラル、コト、同年十月十四日ノ條ニ、修子内親王薨去ノコト、承平三年二月五日ノ條ニ、醍醐寺塔心柱ヲ施入セラル、コト、同六年三月十三日ノ條ニ、御父陽成上皇ノ七十ノ御賀ヲ行ハル、コト、同七年十二月十七日ノ條ニ、伊勢例幣ノ日、供奉ノコト、天慶四年九月十一日ノ條ニ、妃誨子内親王薨去ノコト、天曆六年十二月十四日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔和歌色葉集〕

二上 六名譽歌仙者、

集打聞に入たる歌よみは多かれとも、宗と覺たかきは四百五十七人なり、

略○中

親王十八人 略○中

後撰 兵部卿元良親王陽成院第一御子、三木、兵部卿、三薨、五十四歲、

名譽ノ歌

百人一首ルニ列セラ

〔百人一首抄〕

下 百人一首作者部類

親王二人

元良親王

父子或三代入作者、○中

陽成院——元良親王

〔後陽成天皇百人一首抄〕

元良親王陽成院第一御子、母主殿頭遠長女、

陽成院——元良親王三品、兵部卿、天慶二

後撰

わひぬれは今はた同じ難波なる身をつくしても逢はむとぞ思ふ

事いてきて後に、京極のみやす所に遣しけるとあり、○中 京極御息所は、

時平公女、從二位褒子也、宇多御門の御息所に忍ひてかよひける

か、あらはれて後の歌也、○中 幽玄の體の歌也、

〔群書一覽〕

四 家集類 元良親王御集 寫本 一卷

他人の歌と、もに百六十餘首入たり、

二十七日、癸卯、相撲召合、尋テ、追相撲アリ、

〔日本紀略〕

朱雀 院 七月廿七日、癸卯、於紫宸殿相撲召合、有樂、

天慶六年七月二十七日

二六七

御歌ハ幽玄體 御歌集

出居代官

廿八日、甲辰、追相撲、

〔西宮記〕

七月十六日相撲式

同六年七月廿七日、從四位下左衛門權佐平隨時

〔北山抄〕

二年七月相撲召合事

次相撲、註、二三番間、內豎賜王卿及出居僕、

○中酒番侍從獻盃、初獻、親王直下其巡、次々將獻、候御前大臣、略、天慶六年九條記、

貞觀七年ノ例

同六年、左兵衛佐不參、以侍從賴忠爲代官、貞觀七年例也、

〔小右記〕

長和二年七月六日、丙申、

右兵衛督來談、頭辨示送侍從許云、令著錫紵

給之日、薨奏之日、不同日例侍乎、薨奏事、可避一上御忌歟、薨奏延及相撲之期、

若過相撲之後、有件奏者、音樂事難行歟如何者、予報云、錫紵薨奏之日、不同日

之例、不能尋得、○中略、天慶六年七月廿七日故殿御記云、元良親王薨、同日相撲

召合、廿八日拔出、有樂、依非御傍親有音樂歟、

寬仁三年七月廿七日、壬午、

九條右丞相天慶六年七月廿七日記云、內豎等參上、羞饌於王卿、但候簾前大

納言衝襲、近衛少將羞之、酒番侍從勸盃親王、貫首親王式明執盃云、件巡可至

於大將所歟、彼此答云、慥不悟先例、但此巡只下而至于候簾前上卿、近衛次將

酒番侍從
貫首親王
勸盃王
等ニ勸盃
ス

熟瓜ヲ給

勸盃、其巡下時、親王進上卿後、受盃還本座云々、

〔小野宮年中行事〕

七月二十八日相撲召合事

天慶六年七月廿八日、拔出云々

殿上中將等出自簾中、給熟瓜如例、

〔舞樂要錄〕

七 相撲節

天慶六年

拔出 七月廿八日、

左蘇合 万歲樂 散手 太平樂 陵王 雜藝

右古鳥蘇 綾切 貴德 酣醉樂 狛犬 乞寒

拔出
音樂アリ

天慶六年八月一日 二日

八月丁未朔

二七〇

一日、丁未釋奠、

〔西宮記〕

八月 釋奠 內論議

或記云、天慶六年八月一日、釋奠、納言等有障不參、

議保平、在衡等、著寮行事、○中略、大神宮奉幣ノコトニ收ム、二日、戊申、依臨時奉幣

事廢務、○中明經博士參入、然而依廢務不召御前、又不賜祿云々、

〔北山抄〕

二月 年中要抄上 丁未 釋奠事

同六年八月一日、釋奠、依明日伊勢奉幣事諸

衛并本寮三牲、以魚代可令進之由、○大略、右大將仰外記公忠、

〔北山抄〕

二丁 年中要抄下 八月 釋奠事 明經論議事

天慶六年、明經博士參入、依廢務

不召之、又不給祿、

〔江次第〕

五月 二月 釋奠 依在奉幣齋內、進三牲代事、天慶六年

二日、○大略、大宰府四天王寺ノ怪異ニ依リテ、大神宮ニ臨時奉幣ス、

〔日本紀略〕

院 朱雀 八月二日、戊申、天皇幸八省院、奉幣伊勢大神宮、依祈太宰

佛像堂舍
鳴響ス

召仰

府四王寺佛像堂舍鳴響也、

〔西宮記〕

八月 釋奠 內論議 或記云、天慶六年八月一日、釋奠、○中略、釋奠ノコト

收ム、但大納言實賴卿參內、召仰明日八省行幸事、是依臨時奉幣也、二日、戊申、依臨

廢務
行幸ヲ停

時奉幣事廢務、行幸當日停止、○下略、本月一

八日、○大略、大宰府、四天王寺ノ怪異ヲ言上スルコト、六月十七日ノ條ニ見ユ、

〔類聚符宣抄〕

十可賜上日人々 御願所 經大臣 附出

史生奈癸元護

右大納言藤原師輔卿宣、件元護、從去四月五日至五月廿九日、并五十四箇

日間、候太政大臣家、奉寫大般若金光明經等、宜准見仕給上日者、

天慶六年八月八日 大外記兼近江權少掾三統宿禰公忠 奉

〔類聚符宣抄〕

六例 大納言右大將藤原原卿宣、左史生大海保平、右史生百濟玄來、使部高篠清蔭等、

不給俸料、多經日月、宜警將來、殊可勘免之由、仰辨官已了、同知此由、請官俸料

符者、

天慶六年八月十日 大外記兼近江權少掾三統宿禰公忠 奉

十一日、丁未定考、是日、皇太后御不豫、

天慶六年八月八日 十日 十一日

二七一

史生忠平
佛爲メニ
ノ經ヲ寫
ス見仕ニ
ズ見仕ニ
准

音樂ヲ停
止ス
天慶三年
ノ例

天慶六年八月十三日 二十二日

二七二

〔政事要略〕

八月十二日 十一日 中行事 二十二年 同六年、依皇太后御藥事、音樂停止、依同三年例、十一日、天慶三年八月、條參看、所行也、中納言元方、爲日上也、

十三日、武藏秩父駒牽ヲ延引ス、尋テ、之ヲ追行ス、

〔西宮記〕

八月 六年九月十五、御南殿覽カ、ル、本月二十八日、駒牽ノコトニ收ム、秩父御馬、顯忠卿候御前、○中略、上月二十八日、駒牽ノコトニ收ム、次取秩父御馬、十七日、給左右寮秩父御馬二疋、給太政大臣、又給上野太守一疋、

〔政事要略〕

八月二十三 廿八日 中行事 二十三年 天慶六年九月十五日、○中略、上月二十八日、駒牽ノコトニ收ム、秩父御馬廿疋、於南殿御覽、中納言顯忠卿候御前、野勅旨駒牽ノコトニ收ム、ル、秩父御馬廿疋、於南殿御覽、中納言顯忠卿候御前、○中略、上月二十八日、駒牽ノコトニ收ム、カ、擇取如常、覽秩父如前、同十七日、以左右馬寮秩父御馬二疋、給大相國并上野太守各一疋、

二十二日、大宰府ヲシテ、重ネテ、管内諸國ノ神名帳ヲ造進セシム、

〔高良社文書〕

後○筑
神名帳○中

右大宰府去三月四日符、今月三日到來、傳件諸神位記案、○中略、管内諸神ノムルコトニカ、ル、四年九月十日、而多送年月、于今未進、然間、重被太政官去五年六月二十五日ノ兩條ニ收ム、

管内ノ神
名帳悉ク
朽損ス

年八月廿二日符、今年二月廿三日到來、傳、檢事意、件神名帳造進、既有其期、況太政官去年九月下彼府符、傳、管國嶋神名帳、悉以朽損、難可據勘、宜仰管國嶋、早令注進者、而于今不進、府之緩怠、責而有餘、大納言正三位兼行右近衛大將、陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉勅、宜仰彼府、神名本位、慳以勘錄、令言上之者、府宜承知、依宣行之者、○中

天慶七年四月廿二日

○大宰府ヲシテ、管内諸國ノ神名帳ヲ注進セシムルコト、五年九月是月ノ條ニ、大宰府、筑後國ヲシテ、諸神位記及ビ神名帳ヲ造進セシムルコト、七年三月四日ノ條ニ見ユ、

右少辨菅原在躬ヲ東大寺俗別當ニ補ス、

〔正倉院文書〕

東南院文書
壹櫃第四卷

太政官牒東大寺

從五位上守右少辨菅原朝臣在躬

右大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、件人宜爲彼寺別當者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

天慶六年八月二十二日

二七三

天慶六年八月二十二日

二七四

天慶六年八月廿二日

從五位下行左大史兼丹波權介尾張宿禰(自署下同)言鑿牒

從四位下行右中辨藤原朝臣

奉行(別書)到來九月十五日

別當律師明珍

都維那

上座

目代

寺主

權寺主○本書、太政官印八顆ヲ踏ス

〔東大寺別當次第〕

傳燈大法師明珍當講、四十三

俗別當從五位上守右少辨菅原朝臣在躬 天慶六年八月廿二日符

〔正倉院文書〕

壹櫃第三卷

十月廿五日到來(別書)

太政官牒東大寺

應補任三綱事

傳燈法師位安愿年卅五、一

右上座由教秩滿之替

東大寺三綱ヲ補ス

由教等秩滿ノ替

傳燈法師位長巖年卅九、二

右寺主智仁秩滿之替

傳燈法師位觀茂年卅六、六

右都維那安愿轉任上座之替

以前得彼寺牒、伴法師等可被補任三綱之狀、言上如件者、大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

天慶六年九月廿三日

從五位下行左大史兼丹波權介尾張宿禰(自署下同)言鑿

〔正倉院文書〕

壹櫃第六卷

印七顆ヲ踏ス

從五位上守右少辨菅原朝臣(在明)

〔同七年二月三日到來〕

太政官牒東大寺

應補任知事貳人事

傳燈滿位僧延景年六十一、一

右眼高秩滿之替

花嚴宗

同知事ヲ補任ス

天慶六年八月二十二日

二七五

天慶六年八月二十五日

傳燈滿位僧廣敷年五十二、花嚴宗

右泰宥秩滿之替、

以前彼寺牒僞、件僧等可補任知事職之狀、言上如件者、中納言從三位藤原朝臣元方宣、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

天慶六年十月十一日、從五位下行左大史兼丹波權介尾張宿禰(自書下同)言鑿牒

從五位上守右少辨菅原朝臣(在明)

奉行 同七年四月九日、

別當權律師明珍○本書、太政官印

○安愿、延景等ヲ東大寺ノ三綱及ビ知事ニ補スルコト、便宜合致ス、

二十五日、辛未外記政、光孝天皇國忌ノ事ヲ定ム、

〔洞院家記〕

十侍從所々 御記

(德保會也)

同六年八月廿五日、著外記、大納言師

輔卿、左衛門督顯忠卿、右衛門督高明朝臣同廳、少納言泉朝臣、外記久正候印

政了、著侍從所、右中辨師尹朝臣、權右少辨俊朝臣、少納言泉朝臣、朝望朝臣著、

著了後、外記文政走出、申明日國忌上、少納言皆稱障、右衛門督諾、舊例申文了、

史退出之後、移替出申之、但今日無申文、須供盤之後、未立筋之前可申歟、抑今

政終リテ侍從所ニ著ス

申文ナシ

日盤、只有飯鹽梅、無雜菜、甚輕々也、少納言等不知故實之所致也、頃比入侍從所門、以召使可令申事由者也、右中辨師尹朝臣、申無申文之由、依例少納言召大舍人、只居汁物一種、漿了置筋起、參著大内、藤中納言、左大辨、先參著大内、藤中納言左大辨先參著、左衛門督、從左衛門陣退出、

二十八日、甲戌上野勅旨駒牽ヲ延引ス、尋デ之ヲ追行ス、

〔西宮記〕

八月駒牽事

(天慶)

六年九月十五、御南殿覽上野○中略、武藏秩父駒牽ノコトニカ、ル、本月十三日ノ

條ニ、御馬、顯忠卿候御前、先取上野カ、下略、武藏秩父駒牽ノコトニカ、ル、本月十三日ノ

〔政事要略〕

八月二十三

廿八日

上行事

二十三日

御馬事

天慶六年九月十五日

上野

御馬卅疋○中略、武藏秩父駒牽ノコトニカ、ル、本月十三日ノ、於南殿御覽、中納言顯忠卿候御前、先

覽上野、擇取如常カ、下略、武藏秩父駒牽ノコトニカ、ル、本月十三日ノ

天慶六年八月二十八日

天慶六年九月二日 五日 十日

九月大丙子朔盡

二日、丁中務、式部兩省ノ季祿符請印ヲ止ム、

〔類聚符宣抄〕六雜例

中納言藤原元方卿宣、中務、式部兩省、依官人不具、去八月十日、不申諸司當年
秋冬季祿目錄、須任先例、令進過狀、然而此般許殊從寬宥、宜除彼兩省之外、自
餘諸司請印其季祿符者、

天慶六年九月二日

大外記兼近江權少掾三統宿禰公忠奉

五日、庚辰是ヨリ先、太政大臣忠平、屢上表シテ關白ヲ辭ス、是日、忠平ヲシ
テ暫ク官奏ニ候スルコトヲ停メシム、

〔符宣抄〕別本

可太政大臣暫停官奏之事、自外万機悉關白□□事カ

頻上表云、

天慶六年九月五日官カ□

十日、乙酉伊勢例幣ニ依リ、行幸ノコトヲ召仰ス、

〔西宮記〕

○恒例三九月十一日奉幣奉

天慶六年九月十日、上卿參陣、可有

二省以外
諸司季
祿符ニ請
印ス

關白元ノ
如シ

藤原師輔
願ノ五七日
願文

明日行幸之由奉仰、令外記召仰諸衛、

十二日、丁亥大納言藤原師輔室從三位藤原盛子薨ズ、

〔願文集〕七

弟子師輔、歸命三世、稽首十方、心之難忍者、少日之舊契也、衣之易沾者、之脱カ大夜新
別也、與人何說、禮佛欲言、逝者藤原氏、合昏之後、結褵以來、星廻霜換十二餘年、又カ
其間絲蘿投紛、巾櫛許勤、男是四男、女亦五女、或短羽漸慰、已登朝階之端、或稚
毛猶疎、未離暮巢之裏、而去春以後、重痾無間、霧露亂而難消、簾帷掩而不樂、枕
中肘後、救療之方失功、名山靈河、禱請之術無驗、去月十二日、黃壤忽隔、翠闥長
虛、有爲世之前、歡既短春夢、無常界之後、悼更添愁悲、秋歟夫緣盡必滅、豈猶我之憂
乎、運窮遂空、是皆人之歎也、須觀浮世之常理、以慰幽途之深傷、然而視聽所觸、
感懷易驚、每聞長幼慈慕之聲、彌增心肝如裂之思、然間大陽之光不居、中陰之
忌云滿、何只望松霞、焦懷土之胸、不如占蓮臺、廻成道之慮、投一念假五絕之功、
摧中丹求後素之妙、所圖者應化之滿月、所寫者方便之貫花、於是胎藏界曼荼
羅一鋪、金字妙法蓮華經一部八卷、小經各一卷、修繕已成、莊嚴亦畢、便於禪林
道場、聊以奉供養之、殊尋此寺、非無其心、石泉猶咽、遺哭別之聲、煙霞未晴、留送

天慶六年九月十二日

供養ノ爲
曼荼羅ノ
曼茶羅ヲ
曼シテ
曼圖ヲ
曼等ヲ
曼寫ス

天慶六年九月十二日

愁之色、是以掃紅葉之地、展白業之筵、演說即屈六十口之淨行、證明只仰四八相之眞容、伏願、依我匪石、訪彼歸泉、不疑幽魂得果、往生於西方之花、唯歎尸鳩異仁、變化於北芒之燼、抑逝者、及於臨終、長以入道、洋身雖盡、梵服尙存、何徒留置於虛室、皆悉施捨於空門、欲爲他方登覺之飭、莫言此界遺恨之衣、凡厥分段之鄉、併向出離之路、弟子ム敬白、

天慶六年十月十八日

作者大江朝綱

〔日本紀略〕

冷泉天皇

康保四年十月廿四日、己卯、詔贈故從三位藤原盛子正一位、

〔尊卑分脈〕

藤原氏眞作孫

經邦

女子盛子

〔尊卑分脈〕

藤原氏冬嗣孫

師輔

伊尹

母從四上武藏守經邦女、

兼通母同伊尹公、

兼家 母武藏守從五位上藤原經邦女、贈公正一位盛子、伊尹

忠君 母右兵衛督正四下爲貞信公子、

女子 母安子中宮從三位村上后、冷泉圓融母后、

女子 母登子尙侍從二位先重明親王、後村上貞觀殿尙侍、

女子 母左大臣高明室、三君惟賢、俊賢等母、

女子 母同、

女子 母同、

〔大鏡裏書〕 中宮安子崩事

村上御記曰、應和四年四月廿九日、○中皇后是前右大臣藤原師輔朝臣第

一女、諱安子、母故出羽守藤原經邦之女盛子也、

女御愆子事、冷泉院

右大臣師輔女、母贈正一位盛子、

○師輔、法性寺ニ於テ、盛子ノ周忌法會ヲ修スルコト、七年九月九日ノ條ニ、盛子、正一位ヲ贈ラル、コト、康保四年十月二十四日ノ條ニ見ユ、

十六日、卯、穢ニ依リテ、皇大神宮遷宮ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕

村上天皇

應和二年八月廿二日、丁未、宮中觸穢、仍立札於陣、伊勢大

天慶六年九月十六日

天慶六年九月二十二日

二八二

神宮遷宮事、依穢延日之例、大外記傳說勘申天慶六年大神宮遷宮○中例、○西宮記異

〔西宮記〕○臨時一家臨時奉幣 同年八月廿二日、被勘太神宮遷改定例、天慶六年、內宮、

〔太神宮諸雜事記〕朱雀天皇 天慶六年九月、太神宮御遷宮、

〔中右記〕嘉保二年九月七日、己亥、

裏書 寬平以後伊勢內宮廿年遷宮、外宮ハ次二年、必
有遷宮也、○中略

天慶六年、

〔二所太神宮例文〕第廿六二所太神宮正遷宮、臨時并假殿遷宮次第

天慶六年、癸卯內宮遷宮、朱雀院自延長二年及廿年、造宮使茂生、

○久志本年代記拔書、河邊家譜、異事ナキヲ以テ略ス、

二十二日、酉穢ニ依リテ、諸社奉幣ヲ延引ス、

〔北山抄〕奉幣諸社略記 天慶六年九月廿二日、依禁中穢、上卿著侍從所、宣

命、申大相府、依重服人在家中、不被奉之、仍差外記、令申左大臣家、依同事不被奉之、又令申殿、可用白紙者、此間依觸穢人著侍從所、停止已畢、

造宮使茂生

穢中諸社宣命白紙ヲ用フ

十月丙午盡

一日、丙午旬、

〔西宮記〕旬十月 天慶六年十月一日、旬云々、了右大將實賴卿語仰云、旬日給

扇時、內侍持之、出御屏風下、出居次將進取、願置臺盤上云々、

六日、辛亥諸國ノ神位記ニ請印ス、

〔北山抄〕六神位記等事 同六年十六、師輔卿內印、次請印神位記、

○石清水八幡宮ノ若宮ニ從五位下ヲ授クルコト、六年三月十一日ノ條ニ、諸國ノ神位記ヲ定メ、又神祇官、諸國司等ノ、私ニ神階ヲ授クルコトヲ禁ズルコト、八年六月二十七日ノ條ニ見ユ、

十日、乙卯興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕六年、癸卯講師明仙年五十八、藤冊九、左京氏、天台宗、五月六日宣、八日講、延曆寺、

研學禪景年、藤

〔三會定一記〕一 同六年、五月六日宣、五十八、延曆寺、天台宗、豎義禪景、次、安澄、

二十六日、辛未賭弓負態アリ、

〔北山抄〕九、羽林、要抄裏書、給懸物儀 天慶六年十月廿六日、今日有弓場負態事、

天慶六年十月一日 六日 十日 二十六日

二八三

扇ヲ賜フ

先ッ内印請印アリ

武德殿出
御延光王ニ
賭物ヲ賜フ

天慶六年十月二十六日

二八四

主上御東弓場藏人頭師氏朝臣來召之云々、无位延光王、中科所掌、敦敏進取懸物、召延光賜之、一拜退出、

十一月大乙亥盡

十五日己丑大神宮司、伊賀山田前郡司伊賀良茂ノ、私ニ神領宇太良手山ノ地子物ヲ勘取スルヲ禁ズ、

〔光明寺舊記〕〇伊勢

謹辭 請神序御牒壹紙事

被載不可勘取太神領山地子物狀宇太良手山内

右被今月十五日御牒、同十七日到來、併伴地爲太神御領馳經年序也、而衙號

私地、其居住人人等、強切勘地子物等、爰得磯忠、安則、沙彌仁勢等、□月十三日

愁狀云、山田前郡司號吾地、其地子物等被勘取、其遺令進期狀者、依愁狀案物

意、所被行尤無道也、其由何之、神明知、□太御領地、何被稱吾地哉、以之謂之、太

神御領地、似被奪取也、仍牒送者、爰依有先祖傳領侍内、無他妨、而來牒旨、太神

領山内者、然則未知此由之間領侍也、然而可有四至步數之内、更不可有妨、仍

勒事狀、謹解、

十八日壬辰、豐明節會、

〔政事要略〕二十六年十一月二日年中行事二十六
吏部記、天慶六年十一月十八日、新

天慶六年十一月十五日 十八日

二八五

良茂ノ請文

神序ノ牒

磯忠等ノ愁狀

師輔所勞
參依り不

雜意ノ大
夫アリ

王卿御前
ニ候ス
成明親王
御酒ヲ供
ゼラル
敦實親王
舞踏セラ
ル

挿頭ヲ賜

半袖ヲ脱
グテ奉ジ
勅ヲ奉
テ舞ヲ整
フ敦實親
王ハ殿上
ニ非ズ
曲宴アリ

裝束ヲ調
へ替フ

天慶六年十一月二十三日

二八六

嘗會、群臣座定、内辨右大將實賴卿、奏大納言師輔卿有所勞、不候列由、召之、先例、或三獻後、奏後參者、而未御膳奏之、大早也、

〔西宮記〕

七月中節會

九記云、同七年正月七日云々、大納言師輔著宜陽殿座、

略○中上卿仰云、有雜意大夫等、依例不可預見參、但賜任符未向任國司、先例如何、公忠申云、去年新嘗會節如此之輩、申内辨大納言、々々仰云、至于此度殊許之、至于以後、未必可許者云々、

前田家本西宮記ヲ以テ補正ス、

天慶六年十一月十九日

前郡司伊賀良茂

二十三日、賀茂臨時祭、式部卿敦實親王ノ昇殿ヲ聽ス、

〔西宮記〕

六前田家本

賀茂臨時祭

天慶六年十一月廿三日、臨時祭云々、

右中將師氏、右少將義方等朝臣、持重盞勸陪從使等云々了、有召、王卿候御前及求子舞、右大將降將行酒、暫立陪從列、還候殿上、御厨子所供御酒、上野親王供之、公忠朝臣執銚子、御盃給式部卿親王、々々受盃復本座、召土器寫酒、返御盞了、飲之置器座側、降西階舞踏、左旋而、從南橋復座、乃流其巡云々了、式部卿親王被聽昇殿也、

〔政事要略〕

十一月十八日

年中行事二十八
下西賀茂臨時祭事

吏部記、天慶六年十一月廿三

日、賀茂臨時祭、及于賜挿頭、式部卿、上野太守不動座、余即賜使料、使等起座、式部卿親王稱例、休長橋南侍臣座、諸王卿同候之、須臾有召陪殿上、及求子舞進、

右大將降殿、賜酒舞人、袖進舞誤起雌拍、義方朝臣就邊喻正之、整舞、大將行酒、

次暫立陪從列、有頃、還候殿上、御厨子所進御酒云々、示之式部卿親王、々々陳、

非殿上人難先供、即催上野親王供之、次式部卿供之、使等退後有曲宴事、令供、

第三御觴、招近江守公忠朝臣執銚、語云、先例、第一親王或賜御盃、前度式部卿、

供時無此事、頗冷淡、此度供、次卿、可候氣色、公忠云、二獻以上例無此事乎、予即、

供進之、次公忠候天氣、上御杯式部卿、余即端笏而退、親王受御盞復本座、召土、

器寫酒、返御盞了、飲之置器座側、降西階舞踏、左而退、從南橋復座、乃流其巡、臨、

昏式部卿起見風、有令暫候之勅、即起座、傳仰扶親王進昇殿之間、藏人頭左中、

將師氏朝臣來、告式部卿被聽昇殿由、彼親王奏慶之間、依醉不候、

二十九日、穢ニ依リテ、石清水臨時祭ヲ延引ス、

〔西宮記〕

六前田家本

賀茂臨時祭

吏部記云、同六年十一月廿九日、

石清水祭使等、皆給裝束、奉仕御禊、欲發笛歌之間、忽有觸穢、仍止神事云々、十、

二月十五日可奏云々、裝束調替之由、

見此記云々、

天慶六年十一月二十九日

二八七

天慶六年十一月二十九日

二八八

〔石清水文書〕五田中家文書附錄 至自天慶

〔臨時祭事上〕同祭延引吏部記

犬産穢ア

同天慶六年十一月廿九日、癸卯、可有石清水祭事、仍使舞人倍從、皆給裝束、奉仕御禊、欲發留之間、從太政官右少辨曹司、犬産穢通内裏、仍停止神事云々、

十二月乙巳朔盡

八日、壬子成明親王ヲ大宰帥ニ任ズ、

〔日本紀略〕村上天皇、諱成明、中六年十二月八日、任太宰帥、

〔皇年代略記〕村上天皇、六年十二月六日、任太宰帥、十八、

〔敍位除目執筆抄〕天慶六十二五京官、七日、執筆大納言藤

〔公卿補任〕五應和三年 參議從四位上藤賴忠、四十、同九月十六日任右兵衛

佐、

○一代要記、大鏡裏書、異事ナキヲ以テ略ス、皇年代略記、任日ヲ六日ニ作ル、今日本紀略ニ據リテ揭書ス、親王ヲ上野太守ニ任ズルコト、五年十二月十三日ノ條ニ、皇太子ト爲スコト、七年四月二十二日ノ條ニ見ユ、九月十六日、藤原賴忠任官ノコト、便宜合敍ス、

十一日、乙卯穢ニ依リテ、神今食祭ヲ神祇官ニ行フ、

〔西宮記〕六月神今食 同六年 家本ニ據リテ改ム、十二月十一日、於神

祇官有祭事、權少外記眞能、乍立南門行事、依内穢也、少納言、辨、史生、官掌等云々、參了、參議忠文朝臣著南廳座小忌親王、納言不參、云々、

天慶六年十二月八日 十一日

二八九

天慶六年十二月十二日 十七日

二九〇

十二日、丙辰諸社ニ奉幣ス、

〔北山抄〕

六奉幣 諸社事 略記

同年十二月十二日、不穢上卿源中納言一人也、而

稱病不參、彼遂不參、依仁和例、觸穢上卿可行者、宣命昏自陽成院可被奉之由、

召仰別當元直畢、源中納言 參入

十七日、辛酉官符ヲ山陰道諸國司ニ下シテ、早ク封事ヲ上ラシム、

〔符宣抄〕

別本

太政官符山陰道諸國司

應早進封事

右公卿大夫、及京官外國五位已上、職居官長、秀才明經課試及第、各爲儒士之

者、可上封申、申去年三月十日詔、即同月十九日頒下、司等、

徒送年月、于今未進、緩怠之甚、責而大納言正三位兼行右近衛大將陸奥

出羽按察使原朝臣實賴宣奉勅、宜加下知、早令上之者、諸國承知、依宣行之、

不得緩怠、符到奉行、

從五位上守權右少辨源朝臣俊

右大史正六位上船宿禰實平

天慶六年十二月十七日

仁和ノ例
ニ依ル
陽成上皇
宣命紙ヲ
奉ラル

去年三月
十日ノ詔
緩怠シテ
未ダ進メ
ズ

○詔シテ、封事ヲ上ラシムルコト、五年三月十日ノ條ニ、重ネテ封事ヲ
上ラシムルコト、七年正月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十四日、辰戌宜陽殿ニ於テ、日本紀竟宴ヲ行フ、

〔日本紀略〕

朱雀院

十二月廿四日、戊辰、於宜陽殿、有日本紀竟宴、

〔日本紀竟宴和歌〕

天慶六年

日本紀竟宴、各分史、得王仁一首、并序、

從五位下行大內記兼近江權少掾橘朝臣直幹

橘直幹ノ
序及ヒ歌

原夫有國有家之后、先設記言記事之官、所以知萬代之規摹、察百王之號令
者也、是用元正天皇御宇之時、勅一品舍人親王、從四位下太朝臣安麻呂等、
俾撰日本書紀、上起混沌、下別人神、始於辛酉之元、終於壬寅之歲、摠三十卷、
勸爲一家、自彼天孫排雲衢八重之路、仙蹕降日向千穗之峯、神倭臨曲浦而
逢漁人、烏鳥指中洲而爲鄉導、泊于持統禪讓之際、傳以洪基、文武謳歌之初、
受其曆數、乃是四十二帝之興衰者、纖微必錄、一千餘年之治亂者、旨要無遺、
寔著述之菁藻、爲皇王之炳戒、由斯弘仁承和之朝、元慶延喜之世、重開講席、
累叩疑問、聖上纂統、天下無爲、扶桑之域歸仁、細柳之鄉慕化、超周郁々、邁舜
巍々、運屬時休、思講國典、故承平六年之冬、令阿州別駕田大夫說之、大夫桂

天慶六年十二月二十四日

二九一

弘仁承和
元慶延喜
四朝ノ開
講
承平六年
冬、矢田部
公望ヲシ

天慶六年十二月二十四日

二九二

苑甲科、蘭臺高第、網羅百氏、尋其廣則雲夢鄧林之飛走不逃、苞括群流、論其
深則三江五湖之波濤盡入、內染提撕之慈訓、外受教誨於先師、即應絲綸、始
披講授、藻鏡懸鑒、光澄宇宙之間、華鐘待撞、響徹雲霞之表、天慶二年季冬之
末、東西邊州風塵不靜、干戈之備嚴肅、講誦之音寂寥、俄而盪滅二兇、澄清四
海、寰區寧謐、禮樂復興、尋以講之、其禮如故、中間別駕累遷美州紀州、六年九
月、傳授始畢、至其十二月二十四日、聊仍舊貫之儀、以行澆章之禮、于時王公
大夫、碩儒博學、鸞鷲接翼、朱紫成群、宛然茅洞之春遊、髣髴蓬壺之夜宴、鳴琴
緩鼓、別鶴啼鳥之曲欲終、羽爵頻飛、中山上若之流無數、請分舊史、各詠新歌、
欲扇遂古之餘風、續先朝之故事、其詞曰、

和多津見野、千倍野肆羅奈身、古江天沾會、八島乃國仁、布箕波都太不禮、○和訓及ヒ傳

記略ス、下同ジ、

得天稚彥二首

學生蔭子正七位上藤原朝臣利博

安麻都賀美、耶保與魯都度波、意賦奈禮度、阿咩和賀飛古能、難古蘇多賀氣禮、
度利能禰遠、度賀武流比度能、難賀利勢波、安麻能發波耶波、駕幣羅(非カ)裝良摩事、

得天穗日命二首 明經得業生從六位下行伊豫權大目秦宿禰敦光

阿麻能保毗、宇氣毗母志屢句、安禮麻斯且、賀美能意辨雄度、難理爾氣流賀難、
安志波羅能、美都保能句爾々、智發耶布留、賀美武計與度蘇、阿麻句多志鷄流、
得天兒屋根命二首 文章生正六位上源朝臣仲遠

度固野美珥、阿萬且瑠呵美袁、異酒離且蘇、菟岐飛度登毛珥、能智婆瑳駕遊流、
阿瑳儺阿瑳儺、底瑠飛迺斐駕離、彌屢語苦珥、固野泥能美虛度、伊菟伽倭儒麗伴、

得秦酒公 外從五位下行造酒正葛井宿禰清鑒

己止能禰濃、阿波麗那禮波夜、數梅羅機瀾、飛多能多久美濃、都美烏喻留勢流、
得段揚爾 勘解由次官從五位下三善朝臣文明

多仁野宇仁、飛止爾古衣太留、波加勢加毛、和加夜之麻麻且、奈見和氣久禮波、
得思兼神 從五位下行大外記兼近江權少掾三統宿禰公忠

度固豫那瑠、登離迺胡惠爾會、伊婆斗々智、毗假利難岐豫波、安氣波芝賣氣流、
得浦島子 少納言兼侍從從五位下大江朝臣朝望

宇羅志麻能、許々呂兒加奈布、都摩衰衣天、加米野世波比遠、東裳兒會部氣留、
得木祖句句迺馳 縫殿頭從五位下源朝臣公輔

玖玖之知加、宇美保度古世流、伊呂伊呂之、木古曾見屋古之、加佐里奈利氣禮、

天慶六年十二月二十四日

二九三

天慶六年十二月二十四日

二九四

藤原近相

得田邊伯孫

從五位下守治部大輔藤原朝臣近相

伯孫可、埴馬作之、時與利曾、器佐部、豐奈利氣留、

平齊章

得草祖草野姬

兵庫頭從五位下平朝臣齊章

度志古度乃、波留也、无加芝之、加也之比女、野丹毛也、萬丹毛、九佐之毛由良无、

源泉

得玉依姬命

從五位上少納言源朝臣泉

和陀都彌遠、伊底玖麻斯計武、胡虛路故蘇、夜麻讚智比胡能、與咩度作弊那禮、

源俊

得事代主神

從五位上守權右少辨源朝臣俊

瀨胡斗能驪、俄斯古美傳胡楚、毛路隨布禰、虛志譽理美保能、讚機邇都驪勢禰、

菅原在躬

得王辰爾

從五位上守右少辨菅原朝臣在躬

事留古登能、安流度難岐度能、弊多天遠發、三日波駕利度毛、伊布邊嘉理氣利、

橘實利

得衣通郎姬

從五位上行少納言兼侍從紀伊介橘朝臣實利

天利爾天留、加保波太禮曾止、度不末天仁、比賀利度保禮留、幾見加於度飛女、

紀在昌

得阿直伎

從五位上行式部少輔紀朝臣在昌

久太良與利、奈見遠和氣許之、岐見奈禮婆、奈遠波奈加禮天、乃許須奈留倍之、

藤原有相

得櫛玉饒速日命

從五位上守左少辨藤原朝臣有相

源治

久多利古志、阿麻能伊波布禰、伊波禮比古、美也波志咩勢留、志流弊難理氣利、

得土倉阿弭古

從五位上行前參河守源朝臣治

安美乃宇知丹、加々利波志女之、久知與利裳、者那知加弊佐奴、那氣岐萬佐禮里、

藤原師尹

得聖德太子

從四位下行右中辨藤原朝臣師尹

佐支弭保敷、波奈乎者於幾旦、登與止美己、萬津爾者見萬須、伊呂那賀利介理、

小野好古

得物部麤鹿火大連

從四位下行左中辨小野朝臣好古

阿羅賀比羽、都久志野伊者井、多稗良氣且、古許呂由賀須曾、於毛布倍良奈留、

大江朝綱

得伊弉諾尊

從四位下行民部大輔兼文章博士大江朝臣朝綱

賀曾伊呂婆、阿婆禮度美須夜、毗留能古婆、美斗勢爾那理努、阿根多々須志天、

藤原俊房

得豐玉姬命

備中權守從四位下藤原朝臣俊房

奈美遠和介、倭我比能毛度遠、多都禰古之、毗志利濃美與能、於夜仁佐利藝留、

大江維時

得國常立尊

從四位下大學頭兼文章博士備前守大江朝臣維時

安馬能芝多、乎佐牟留波之女、牟須毗於幾旦、豫魯菟與萬矩珥、多愛努那利氣理、

源公忠

得月夜見尊

從四位下守右大辨兼行近江守源朝臣公忠

都喜餘美濃、安女爾農保利且、野瀨毛那久、阿岐良氣幾豫乎、美瑠我陀能芝佐、

天慶六年十二月二十四日

二九五

天慶六年十二月二十四日

二九六

源仲宣

得的戶田宿禰

右兵衛督從四位下源朝臣仲宣

源由道

久魯賀禰能、麻度遠度保世流、伊佐美爾蘇、奈烏多麻波利且、與爾都多弊計留、

藤原有聲

得保食神

從四位下行兵部大輔源朝臣由道

源國淵

伊津久散能、多奈津毛能雄者、宇介毛智野、加美曾那志介流、與呂津夜能多咩、

藤原在衡

得菟道釋郎子

從四位上行式部權大輔藤原朝臣有聲

源高明

譽田能幾美波、於止古遠曾、迷久美多麻倍留、久仁遠由都留、古止濃不可幾爾、

源高明

得秦大津父

從四位上左京大夫源朝臣國淵

源高明

大可美遠、多須介天能智曾、大津父可、不歌久佐與利波、那利天多利介留、

藤原在衡

得雄朝津間稚子宿禰天皇

參議左大辨從四位上兼行備中守藤原朝臣在衡

藤原在衡

萬賀宇智遠、久可倍溫須惠傳、和玖能美箇、王多濃多摩讚部、安羅波禮仁計驪、

源高明

得天國排開廣庭天皇

參議從四位上行左兵衛督兼紀伊權守源朝臣庶明

伴保平

於保美度求、比呂邇波須女良、微與那禮波、阿多志久爾佐弊、阿麻多幾都加布、

源高明

得御間城入彥天皇

參議大藏卿正四位下兼行播磨守伴朝臣保平

源高明

美萬支比古、與能奈加和多須、古々呂阿利天、奈久天者阿之支、不禰川久利介利、

源高明

得天命開別天皇

參議正四位下兼右衛門督行備前權守源朝臣高明

源清蔭

得大泊瀨天皇

中納言源朝臣清蔭

藤原師輔

得大鷦鷯天皇

從三位守大納言兼行中宮大夫藤原朝臣師輔

藤原實賴

得活目入彥五十狹茅天皇

大納言正三位兼右近衛大將陸奧出羽按察使藤原朝臣實賴

重明親王

得天萬豐日天皇

中務卿重明

矢田部公望

安馬豫魯都、豫呂菟農美那烏、都多數留波、久爾多毗良氣岐、與々能賀須駕毛、

久仁牟氣芝、保古能佐紀與利、都多倍玖留、美太末濃扶由番、計輔曾宇禮之義、
知保安幾乃、久爾遠婆米多留、阿度乎能美、豫呂都余伊磨毛、和須禮野波洲流、

〔西宮記〕

十一時 臨 前 講 日本紀事 講 日本紀博士等例 中

天慶六年、講博士紀伊介矢田部公望、序者大內記橘直幹、土倉者前三河守源

天慶六年十二月二十四日

二九七

講博士矢田部公望

天慶六年十二月二十六日

二九八

〔注カ〕
泐得之、

其中秀句、得伊弉諾尊、民部大輔大江朝綱、
駕組色馬、如何二憐度、思藍、三年尼鳴奴、足不立子乎、〔注カ〕被放官及三年也故云
代々例、枚數甚多、非可書盡、仍但顯秀句也、

〔釋日本紀〕一題 日本紀講例

朱雀承平六年十二月八日、アリ、其條

博士從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望、宜陽殿東廂講之、

竟宴、天慶六年十二月二
十四日、依亂逆引、

序者、從五位下行大內記兼近江權少掾橘朝臣直幹、

歌人、中務卿重明親王
以下三十七人、

○矢田部公望ヲシテ、宜陽殿ニ於テ、日本紀ヲ講ゼシムルコト、承平六

年十二月八日ノ條及ビ天慶二年四月二十六日ノ條ニ見ユ、

二十六日、庚、荷前、

〔九條殿記〕○部類年中行事 荷前事 同六年十二月廿六日、庚、有荷前事、

右大將依物忌不被參、仍下官行事、今日使公卿中納言源、清蔭、參議高明、保平、

庶明、在衡合五人、自餘皆申障不參、

〔北山抄〕二十三年中要抄下 十二月 御物忌時、下給差文於外記、以後日

奏之、見天慶六年
私記、

〔北山抄〕二十二年中要抄下 雨儀、○中 内豎大舍人等昇八足、立長樂門前、

略、使長官次官昇之、經左掖門前、立春興殿西廂北砌上、○註、退立左掖門内北

掖、○註、侍從内舍人立門外、御拜畢、昇案退出、兼手者重昇之、天慶六年例、參入

云、

〔政事要略〕二十九年 年中行事 二十九 天慶三年十二月廿四日、○中 未二

點天皇御宜陽殿、○註、使公卿以下一々起座、列立於承明門外、○註、内藏寮置

列幣物於其間、○註、同刻使等於承明門、大舍人等先例、尤如此、懸手幣者、次官

長二人出來門外昇之、異角壇上、長官次官相對、一々昇其案東進、○註、入自長樂

門、經左掖門前、到春興殿乾角、膝行樹案於薦上、抽笏而退歸、○中 而今年八陵

之下、置件二陵、失也、每置幣物、使等退歸、○註、若兩陵可相兼、懸手幣於左腋門

興殿、南廊下、參議以上、轉昇立御前、

二十七日、辛、外記政、

天慶六年十二月二十七日

二九九